

第 1 編 建築基準法関係規定 Q & A

第 1 編 建築基準法関係規定 Q & A

目 次

第 1 章 構造規定の基本事項

- 1-1 構造計算上の建築物の高さ
- 1-2 鉄骨造ルート 1-1 の適用について
- 1-3 H19 年国交告第 593 号第三号の併用構造

第 2 章 仕様規定

- 2-1 木造軸組工法の建築物における仕口金物の取扱い
- 2-2 土留めを兼ねた組積造、補強コンクリートブロック造の塀
- 2-3 鉄骨柱の耐火被覆について
- 2-4 高強度コンクリートの取扱い
- 2-5 土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造方法について

第 3 章 構造計算規定

- 3-1 エキスパンションジョイント部分の相互距離
- 3-2 杭頭モーメントの地中梁への曲げ戻し
- 3-3 層間変形角の緩和の取扱い
- 3-4 ペントハウスの層間変形角の確認の要否
- 3-5 塔状比の算定方法
- 3-6 鉄骨造における局部座屈等の検討
- 3-7 昭和 55 年告示第 1791 号第 3 ただし書きの取扱い
- 3-8 昭和 55 年告示第 1791 号第 2 の取扱い
- 3-9 昭和 55 年告示第 1791 号第 3 各号の適用範囲
- 3-10 剛床仮定が成立しない場合の剛性率、偏心率の確認方法
- 3-11 枠組壁工法と他工法の併用
- 3-12 持出し床先へ耐力壁を設置する場合の注意点
- 3-13 塔屋の構造計算における筋かいの水平力分担率 β による応力割増
- 3-14 丸鋼ブレースの使用
- 3-15 鉄骨パネルゾーンにおいて考慮すべき事項
- 3-16 鉄骨造の梁端部にハンチを設ける場合の注意点
- 3-17 令と JASS における鉄筋のかぶり厚さの相違
- 3-18 付着の検討方法
- 3-19 壁式鉄筋コンクリート造における無開口の壁梁の必要性
- 3-20 壁式鉄筋コンクリート造における鉛直支点間距離の取り方
- 3-21 壁式鉄筋コンクリート造における吹き抜けのある場合の設計方法
- 3-22 混構造建築物の剛性率

第 4 章 荷重及び外力

- 4-1 令第 85 条積載荷重の表にない荷重の取扱い
- 4-2 クレーンの積載荷重
- 4-3 クレーン荷重の留意点
- 4-4 乗用車専用車庫の積載荷重
- 4-5 屋根の積載荷重

- 4-6 ラック倉庫の積載荷重
- 4-7 倉庫業を営む倉庫の積載荷重
- 4-8 倉庫などにおける部分的載荷
- 4-9 垂直積雪量
- 4-10 風圧力の低減

第5章 許容応力度・材料強度

- 5-1 JIS 規格品の材料強度の基準強度の割り増し
- 5-2 コンクリート許容応力度の令と学会規準との相違
- 5-3 地盤の内部摩擦角 Φ の算出方法
- 5-4 地盤調査の方法
- 5-5 地盤の粘着力等の N 値による換算
- 5-6 支持地盤の下に軟弱な地盤がある場合の取扱い
- 5-7 地盤の許容応力度を求める場合の Df の取り方
- 5-8 平板載荷試験による地盤の許容応力度
- 5-9 地盤の液状化の検討方法
- 5-10 特殊な工法などによる杭の取扱い
- 5-11 短い杭の定義と先端支持力の算定
- 5-12 杭の水平力計算における地盤反力係数の算定方法
- 5-13 杭に生ずる負の摩擦力
- 5-14 鋼管杭の杭体の長期許容応力度及びその低減
- 5-15 場所打ち杭の支持力算定式における取扱いと構造上の注意点

第6章 仮設建築物・既存建築物

- 6-1 法第 85 条第 5 項の仮設建築物の構造計算方法
- 6-2 法第 85 条第 5 項の仮設建築物への使用材料制限
- 6-3 既存建築物の増築の取扱い
- 6-4 既存建築物の用途変更における構造上の取扱い
- 6-5 構造耐力上の危険性が增大しないことの確認方法について

第7章 工作物

- 7-1 既存建築物の屋上等に広告塔を新設する場合の取扱い
- 7-2 擁壁の高さの取扱い
- 7-3 擁壁の構造計算方法
- 7-4 特殊材料及び工法による擁壁の取扱い
- 7-5 擁壁の高さ及び延長の限度

1-1

構造計算上の建築物の高さ

関連条項： 法第20条

参 考： ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 45、No. 103、技術基準解説書P247～248
改正建築基準法（平成27年6月1日施行）に係る質疑応答集 構造関係 No. 4

【質 問】

構造計算ルートを判定するための建築物の高さはどのように考えればよいですか。

【回 答】

構造計算ルートを判定するための建築物の高さは、原則として令第2条第1項第六号の定めによって算定します。

法第20条第2項により、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法で接している場合は、法第20条第1項の適用について別の建築物とみなし、構造計算ルートを判定するための高さは、別の建築物ごとに算定した令第2条第2項に規定する地盤面からの高さとしします。

1-2

鉄骨造ルート1-1の適用について

関連条項：法第20条、令第36条の2、平成19年国土交通省告示第593号第一号イ
参 考：

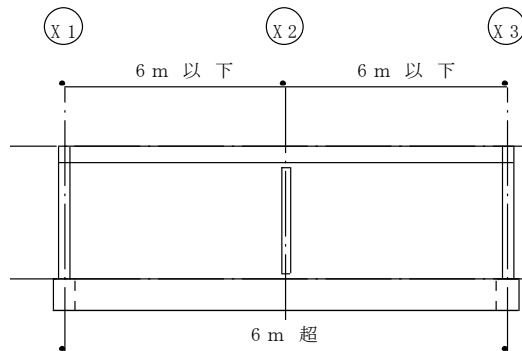
【質 問】

下図①または②の架構の場合、鉄骨造ルート1-1は適用できますか。

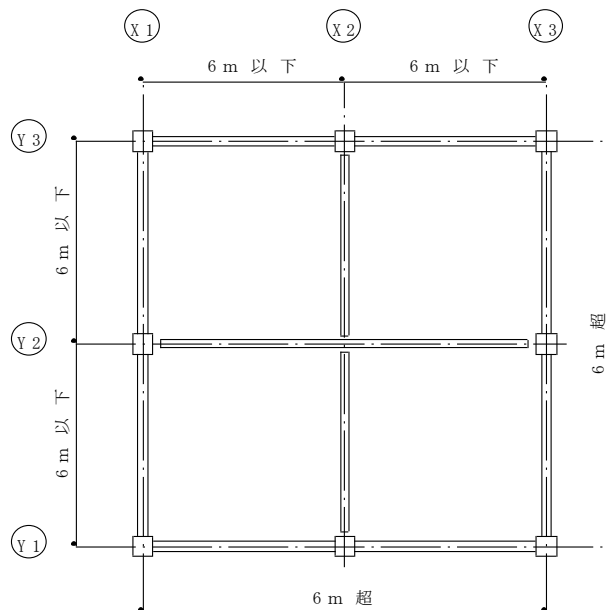
【回 答】

平19年国交告第593号第一号イ(1)の「架構を構成する柱の相互の間隔」について、下図の場合はルート1-1の適用は認められません。

- ① 間柱（軸力のみを負担し、水平力を負担しない柱）を設けたスパンが6m以下となる場合



- ② スパンが6mを超えている柱間に、両端をピンで接合する梁を設けた場合



1-3

H19年国交告第593号第三号の併用構造

関連条項：法第20条、令第36条の2、平成19年国土交通省告示第593号第三号

参 考：技術基準解説書P448～450

【質 問】

2以上の構造を併用する建築物について、平19国交告第593号第三号の併用構造となる建築物はどのようなものですか。

【回 答】

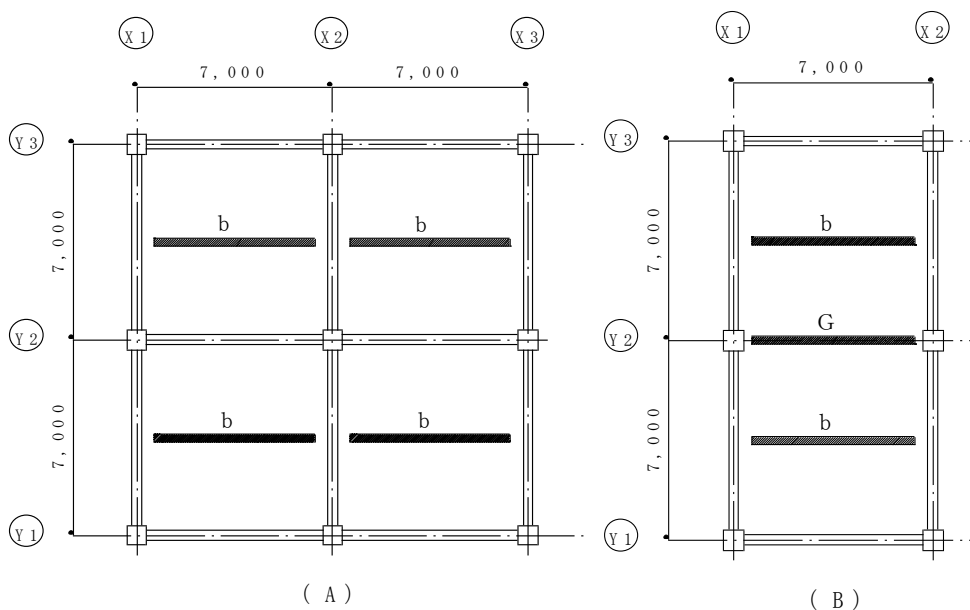
令第36条の2第五号に基づく、平19国交告第593号第三号の併用構造については、架構を構成する部分が異種構造である場合とし、以下の通りです。

●木造＋鉄骨造

- i 筋交を鉄筋（令第45条）・横架材を鉄骨（令第47条）とした場合、大臣の認定等を取
得したもので令第46条第4項の表1の軸組に該当するものであれば「木造の建築物」
とし、併用構造としない。
- ii iを除き、柱が木造で、架構を構成する梁がすべて鉄骨造であれば、併用構造とする。

●鉄筋コンクリート造＋鉄骨造

- i 柱・梁がすべて鉄筋コンクリート造であり、一部の小梁（b：床のみを支える梁）を
鉄骨造とした場合（下図A）は、鉄筋コンクリート造とし、併用構造としない。
- ii 柱がRC造であり、架構を構成する梁（G：下図B Y2通り）を鉄骨造とした場合は、
併用構造とする。



2-1

木造軸組構法の建築物における仕口金物の取扱い

関連条項：令第47条、平成12年建設省告示第1460号

参 考：技術基準解説書P125

【質 問】

木造軸組構法では、どのような仕口金物が使用できますか。

【解 説】

木造建築物における構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法は、建築基準法施行令第47条の規定に基づき、平12建告第1460号で定められています。

この告示に適合する金物の例は以下のとおりです。

- ① （公財）日本住宅・木材技術センターによって認定を受けたZマーク表示金物
この金物は告示の仕様に適合していますので、告示で示された仕口の接合に使用できます。
- ② （公財）日本住宅・木材技術センターによってZマーク表示金物と同等の性能を有するとして認定を受けた金物（DマークまたはHWマーク金物）
この金物は、告示文上の「又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法」に適合しますので告示の仕様の金物の代わりとして使用できます。
- ③ 指定性能評価機関による性能評価を受けた金物
この金物は、指定性能評価機関が発行する「平成12年告示第1460号〇〇に該当する」旨の記載がある性能証明書（試験報告書）により、告示文上の「同等以上の接合方法としたもの」に該当するものとして、性能証明書に示された仕口の接合に使用できます。
なお、この認定による金物を使用する場合は、建築確認申請書に性能証明書の写しを添付してください。

（参考）

- Z：木造軸組工法住宅用接合金物
- C：木造枠組壁工法住宅用接合金物
- M：丸太組工法住宅用接合金物
- D：上記と同等認定金物（旧HWマーク）
- S：性能認定制度による金物（平成13年度～）

2-2

土留めを兼ねた組積造、補強コンクリートブロック造の塀

関連条項：

参 考：

【質 問】

土留めを兼ねた組積造、補強コンクリートブロック造の塀はどのような構造にすればよいですか。

【回 答】

土圧を受ける部分については原則一体の鉄筋コンクリート造とし、構造計算により安全を確かめる必要があります。

2-3

鉄骨柱の耐火被覆について

関連条項：令第70条、平成12年建設省告示第1356号第1

参 考：技術基準解説書P164

【質 問】

令第70条の規定による鉄骨柱の防火被覆は、何階まで行なう必要がありますか。

【回 答】

令第70条の規定による防火被覆が必要な鉄骨柱は、全ての階の柱とします。ただし、平12建告第1356号第1により、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合に該当しなければ、防火被覆の必要はありません。また、同告示の検討は、柱ごとに行なうことが必要であり、同告示を満たす柱については、令第70条の防火被覆は不要となります。

2-4

高強度コンクリートの取扱い

関連条項：法第37条

参 考：平成12年建設省告示第1446号、JISA5308-2014、JASS5(2015)

【質 問】

高強度コンクリートの取扱いにはどのような注意が必要ですか。

【内 容】

建築確認上のコンクリートの取扱いについては次のとおりです。

コンクリートは法第37条で指定建築材料となっており、品質は日本工業規格（JIS）に適合したものとし、適合しないものを使用する場合には、国土交通大臣の認定の取得が必要です。

コンクリートの適合すべき日本工業規格はJIS A 5308-2014で規定されており、JIS A 5308-2014で分類するレディミクストコンクリートの区分は、呼び強度45までを普通コンクリート、呼び強度50、55及び60は高強度コンクリートとされています。

呼び強度が60を超える高強度コンクリートはJISで規格が定められていないため、法第37条第二号に基づき、そのコンクリートが品質に関する技術基準に適合するものであることについて、大臣認定を受ける必要があります。

【参 考】

大阪府内建築行政連絡協議会制定の「コンクリート工事に関する取扱要領」では、構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度試験は、高強度コンクリートは、1日1回かつ300 m³以内ごとに3回実施することになっているが、この場合の高強度コンクリートとは、JASS5(2015年7月改訂版)に準拠し、設計基準強度が36N/mm²を超えるものとして取り扱っています。

2-5

土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造方法について

関連条項：令第80条の3

参 考：

【質 問】

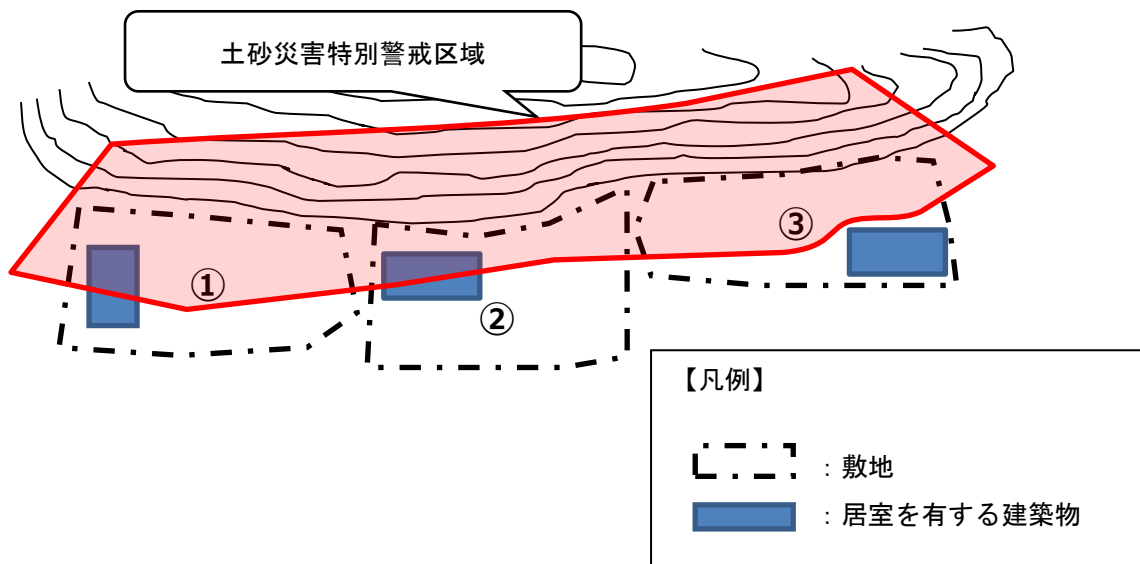
土砂災害特別警戒区域内での計画にはどのような注意が必要ですか。

【回 答】

土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の一部が計画されている場合、建築基準法施行令第80条の3の構造方法が適用されます。

土砂災害特別警戒区域の指定の趣旨から、土砂災害特別警戒区域の構造方法（建築基準法施行令第80条の3）については、居室を有する建築物の位置によって適用を判断します。（下図参照）

なお、建築基準法施行令第80条の3の規定は、法第20条第1項第四号イに係る部分となっており、法第6条の4第1項第三号の確認の特例となります。



令第80条の3の 構造方法	①	②	③
	要	要	不要

3-1

エキスパンションジョイント部分の相互距離

関連条項：法第20条第2項、令第36条の4

参 考：技術基準解説書P751～756、大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集 1.4

【質 問】

法第20条第2項により法第20条第1項の適用について別の建築物とみなすために、エキスパンションジョイントを設ける場合、建築物の相互の間隔はどの程度設ければよいですか。

【回 答】

建築基準法において、一次設計では建築物の損傷が生じないこと、二次設計では建築物が倒壊・崩壊しないことが要求されています。

鉄筋コンクリート造で層間変形角の確認が求められていない構造計算(ルート1)の場合は、建築物の高さ h に対して $h/100$ 以上の間隔があれば問題ありません。

鉄骨造等の剛性が低い建築物や靱性型の建築物については余裕をもって間隔を設けてください。例えば、鉄骨造において、中地震時の層間変形角の制限値(1/200)の緩和を用いる場合がありますが、この場合、上記の間隔($h/100$)に対して適切に割増しを行ってください。

3-2

杭頭モーメントの地中梁への曲げ戻し

関連条項：令第82条

参 考：ICBA構造関係基準に関するQ&A No.119

【質 問】

杭頭モーメントの地中梁への曲げ戻しは考慮すべきですか。
考慮する場合、杭頭の固定度の目安はありますか。

【回 答】

一次設計においては、原則として曲げ戻しを考慮する必要があります。固定度については、実績のある工法に関しては指針等の数値を参考にできますが、実況に応じて複数の仮定によって基礎・杭のそれぞれが安全側になるように検討してください。このとき曲げ戻しの影響は、上部構造の解析とは切り離して考えてよく、日本建築防災協会・JSCA発行の「改正建築基準法による構造計算書作成の要点と事例」では、そのような考え方のもとで設計を行った例が示されているので参考にできます。

3-3

層間変形角の緩和の取扱い

関連条項：令第82条の2

参 考： ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 43、技術基準解説書P330

【質 問】

令第82条の2で層間変形角の割合を「著しい損傷が生ずるおそれがない場合」は緩和できるとなっていますが、適用されるのはどのような場合ですか。

【回 答】

層間変形角の制限の緩和を適用するためには、構造躯体に著しい損傷が生じるおそれがないことを確認する必要があります。例えば、仕様規定を満足する壁等（在来木造であれば令第46条第4項表1、昭56建告第1100号、枠組壁工法であれば平13国交告第1541号第1第五号表1又は表1-2）で構成される木造建築物は、壁体の著しい損傷が生じない範囲で倍率が付与されているため、地震力により壁体に生じるせん断力が倍率に対応した壁体の許容せん断耐力以下であることを確認すれば、躯体に著しい損傷が生じるおそれがないものと考えられます。その際の層間変形角は、最大で1/120となる場合があります。

また、仕上げ材の損傷についても確認する必要があります。例えば、サイディング張りの場合には層間変形角1/100程度から割れが発生し、モルタル塗りの場合には層間変形角1/100程度から剥落が生じることが研究で報告されています。

金属板、ボード類その他これに類する材料で仕上げられているものについては、1/120まで緩和することができると考えます。これは、これらの材料の板厚が薄く、経験的に変形に追従することが実証されているためです。例えば、ALCパネルを用いた場合、縦壁ロッキング構法や横壁アンカー構法では層間変形角1/100までの変形追従性能を保有していることが確認されており、それらの構法の場合には1/120まで制限を緩和することができます。

なお、層間変形角の制限を緩和した場合は、建築物の損傷が生じないことを検討する一次設計時での変形を考慮し、エキスパンションジョイント部分の間隔を決定してください。

3-4

ペントハウスの層間変形角の確認の要否

関連条項：令第82条の2

参 考： ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 50

【質 問】

ペントハウスの層間変形角の確認は必要ですか。

【回 答】

階としてみなされないペントハウスについては、層間変形角の検討は不要です。

3-5

塔状比の算定方法

関連条項：平成19年国土交通省告示第594号第4第五号、昭和55年建設省告示第1791号第1第四号（第2第六号、第3第一号ハ、第3第二号ロ、第3第三号ハ）、国住指第1335号（平成19年6月20日）
参 考：ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 25、No. 62、No67、No. 132、No. 135、No136
住指発第131号（平成8年3月29日）、技術基準解説書P345

【質 問】

塔状比の具体的な算定方法を教えてください。

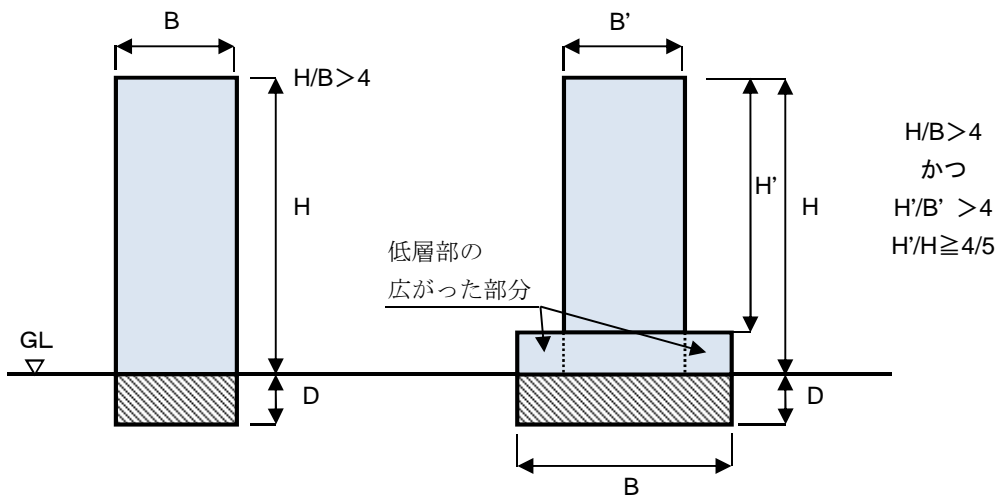
【回 答】

塔状比とは、建築物の幅Bに対する高さHとの比であり、原則として重心位置の形状で判断することとし、方向ごとに下記や下図を参考として算出してください。

- ・高さHについては地震力の算定に用いた数値（固有周期算定用高さ）とする。
- ・幅Bについては見付け幅とし、構造耐力上主要な部材の外面寸法（幅が一様でない場合は、代表架構の幅あるいは平均の幅）とする。

また、特殊な平面形状・立面形状である場合は、全体転倒に対して有効に抵抗する部分を想定して、高さおよび幅（見つけ幅）を考える必要があります。

その他の取扱いについては、建築物の技術基準解説書、ICBA構造関係基準に関するQ&A等を参考に平19国交告第594号による検討を行ってください。



3-6

鉄骨造における局部座屈等の検討

関連条項：昭和55年建設省告示第1791号第2第四号、第五号

参 考：技術基準解説書P361、ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 32

【質 問】

構造計算ルート2において、純ブレース構造であっても、昭55建告第1791号第2第四号、第五号の幅厚比規定は適用されますか。

【回 答】

構造計算を行うときに純ブレース構造と仮定したとしても、すべての柱及びはり部材の両端が完全なピンとなっているとは考えにくく、地震力によってある程度の曲げモーメントが生ずる可能性が高いため、一般にはブレース構造の柱はりであっても幅厚比規定が適用されます。

なお、本規定（昭55建告第1791号第2第四号及び第五号）にはただし書きが設けられており、『鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合』には、適用を除外することができます。一例として、両端がピン又はピンに近いような条件のはり等で端部が塑性状態に達しないとみなせるものは、局部座屈を生じないことを計算で確かめることで、幅厚比の規定を適用しないことができます。

3-7

昭和55年告示第1791号第3ただし書きの取扱い

関連条項：昭和55年建設省告示第1791号第3

参 考：-

【質 問】

昭和55年建告第1791号第3ただし書き「十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合は」とはどのような場合ですか。

【回 答】

このただし書きは新しい工法や技術開発に対し、柔軟に対応できるよう配慮したものと考えられ、具体的なケースを想定したものではありません。通常の構造方法による建築物については原則的にただし書きを適用することはありません。

3-8

昭和55年告示第1791号第2の取扱い

関連条項：昭和55年建設省告示第1791号第2

参 考：技術基準解説書P359～362

【質 問】

鉄骨造の構造計算ルート2において、塑性変形能力を確保するためにどのような注意が必要ですか。

【回 答】

塑性域における変形能力を制約する要因として、局部座屈と横座屈があります。鉄骨造の構造計算ルート2では、局部座屈を防止するため、昭和55年告示第1791号第2第四号において、部材の幅厚比を制限しています。また、横座屈を防止するため、同告示第2第七号の検討として、はりは保有耐力横補剛とする必要があります。保有耐力横補剛に関する参考資料として、技術基準解説書P621～624があります。

3-9

昭和55年告示第1791号第3各号の適用範囲

関連条項：昭和55年建設省告示第1791号第3

参 考：技術基準解説書P382～386

【質 問】

昭和55年告示第1791号第3各号の適用範囲となる建築物はどのようなものですか。

【回 答】

本告示第3は、高さ31m以下の鉄筋コンクリート造の建築物の構造計算基準（ルート2）を定めたものです。ルート2は、剛性率及び偏心率の点で大きな問題のない鉄筋コンクリート造建築物を想定しています。

ルート2-1 耐力壁の多い建築物を対象としたものです。

ルート2-2 大きな開口を有する壁や、柱に付いたそで壁等が多い建築物を対象としたものです。

3-10

剛床仮定が成立しない場合の剛性率、偏心率の確認方法

関連条項：平成19年国土交通省告示第594号第5

参 考： ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 84、85、技術基準解説書P337

【質 問】

吹抜け等で、剛床仮定が成立しない場合、剛性率・偏心率はどのように確認するのですか。

【回 答】

剛床仮定が成立しない場合であっても、剛性率・偏心率の検討が必要とされています。部材ごとの変形の集中を適切に評価できる方法（立体解析等の方法）で一次設計を行い、各部材の張り間方向及びけた行方向の剛性をそれぞれ計算した上で、剛性率・偏心率を計算することができます。

3-11

枠組壁工法と他工法の併用

関連条項：

参 考：

【質 問】

枠組壁工法と他の構造方法を併用できますか。

【回 答】

枠組壁工法と在来軸組等の併用については、原則として認められません。鉄筋コンクリート造、鉄骨造の上部に枠組壁工法で建築する場合は、他の木造と同様の考え方で取り扱うことができます。

3-12

持出し床先へ耐力壁を設置する場合の注意点

関連条項：平成13年国土交通省告示第1540号

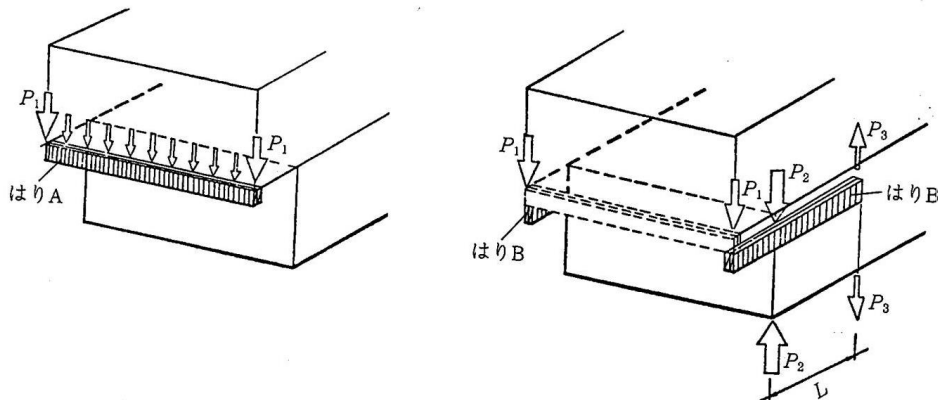
参 考：2007年「枠組壁工法建築物設計の手引き」P38

【質 問】

木造建築物のオーバーハング（持出し床先）の部分に耐力壁を設置する場合、どのような注意が必要ですか。

【回 答】

構造的には、下図のような場合がオーバーハングとして考えられます。P1の反力を完全にはりBの先端に伝達するためには、はりAは、はりBの上部に位置することが最も望ましく、また、他にもP2及びP3等の反力が生じ、様々な部材及び接合部に影響が生じる為、構造的な力の伝達を考慮し、応力の検討を行う必要があります。



3-13

塔屋の構造計算における筋かいの水平力分担率 β による応力割増

関連条項：昭和55年建設省告示第1791号第2、平成19年国土交通省告示第594号第2第三号ハ
参 考：ICBA構造関係基準に関するQ&A No.3

【質 問】

塔屋の構造計算において、筋かいの水平力分担率 β による応力割増は、どのような場合に必要ですか。

【回 答】

塔屋の構造計算を行う際、筋かいの水平力分担率に応じた地震力による応力の割増が必要又は不要となる判断については、次のとおりです。

- (1) 塔屋部分が、 T （建築物の設計用一次固有周期）の算定時の振動上有効な高さに含まれるもので塔屋を一つの質点とみなす場合、または、建築面積の $1/8$ を超える場合

「階」として扱い、法令上「階」に要求される規定を適用する構造計算ルートに応じて計算を行い、昭和55年建告第1791号第2による筋かいの水平力分担率 β による応力割増も必要に応じて行う。

- (2) 塔屋部分が、 T （建築物の設計用一次固有周期）の算定時の振動上有効な高さに含めるものではなく塔屋を一つの質点とみなさない場合で、かつ、建築面積の $1/8$ 以下である場合

構造計算上、「階」として扱わない場合は突出する部分とみなして局部震度による検討を行う。（平成19年国交告第594号第2第三号ハの規定に基づく計算等）よって、令88条第1項の規定による地震力による応力計算ではないことから、昭55建告第1791号第2による筋かいの水平力分担率 β による応力割増は必要ありません。

【解 説】

- ・「 β 」とは、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比です。
- ・「塔屋を一つの質点とみなす場合」とは、例えば、塔屋部分の床面積が建築物全体の建築面積の $1/8$ 以下ではあるものの、法第20条第2項により建築物がエキスパンションジョイント等で複数に分割され、その分割された部分の建築面積の $1/8$ 以上である場合や架構の状況等により、塔屋部分が下部構造と一体となって挙動することが考えられます。

なお(1)の場合においては、平成19年国交告第594号を用いて算出した局部震度による地震力のほうが大きな数値となる場合は、追加検討として(2)の場合の局部震度による検討を行う等により安全性を確認する必要があります。

本取扱いは、昭55建告第1791号第2において、「水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）」と規定されており、意匠上の階数に算入される階のみに適用を規定しているのではなく、場合によっては階数に算入されないPH階等を含む構造上の階に規定していると考えられるため、定めたものです。

3-14

丸鋼ブレースの使用

関連条項：
参 考：

【質 問】

丸鋼ブレースは鉛直・水平ブレースに使用できますか。

【回 答】

建築基準法では丸鋼ブレースの使用について特別の制限はありません。鉛直・水平ブレースとガセットプレートとの偏心が生じる問題があるので、十分注意して使用してください。

丸鋼ブレースを計画する場合は、JIS規格品のターンバックルブレースを使用し、「建築用ターンバックル筋かい設計施工指針・同解説」を参考に設計してください。

丸鋼ブレースを鉛直ブレースに使用する場合は、保有耐力接合を確認する必要があります。また、丸鋼ブレースを水平ブレースに使用する場合は、一次設計時には長期許容応力度内に、二次設計時には短期許容応力度内に抑え、剛床を確認する方法が考えられます。

3-15

鉄骨パネルゾーンにおいて考慮すべき事項

関連条項：

参 考：

【質 問】

上下階で角形鋼管柱のサイズが異なる場合、パネルゾーンについて考慮すべき事項はありますか。

【回 答】

上下階の柱サイズが異なる場合、柱梁接合部（パネルゾーン）のディテールについては、「鋼管構造設計施工指針同解説」、関西建築構造設計事務所協会鉄骨工作標準図等を参考に、応力伝達などを考慮し決定してください。

また、柱梁接合部の詳細図を図示し、柱梁接合部の保有耐力接合の検討を行ってください。

3-16

鉄骨造の梁端部にハンチを設ける場合の注意点

関連条項：

参 考：

【質 問】

鉄骨造の梁端部にハンチを設ける場合、注意すべき事項はありますか。

【回 答】

梁端部にハンチを設けた場合、構造計算にハンチ部分が適切に考慮されているか確認してください。

柱梁接合の保有耐力接合の検討では、ハンチ部分の梁の大きさを考慮する必要があります。

ルート1-2・ルート2の場合、梁の部材ランクについてはハンチ部分もF Aランクであることが必要です。

一貫計算ソフトを利用している場合は、ハンチ部分が考慮されているか確認し、柱梁耐力比や保有耐力横補剛等の検討が適切に行われているか確認してください。一貫計算ソフトでハンチ部分が考慮されていない場合は、別途個別の検討が必要です。

3-17

令とJASSにおける鉄筋のかぶり厚さの相違

関連条項：令第79条

参 考：

【質 問】

政令及び告示による鉄筋のかぶり厚さと、JASS5 における鉄筋のかぶり厚さとの相違について、どのように考えるべきでしょうか。

【回 答】

建築基準法では、令第79条（プレキャスト鉄筋コンクリート造は平13国交告第1372号による）で鉄筋のかぶり厚さを定めていますが、これはいかなる場合でも下回ってはならない数値です。

一方 JASS5 では、最小かぶり厚さを定め、これに 10mm 割増ししたものを設計かぶり厚さの標準値としています（プレキャスト鉄筋コンクリート造については JASS10 で 5～10mm の割増しとしている）。割増しの要因として、施工誤差やかぶり厚さが小さい場合に生じやすい付着割裂破壊（逆に大きすぎると無筋コンクリート部分が過大となり、剥離や剥落による耐力低下を招くことになる）などが考えられます。

また、異形鉄筋を用いる場合、学会 RC 規準の許容付着応力度は、原則かぶり厚さが $1.5d$ （ d は鉄筋の呼び径）以上を前提条件として決められたものです。

施行令の数値を満足していれば支障ないが、前述の内容等を考慮して、設計に用いるかぶり厚さは法令で定められている数値に対して割増を見込んでください。

3-18

付着の検討方法

関連条項：令第82条

参 考：技術基準解説書P649、ICBA構造関係基準に関するQ&A No. 65

【質 問】

付着の検討はどのように行えばよいですか。

【回 答】

付着の検討は、RC 規準（2010）16 条「付着および継手」1 項「付着」（4）1）、2）（長期荷重に対する使用性の確保および短期荷重に対する損傷制御のための検討）を満足することで引張鉄筋（スパン途中で定着される引張鉄筋（カットオフ筋）も含む）の付着に関する許容応力度計算を満足するものとすることができます。

終局における付着の検討は、同項（4）3）に示される大地震時の安全性確保のための検討によることができますが、これを短期の付着に関する検討に替えることはできないので留意する必要があります。

この場合、それぞれの RC 規準の許容応力度、材料強度を用い検討する必要があります。

3-19

壁式鉄筋コンクリート造における無開口の壁梁の必要性

関連条項：令第78条の2第2項

参 考：壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針 P38

【質 問】

壁式鉄筋コンクリート造で無開口壁にも、壁梁を設ける必要がありますか。

【回 答】

壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針より、耐力壁頂部には、壁梁を有効に連続して設ける必要がありますが、無開口耐力壁にあっては、耐力壁中に壁梁を特に設ける必要はないと考えられます。

3-20

壁式鉄筋コンクリート造における鉛直支点間距離の取り方

関連条項：

参 考：

【質 問】

壁式鉄筋コンクリート造で傾斜屋根等の鉛直支点間距離の取り方はどのように考えればよいですか。

【回 答】

壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針内では明確な記載はありませんが、壁式鉄筋コンクリート造計算規準に鉛直支点間距離の取り方が記載されているので参考にしてください

3-21

壁式鉄筋コンクリート造における吹き抜けのある場合の設計方法

関連条項：

参 考：

【質 問】

壁式鉄筋コンクリート造において床版に吹き抜けを設けてもいいですか。

【回 答】

床版に吹き抜けがある場合、剛性に応じて耐力壁に水平力が伝達されることや、開口による曲げ応力の集中が起こらないこと等について、検討を求める場合があります。

3-22

混構造建築物の剛性率

関連条項：令第82条の6 第二号

参 考：2015年 構造設計Q&A集P.77

【質 問】

構造計算ルート2における混構造建築物の剛性率の制限の規定（0.6 以上）はどのように考えればよいですか。

【回 答】

1 階が鉄骨造で 2 階及び 3 階の部分が木造である混構造の建築物をルート 2 で設計する場合の剛性率は、全層での相加平均を算定した上で鉄骨の階の部分も含め建築物の全ての階で 0.6 以上であることを確かめる必要があります。

また、鉄筋コンクリート造と木造の組み合わせの混構造の建築物においてもルート 2 で設計するときは、全層での相加平均を算定した上で、すべての階で剛性率が 0.6 以上であることを確かめる必要があります。

4-1

令第85条の積載荷重表にない荷重の取扱い

関連条項：令第85条

参 考：建築物荷重指針・同解説 2015 P627-628

【質 問】

実況が令第85条第1項の表の数値より低いと想定される場合で注意すべきことはありますか。

【回 答】

積載荷重をその室の使用状況から算定した結果が、令第85条第1項の表の数値を下回った場合でもよいが、建築物の各部の積載荷重は当該建築物の実況に応じて計算してください。

ただし、設計時の積載荷重を上回るような使用はできないので注意が必要です。政令が最低の基準であること、及び什器備品等の変動が将来とも無いと考えにくいことなどを考慮すれば、表の数値を採用することが望ましいです。

4-2

クレーンの積載荷重

関連条項：令第84条、令第85条、令第87条

参 考：建築物荷重指針・同解説 2015 P640-641、大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集2.1

【質 問】

組合せ応力において、 $(G) + (P) + (W)$ の中で (P) にクレーン荷重から吊り荷を低減できますか。

- (G) 令第84条に規定する固定荷重によって生ずる力
- (P) 令第85条に規定する積載荷重によって生ずる力
- (W) 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力

【回 答】

暴風時に確実に作業を中止するような場合はクレーン荷重から吊り荷を省略できますが、これだけでは危険な場合も予想されるので、 $G+P+0.5W$ (P はクレーン満載時の積載荷重) による検討も必要となります。

4-3

クレーン荷重の留意点

関連条項：令第85条

参 考：建築物荷重指針・同解説 2015 P640-641、大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集2.1

【質 問】

クレーン荷重について何か注意すべき点がありますか。

【回 答】

この荷重は積載荷重の一種であり、車輪荷重は吊荷を最も不利な状態の位置で吊っているときを対象として算定する必要があります。なお、2台以上のクレーンが同時に支持構造物に影響を与える場合は、作業上おこりうる最も不利な荷重の組み合わせにより検討してください。また、クレーン荷重による地震力は、特別な場合を除き、吊荷を無視できます。

4-4

乗用車専用車庫の積載荷重

関連条項：令第85条

参 考：建築基準法質疑応答集第2巻P3267

【質 問】

乗用車専用の車庫であっても、自動車車庫の積載荷重を用いなければなりませんか。

【回 答】

実況に応じて計算しない場合は、令第85条第1項の表の数値を用いなければなりません。ただし、乗用車専用の車庫であることが明らかで、表の数値を下回ることが計算しなくても明らかな場合は、次の数値まで低減することができます。

床用 4,000N/m² 柱・梁・基礎用 3,000N/m² 地震用 1,500N/m²

4-5

屋根の積載荷重

関連条項：令第85条

参 考：

【質 問】

屋根の積載荷重についてどのように考えればよいですか。

【回 答】

屋根の積載荷重は、実況に応じて算定することが原則ですが、陸屋根については歩行用屋根以外でも、将来、設備機器等を設置することが考えられるので、令第85条第1項の表等の数値の1/2以上を目安に算定しておくことが望ましいです。

ただし、風荷重時において吹き上げで決まる場合（柱脚の引き抜きを含む）など積載荷重をみると危険側となる場合があるので注意して検討してください。

4-6

ラック倉庫の積載荷重

関連条項：令第85条

参 考：建築基準法質疑応答集第2巻P3267

【質 問】

ラック倉庫の積載荷重はどのように考えればいいですか。

【回 答】

ラック倉庫の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算します。次の表によることができます。ただし、ラック倉庫の部材を建築物の構造部材と兼用する場合や、建築物の偏心に大きな影響を与える場合等については、別途の検討を行うことも必要です。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 (%)	備考
長期の応力	常時	100	転倒引抜等を検討する場合は 50
短期の応力	積雪時	100	
	暴風時	80	
	地震時	80	

4-7

倉庫業を営む倉庫の積載荷重

関連条項：令第85条第3項

参 考：

【質 問】

倉庫業を営む倉庫の積載荷重はどのように考えればよいですか。

【回 答】

令第85条第3項の規定により倉庫業を営む倉庫の床の積載荷重は、地震時用でも $3,900\text{N}/\text{m}^2$ 以上としなければなりません。

4-8

倉庫などにおける部分的載荷

関連条項：令第85条

参 考：建築物荷重指針・同解説 2015 P188-192

【質 問】

積載荷重の部分的載荷については考慮が必要ですか。

【回 答】

積載荷重の大きい倉庫等は、梁、柱の応力が增大することがあるので部分的載荷を考慮した応力検討を行い、部材の断面を決定することが望ましいです。

4-9

垂直積雪量

関連条項：令第86条

参 考：

【質 問】

積雪荷重について、どのような指導をされていますか。

【回 答】

大阪府内の特定行政庁は、それぞれ規則等により以下の表の通り積雪荷重の数値を定めています。

特定行政庁	多雪区域の指定の有無	垂直積雪量	備考
大阪府（建築主事を置く市町村の区域を除く）	無	29cm	ただし、豊能郡及び河内長野郡のうち千早赤阪村の区域は次式による。 $d=0.0009 \times ls + 0.21$ d：垂直積雪量（単位 メートル） ls：建築物を建築しようとする敷地の標準的な標高
大阪市	無	21cm	
豊中市	無	29cm	
堺市	無	30cm	
東大阪市	無	29cm	
吹田市	無	29cm	
高槻市	無	29cm	
守口市	無	21cm	
枚方市	無	28cm	
八尾市	無	29cm	
寝屋川市	無	24cm	
茨木市	無	29cm	ただし、市長が必要と認める区域は次式による。 $d=0.0009 \times ls + 0.21$ d：垂直積雪量（単位 メートル） ls：建築物を建築しようとする敷地の標準的な標高
岸和田市	無	30cm	
門真市	無	21cm	
箕面市	無	29cm	
池田市	無	29cm	
和泉市	無	35cm	
羽曳野市	無	29cm	

4-10

風圧力の低減

関連条項：令第87条

参 考：

【質 問】

令第87条第3項で「速度圧を…（中略）…1/2まで減らすことができる。」とありますがどのような場合ですか。

【回 答】

同一敷地内にある他の建築物が風の方向に対して有効にさえぎる場合でも、他の建築物等の有無によって設計される建築物の耐風上の安全性が影響を受けることは好ましくないため、原則として適用していません。

5-1

JIS規格品の材料強度の基準強度の割り増し

関連条項：令第90条、平成12年建設省告示第2464号

参 考：

【質 問】

令第90条材料強度の基準強度を割り増ししてもいいですか。

【回 答】

平12建告第2464号では、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋についてJIS規格品の材料強度の基準強度を「同告示第1の表の数値のそれぞれ1.1倍以下の数値とすることができる」としています。

ただし、建築確認申請時にJIS規格品を使用する計画になっているものについて、法第12条第5項等の報告を求める場合には、JIS規格品と判断できる資料の提出を求めます。

5-2

コンクリート許容応力度の令と学会規準との相違

関連条項：令第91条、平成12年建設省告示第1450号

参 考：

【質 問】

政令及び告示に定められたコンクリートの許容応力度と、(社)日本建築学会 RC 規準が定めるコンクリートの許容応力度には相違がありますがその適用について注意すべきことはありますか。

【回 答】

令第91条及び平12建告第1450号に定められたコンクリートの許容応力度と、(社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(以下、「RC 規準」という。)が定めるコンクリートの許容応力度における主な相違点は下表のとおりです。

	政令及び告示	RC 規準 1991								
①許容引張応力度	考慮できる	考慮できない								
②許容せん断応力度	・長期 $F_c/30$ かつ $(0.49+1/100F_c)$ ・短期は長期の 2 倍	・長期 $F_c/30$ かつ $(0.5+1/100F_c)$ ・短期は長期の 1.5 倍								
③異形鉄筋を用いた場合の許容付着応力度	・長期 <table border="1"> <tr> <td>はり上</td> <td>$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$</td> </tr> </table> ・短期は長期の 2 倍	はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$	その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$	・長期 <table border="1"> <tr> <td>はり上</td> <td>$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$</td> </tr> </table> ・短期は長期の 1.5 倍	はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$	その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$
はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$									
その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$									
はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$									
その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$									
	RC 規準 1999	RC 規準 2010								
①許容引張応力度	考慮できない	考慮できない								
②許容せん断応力度	・長期 $F_c/30$ かつ $(0.5+1/100F_c)$ ・短期は長期の 1.5 倍	・長期 $F_c/30$ かつ $(0.49+1/100F_c)$ ・短期は長期の 1.5 倍								
③異形鉄筋を用いた場合の許容付着応力度	・長期 <table border="1"> <tr> <td>はり上</td> <td>$0.8 \times (F_c/60+1/100F_c)$</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>$F_c/60+0.6$</td> </tr> </table> ・短期は長期の 1.5 倍	はり上	$0.8 \times (F_c/60+1/100F_c)$	その他	$F_c/60+0.6$	・長期 <table border="1"> <tr> <td>はり上</td> <td>$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$</td> </tr> </table> ・短期は長期の 1.5 倍	はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$	その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$
はり上	$0.8 \times (F_c/60+1/100F_c)$									
その他	$F_c/60+0.6$									
はり上	$F_c/15$ かつ $0.9+2F_c/75$									
その他	$F_c/10$ かつ $1.35+F_c/25$									

・各許容応力度の適用時に注意すべき点は以下の通りです。

各 RC 規準に基づく計算方法により検討する場合は、その RC 規準の許容応力度により検討して下さい。例えば、せん断の検証を RC 規準に定める部材の短期許容せん断力式を用いる場合は、RC 規準の短期許容応力度（長期許容応力度の 1.5 倍）を用いる必要があることに注意して下さい。これは、RC 規準の許容せん断力式が RC 規準に規定されている許容応力度とセットで定められているからであり、これと異なる許容応力度を用いることはできません。

5-3

地盤の内部摩擦角 ϕ の算出方法

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号

参 考：建築基礎構造設計指針 2001 P113-118

【質 問】

内部摩擦角を算出するためのN値の取り方についてどのように考えればよいですか。

【回 答】

内部摩擦角は力学試験により求められます。N値からの推定式としては種々ありますが、通常砂質土の場合、大崎式 $\phi = \sqrt{20N} + 15$ （粘性土の場合は $\phi = 0$ ）がよく用いられています。

内部摩擦角を求めるためのN値は、原則として、基礎底面のものを採用します。ただし、基礎底面下のN値が基礎底面のN値より小さい場合は、基礎幅の深さの範囲及び基礎幅の2倍の深さの範囲の平均N値のうちいずれか小さな値を採用するか、二層地盤の検討を行ってください。

なお、N値は標準貫入試験のN値とし、スウェーデン式サウンディングによって算出された換算N値は使用できません。

5-4

地盤調査の方法

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号第1

参 考：

【質 問】

平13国交告第1113号第1に掲げられている地盤調査の方法によって地盤の許容応力度及び基礎ぐい等の許容支持力を求める場合、どの方法によるか定められていますか。

【回 答】

地盤調査は、平成13年告示第1113号第1に掲げられている方法であればどの調査方法を選択されても法的には問題ありませんが、設計者は、建築物の規模、構造、敷地の地盤状況、基礎の構造、選定した地盤調査方法の特徴、調査の箇所数等を考慮し適切に計画及び設計する必要があります。

5-5

地盤の粘着力等のN値による換算

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号

参 考：大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.3

【質 問】

地盤の粘着力（直接基礎）及び粘性土地盤の一軸圧縮強度（杭基礎）をN値によって換算してもよいですか。また、杭の摩擦力の算定で複数の粘土層がある場合、最もN値の小さい層で一軸圧縮試験を行い、その一軸圧縮強度をもってそれ以上のN値の粘土層の一軸圧縮強度としてよいですか。

【回 答】

地盤の粘着力及び一軸圧縮強度は、原則として一軸圧縮試験などの力学試験に基づき決定するものとし、N値からの換算は認められません。また、複数の粘土層がある場合は、各種の条件によって強度が異なることが考えられますので、原則として各層ごとに試験する必要があります。

ただし、きわめて小規模な建築物の場合（日本建築学会「小規模建築物基礎設計指針」に示された建築物の規模程度）では、粘着力をN値から換算してもかまいません。この場合のN値は標準貫入試験のN値とし、スウェーデン式サウンディングによって算出された換算N値は不可とします。

5-6

支持地盤の下に軟弱な地盤がある場合の取扱い

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号

参 考：大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.6

【質 問】

支持地盤の下に軟弱な地盤がある場合に留意しなければならない点がありますか。

【回 答】

支持地盤の状況によって支持地盤の沈下の検討を要するものがあります。例えば、支持層が薄く杭先端から支持層下面までの距離が小さい場合、支持層下面で地盤に生ずる応力度が大きいため、下に粘土層が続くとその層が圧密沈下することで上部構造に多大な影響を及ぼすおそれがあります。このような場合は、検討が必要です。

5-7

地盤の許容応力度を求める場合のDfの取り方

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号

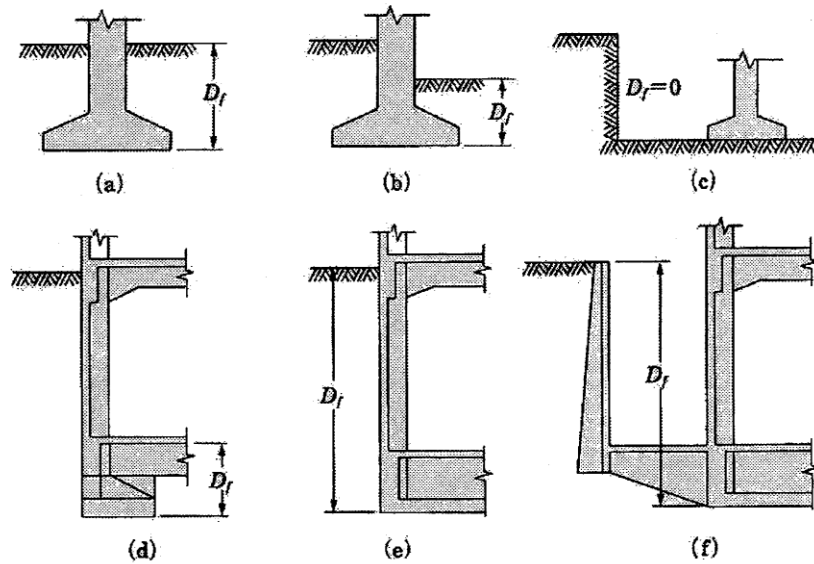
参 考：大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.4

【質 問】

平13国交告第1113号の地盤の許容応力度を求める場合のDfはどのような取り方をすればよいですか。

【回 答】

根入れ深さ Df については下の参考図のとおりです。Df の設定に際しては申請建築物の周囲の状況を十分に考慮して決定してください。



5-8

平板載荷試験による地盤の許容応力度

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号第2

参 考：技術基準解説書P560

【質 問】

平板載荷試験によって地盤の許容応力度を決定する場合の留意点はどのようなものですか。

【回 答】

平 13 国交告第 1113 号第 2 表の (2) 項の中の q_t は、降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 の数値のうち、いずれか小さい値を採用する必要があります。

なお、試験結果はごく地表面付近の地盤の特性が反映されており、実際の建物においてはより深い地盤の影響を受けるため、支持地盤の状況、載荷試験の数量、載荷試験と設計との影響範囲の違い等の諸条件を勘案して決定してください。

5-9

地盤の液状化の検討方法

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号第2

参 考：技術基準解説書P552～554

【質 問】

液状化の恐れのある層は、どのように判断すればよいですか。

【回 答】

砂質地盤で令第 93 条の表による場合、又は平 13 国交告第 1113 号第 2 により地盤許容応力度を定める場合は、地震時に液状化する恐れがある地盤であるかどうかの確認が必要です。以下の①～④までに該当するような砂質地盤は、必ず液状化の判定を行ってください。判定は原則 F1 値に基づく方法とします。

- ① 地表面から 20m 以内の深さにあること
- ② 砂質土で粒径が比較的均一な中砂等からなること
- ③ 地下水で飽和していること
- ④ N 値が概ね 15 以下であること

5-10

特殊な工法などによる杭の取扱い

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示1113号第6

参 考：技術基準解説書P572～573

【質 問】

特殊な工法などによる杭はどのように考えるべきですか。

【回 答】

法旧第38条に基づく認定を受けた杭については、平成14年5月31日をもって法旧第38条の経過措置が終了したので現行の法令・告示に適合していません。

また、新しく開発された材料や工法を用いた杭などの特殊な工法による杭は、その工法や杭の材質によっては載荷試験や法第37条第二号に基づく認定が必要となる場合があるので選定にあたっては十分注意してください。

なお、平13国交告第1113号第6を適用して杭の許容支持力を算定する場合、 α 、 β 、 γ 、 κ 、 λ 、 μ の採用値は、建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定による大臣認定で指定された値、又は基礎杭及び地盤の性状を把握するのに十分な資料及び指定性能評価機関等での評定結果等から特定行政庁または指定確認検査機関が判断します。

5-11

短い杭の定義と先端支持力の算定

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号

参 考：大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.6、建築基礎構造設計指針p210

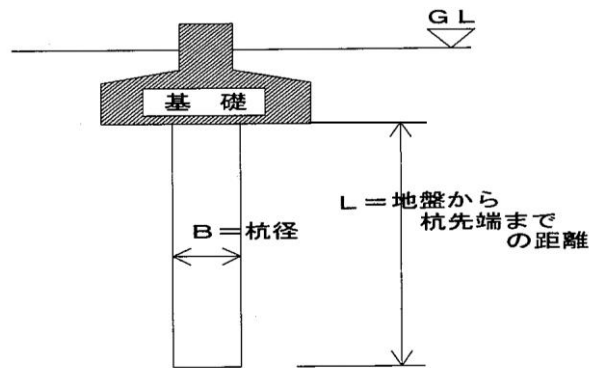
【質 問】

短い杭とはどのようなものですか。また、短い杭の先端支持力の算定はどのようにすればよいですか。

【回 答】

基礎下から杭先端までの距離が杭径の5倍程度以下のものを短い杭とします。

(B：杭径、L：基礎下から杭先端までの距離)



短い杭は、先端支持力の算定に際し、杭基礎として算定した支持力と直接基礎として算定した支持力のいずれか小さい数値を採用してください。ただし、載荷試験により支持力を算定する場合はこの限りではありません。

(算定式) 平 13 国交告第 1113 号 杭 第 5 又は第 6
直接基礎 第 2

なお、直接基礎と仮定し、支持力を算定する場合において、下記の式を用いてもよい。

$$\text{長期} : Ra = qa \cdot Ap + \frac{1}{3} \cdot R_f$$

Ra : 地盤の許容支持力 (KN)

qa : 平成 13 年告示第 1113 号第 2- (1) 式 (長期) による数値 (KN/m²)

$$qa = \frac{1}{3} (i_c \alpha C N_c + i_r \beta \gamma_1 N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

※ D_f は、基礎に近接した最低地盤面から杭先端までの深さを採用してもよい。

A_p : 基礎杭の有効断面積 (m²)

R_F : 平成 13 年告示第 1113 号第 5 第一号による R_F (KN)

$$RF = \left(\frac{10}{3} \overline{N_s L_s} + \frac{1}{2} \overline{q_u L_c} \right) \phi$$

短期 : $Ra = q'a \cdot Ap + \frac{2}{3} \cdot R_F$

Ra : 地盤の許容支持力 (KN)

$q'a$: 平成 13 年告示第 1113 号第 2- (1) 式 (短期) による数値 (KN/m²)

$$q'a = \frac{2}{3} (i_c \alpha CNc + i_r \beta \gamma_1 N \gamma + i_q \gamma_2 D_f Nq)$$

※ D_f は、基礎に近接した最低地盤面から杭先端までの深さを採用してもよい。

A_p : 基礎杭の有効断面積 (m²)

R_F : 平成 13 年告示第 1113 号第 5 第一号による R_F (KN)

$$RF = \left(\frac{10}{3} \overline{N_s L_s} + \frac{1}{2} \overline{q_u L_c} \right) \phi$$

5-12

杭の水平力計算における地盤反力係数の算定方法

関連条項：

参 考：技術基準解説書P432～433、建築基礎構造設計指針 2001 P278-284、
大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.7

【質 問】

水平方向地盤反力係数（Kh）はどのような算定式を用いて算定するのですか。

【回 答】

水平方向地盤反力係数（Kh）の算定方法としては下記の例があります。

- ①長い杭の水平載荷試験を行い、その荷重—変形関係に基づいて算定した Kh
- ②学会規準による水平抵抗式（2001年版 建築基礎構造設計指針）
- ③下記の水平抵抗式（地層ごとに算定すること）

$$Kh = 80 \cdot E_0 \cdot (100 B)^{-\frac{3}{4}} \text{ [KN/m}^3\text{]}$$

Kh：地盤反力係数[KN/m²]

E₀：地盤の変形係数[KN/m²]

ア) 砂質地盤の場合：E₀ = 700 N [KN/m²]

N：各砂質層の平均N値

イ) 粘土質層の場合：一軸または三軸圧縮試験から求めた地盤の変形係数

ウ) 水平載荷試験結果から求まる値

B：杭体の径[m]

5-13

杭に生ずる負の摩擦力

関連条項：令第93条

参 考：技術基準解説書P309～312、昭和50年1月17日付住指発第2号

【質 問】

負の摩擦力の考慮が必要となるのはどのような地盤条件の場合ですか。

【回 答】

杭に生じる負の摩擦力を検討する必要がある場合とは、杭の周面に圧密沈下の恐れのある軟弱な沖積粘性土の下層面が地盤面下 15m以下の地域が考えられます。

ただし、下記の条件に該当する地域ではこの限りではありません。

- ① 地盤沈下がほぼ停止した地域。
- ② 地盤の層序が比較的一様で沖積層の沈下量が年々減少傾向にあり、最終測定年度で 2cm/年以下の地域。
- ③ 将来とも地下水のくみ上げによる地盤沈下を考慮する必要がない地域。

5-14

鋼管杭の杭体の長期許容応力度及びその低減

関連条項：令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号第8第1項第八号，第2項

参 考：技術基準解説書 P579～581、建築基準法質疑応答集第 2 巻 P3319～3320

【質 問】

鋼管杭における杭体の長期許容応力度及びその低減について、どのように指導していますか。

【回 答】

杭体の長期許容応力度は平 13 国交告第 1113 号第 8 第八号及び下記の低減を考慮のうえ決定してください。

- ① $(t - c) / r \leq 0.08$ のときは、鋼管杭の杭体の圧縮及び曲げ許容応力度に下記の低減係数 (R_c) を乗じてください。

t：杭体の肉厚 (mm)

c：腐食しろ (mm)

r：杭体の半径 (mm)

$$R_c = 0.80 + 2.5 \times (t - c) / r$$

R_c ：低減係数

t：杭体の肉厚 (mm)

c：腐食しろ (mm)

r：杭体の半径 (mm)

- ② 杭体に継手を設ける場合にあつては、長期の圧縮の許容応力度は、継手の部分の耐力、剛性及び靱性に応じて低減させてください。

昭和 59 年通達第 392 号による低減率

継手の種類	継手 1 箇所あたりの低減率 (%)
溶接継手 (鋼管杭で JIS A5525-1994 に適合しないものに限る)	5
ボルト式継手	10
充填式継手 又は ほぞ式継手	最初の 2 箇所まで 20 3 箇所目から 30

- ③ 鋼管杭は、杭の長さが杭径を 100 倍した数値を超える場合に下記の式により低減を行ってください。

鋼管杭の長さ径比による低減率

$$\text{低減率 (\%)} = L / d - 100$$

L：杭の長さ (m)

d：杭の直径 (m)

鋼管杭の長期最大耐力表

外径 (mm)	厚さ (mm)	有効厚さ	杭の有効厚さによる低減	有効断面積 (m ²)
406.40	9.00	7.00	0.89	8,739
	12.00	10.00	0.92	12,390
500.00	9.00	7.00	0.87	10,798
	12.00	10.00	0.90	15,331
	14.00	12.00	0.92	18,623
508.00	9.00	7.00	0.87	10,974
	12.00	10.00	0.90	15,582
	14.00	12.00	0.92	18,623
	16.00	14.00	0.94	21,639
600.00	9.00	7.00	0.86	12,997
	12.00	10.00	0.88	18,473
	14.00	12.00	0.90	22,092
	16.00	14.00	0.92	25,686

5-15

支持力算定式における取扱いと構造上の注意点

関連条項：

参 考：建築基礎構造設計指針 2001 P210、大阪府構造計算適合性判定 指摘事例集5.6
ICBA構造関係基準に関するQ&A No.140

【質 問】

場所打ち杭の支持力算定における取扱いと構造上の注意点について教えてください。

【回 答】

①支持力算定における取扱い

平成13年告示1113号第5の式を適用する場合、基礎杭の先端付近のN値の平均値は杭先端の下方1d、上方4dの範囲のN値の平均値とします。この場合、N値の平均値の上限は告示で規定されている60とします。

平成13年告示1113号第6において、建築基礎構造設計指針を採用する場合、基礎杭の先端付近のN値の平均値は杭先端の下方1d、上方1dの範囲のN値の平均値とすることができますが、杭の極限先端支持力度 q_p は $100\bar{N}$ で算出する必要があります。この場合、極限先端支持力度 q_p の上限値は7500kN/m²になります。

②構造上の注意点

- 1) 主筋のかぶり厚さは10cm以上とし、スペーサー等により確保すること。
- 2) 主筋は6本以上とすること。
- 3) 主筋の鉄筋比は全長にわたり0.4%以上とすること。
- 4) 帯筋はD10以上とすること。
- 5) 帯筋の間隔は基礎版下端から杭頭の直径の5倍以内の範囲にあつては15cm以下、その他の部分にあつては30cm以下とすること。
- 6) 主筋の重ね継手及び基礎版への定着長さは主筋の径の40倍(異形鉄筋の場合は35倍)以上とすること。
- 7) 杭芯の間隔は、杭の直径の2倍かつ、杭の直径に1.0mを加えた値以上にすること。
- 8) 基礎版外端部から杭の表面までの距離は、原則として、30cm以上確保すること。
- 9) 杭頭は基礎版内に10cm以上入れること。

6-1

法第85条第5項の仮設建築物の構造計算方法

関連条項：法第85条

参 考：建築構造審査・検査要領—運用解説編—P160、
ICBA確認・検査・適合性判定の運用等に関するQ&A No. 118、No. 225

【質 問】

仮設建築物の構造計算はどのようにするのですか。

【回 答】

法第 85 条第 5 項の仮設建築物については、法第 20 条の適用があり構造計算によって安全性を確かめなければなりません。計算方法について具体的な定めはありませんが、令第 3 章第 8 節（構造計算）を準用することを原則とします。

6-2

法第85条第5項の仮設建築物への使用材料制限

関連条項：法第37条

参 考：平成12年建設省告示第1446号、平成28年6月1日付国住指第669号

【質 問】

仮設建築物の使用材料についての制限はどのようになっていますか。

【回 答】

平成 12 年建設省告示第 1446 号第一ただし書きにより、法第 85 条第 5 項の規定による特定行政庁の許可をうけた仮設建築物に使用される建築材料については、法第 37 条（建築材料の品質）の適用を受けません。

6-3

既存建築物の増築の取扱い

関連条項：法第86条の7、令第137条の2

参 考：

【質 問】

既存建築物に増築する場合、構造的にどのような条件を満たす必要がありますか。

【回 答】

「既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱要領及び同解説」（大阪府内建築行政連絡協議会）を参考にしてください。

6-4

既存建築物の用途変更における構造上の取扱い

関連条項：法第87条

参 考：建築基準法質疑応答集第4巻P6975（法第87条関係）

【質 問】

既存建築物の用途変更をする場合、構造的にどのような条件を満たす必要がありますか。

【回 答】

原則として、下記の条件を全て満たす必要があります。

- ①既存建築物の検査済証が交付されていること。
- ②積載荷重の増加・その他設計条件に変更が無いこと。（やむを得ず積載荷重の増が生じる場合、構造計算により安全性を確認することが必要です。）

* 詳細については各特定行政庁又は指定確認検査機関に事前に相談してください。

6-5

構造耐力上の危険性が增大しないことの確認方法について

関連条項：法第86条の7、令第137条の2、令第137条の12

参 考：技術基準解説書P. 777 全体計画認定に係るガイドライン

【質 問】

構造耐力上の危険性が增大しないことはどのように確認すればよいですか。

【回 答】

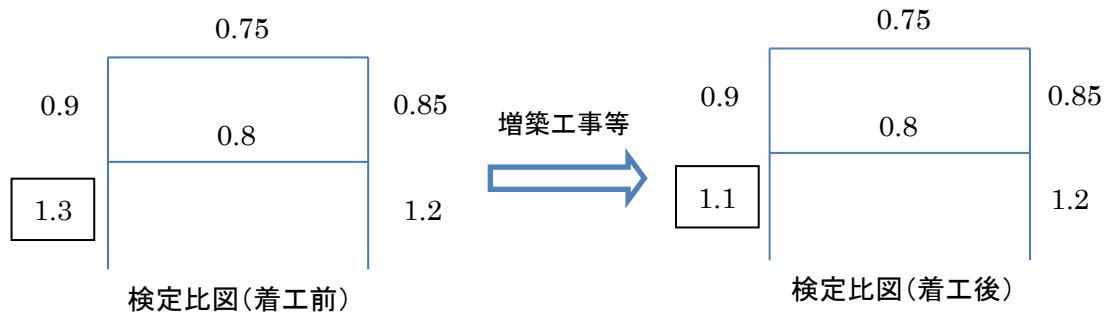
令第137条の2第三号イ及び令第137条の12第1項の「構造耐力上の危険性が增大しないこと」の確認方法については、技術基準解説書に全体計画認定のガイドラインの概要が示されています。

ガイドラインでは、現行法の構造計算を行った場合に、応力度が許容応力度を超える場合と、保有水平耐力が必要保有水平耐力を下回る場合について解説されており、応力度が許容応力度以下である場合や保有水平耐力が必要保有水平耐力を超えている場合、その余裕度の範囲内で増築工事等が行われれば、「構造耐力上の危険性が增大しない」と判断できます。

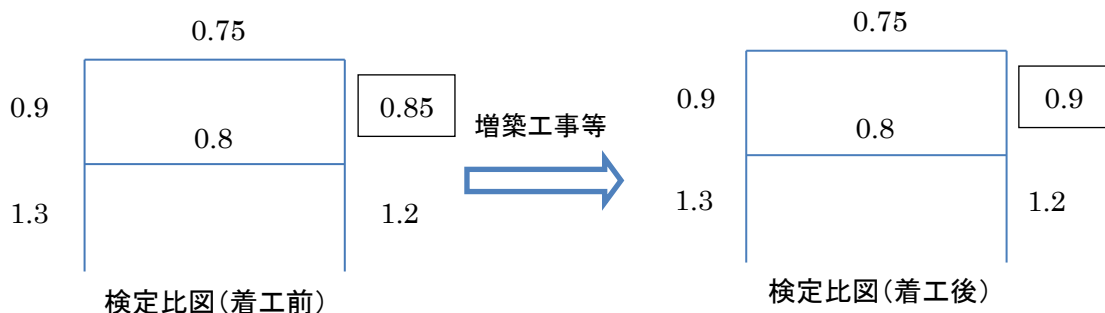
なお、明らかに有利側になる場合（令第137条の12第1項の大規模な模様替で、屋根荷重が軽くなる場合等）は必ずしも計算を必要とするわけではありません。

【解 説】

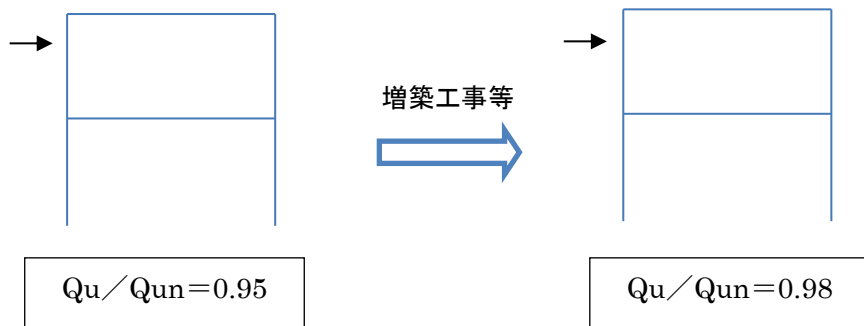
(1) 構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が許容応力度を超える場合は、当該応力度が工事着工前における応力度以下であることについて確認すること。



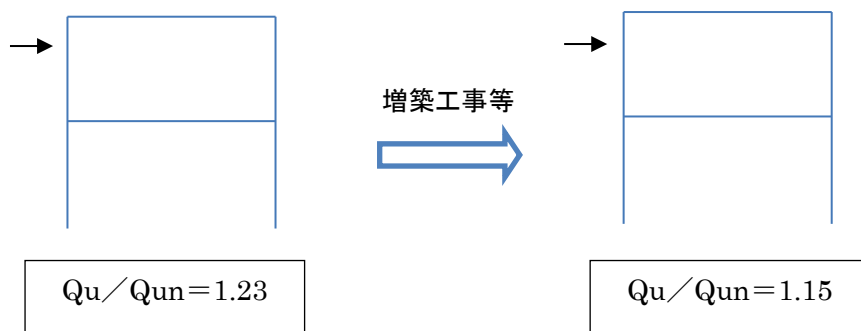
(2) 構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が許容応力度を超えていない場合は、工事着工後の応力度が許容応力度以内であればよい。



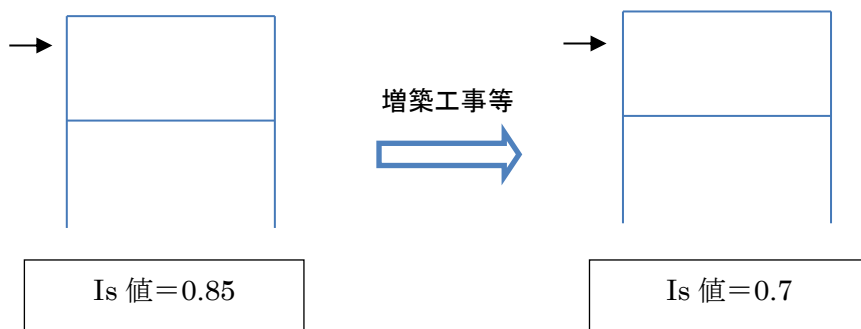
(3)各階の保有水平耐力が必要保有水平耐力を下回る場合は、各階の必要保有水平耐力に対する保有水平耐力の比が、工事着工前における比以上であることを確認すること。



(4)工事着工後における保有水平耐力が、工事着工前における保有水平耐力を下回る場合であっても、必要保有水平耐力を満足していればよい。



(5)工事着工後における I_s 値が、工事着工前における I_s 値を下回る場合であっても、 I_s 値が 0.6 以上を満足していればよい。



7-1

既存建築物の屋上等に広告塔を新設する場合の取扱い

関連条項：

参 考：

【質 問】

既存建築物に広告塔を新設する場合、構造的にどのような条件を満たす必要がありますか。

【回 答】

原則として下記の条件を全て満たす必要があります。

(条件)

- ① 既存建築物の検査済証が交付されていること。
- ② 広告塔を設置した状態において、既存建築物の安全性を構造計算により確かめること。

ただし、建築物の一部に該当するか、工作物に該当するかについては、各特定行政庁又は指定確認検査機関に相談してください。

7-2

擁壁の高さの取扱い

関連条項：法第88条、令第138条第五号

参 考：

【質 問】

擁壁の高さの取扱いは、どのように考えればよいですか。

【内 容】

擁壁とは斜面の土砂がくずれるのを防ぐために設ける土留め構造物であり、その高さは図1のように土砂を支えている部分（土圧を受ける部分）までとなります。

擁壁（構造物のうち土圧を受ける部分）の上部に連続して立ち上がり設ける場合（図2）は、擁壁の部分と擁壁以外の部分との境界を明示するため、構造物を明確に区分してください。

擁壁の部分と擁壁以外の部分が明確に区分されていない場合（図3）は、一体の土留め構造物として立ち上がり部分の上端までを擁壁の高さとします。

図 1

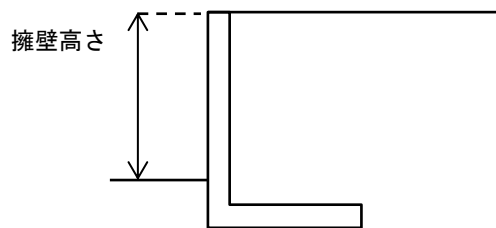


図 2 擁壁の部分と擁壁以外の部分を区分した場合

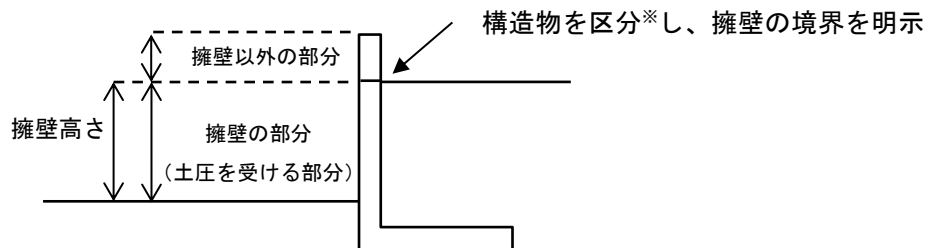
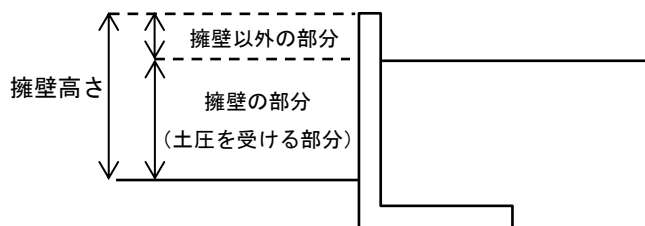


図 3 擁壁の部分と擁壁以外の部分が区分されていない場合



※区分の方法については、各特定行政庁に相談してください。

なお、豊中市および枚方市においては、構造物の区分による擁壁の部分（土圧を受ける部分）の境界の明示に関係なく、擁壁の部分の天端までを擁壁高さとします。

7-3

擁壁の構造計算方法

関連条項：令第142条、平成12年建設省告示第1449号第3

参 考：技術基準解説書P263～266

【質 問】

擁壁の構造計算を行うにあたって各種係数等準拠すべき規定にはどのようなものがありますか。

【回 答】

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算については、令第142条に基づき、平成12年6月1日より施行された平12建告第1449号第3により宅地造成等規制法施行令第7条の規定によることとなっています。

また、地上高さが5mを超える場合、常時の検討に加え、物部・岡部の提案式または試行くさび法等で地震時の検討を行うことが望ましく、構造計算に採用する各種係数については、適切に標準貫入試験、物理的性質試験、力学的性質試験等を行い決定してください。

なお、構造計算の詳細については「宅地防災技術研修会テキスト」（大阪府住宅まちづくり部建築指導室大阪府開発指導行政協議会編集）、「建築基礎構造設計指針」（社）日本建築学会編集）等を参考とすることができます。

7-4

特殊材料及び工法による擁壁の取扱い

関連条項：令第138条第1項第五号、令第142条、平成12年建設省告示第1449号第3

参 考：

【質 問】

特殊な材料又は特殊な工法の擁壁の取り扱いはどのようにすればいいですか。

【回 答】

令第138条第1項第五号に掲げる擁壁は、平12建告第1449号第3により、同告示第3第一号から四号までに該当する場合を除き、宅地造成等規制法施行令第7条における鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の構造計算の基準を満たす必要があります。

平12建告第1449号第3の一号から四号までは次の通りです。

- 一 宅地造成等規制法施行令第6条第1項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁
- 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設ける擁壁
- 三 宅地造成等規制法施行令第8条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁
- 四 宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、同令第6条第1項第二号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

上記より、宅地造成等規制法施行令第7条に適合する擁壁、一号又は二号による擁壁、もしくは三号による練積み造の擁壁とする場合以外は、特殊な材料や工法を用いる擁壁として、四号により宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づく大臣認定を受けた擁壁とする必要があります。

また、特殊な材料を使用する場合については、建築基準法第37条が適用されるため、たとえ宅地造成等規制法施行令第14条による認定が不要な場合でも、建築基準法第37条第2号の規定に基づく大臣認定が必要となることがあるので注意してください。

7-5

擁壁の高さ及び延長の限度

関連条項：令第138条第1項第五号、令第142条、平成12年建設省告示第1449号第3

参 考：

【質 問】

擁壁を築造する高さ及び延長に上限はありますか。

【回 答】

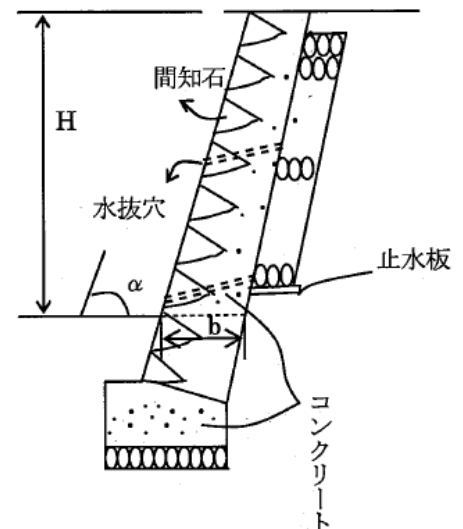
間知石練積み造等については平 12 建告第 1449 号第 3 の規定により宅地造成等規制法施行令第 8 条が適用されるため同令別表第 4（下図参照）に基づき高さの限度が定められています。

また、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁については高さの限度を定めてはませんが、10m を超える擁壁については近畿建築行政会議構造等審査取扱要領に基づき、指定性能評価機関において任意の技術評定を受けたものは、建築基準法第 20 条の規定に基づき安全性を確認されたものとして取扱います。（ただし、法第 20 条第 1 項第一号に掲げる構造方法としたものは除く。）

擁壁の長さについては、躯体断面、構造種別等の条件により一概に規定することができませんが、一般的には 10m 程度に 1ヶ所、エキスパンションジョイントを設けることが望ましいです。

宅地造成等規制法施行令別表第 4

土質	擁壁		
	勾配 [α]	高さ [H]	下端部分の厚さ [b]
第一種 岩、岩屑、 砂利又は 砂利混じり砂	70度を超え	2m以下	40cm以上
	75度以下	2mを超え3m以下	50cm以上
	65度を超え 70度以下	2m以下	40cm以上
		2mを超え3m以下	45cm以上
		3mを超え4m以下	50cm以上
	65度以下	3m以下	40cm以上
		3mを超え4m以下	45cm以上
		4mを超え5m以下	60cm以上
	第二種 真砂土、関東ローム、 硬質粘土 その他これらに類するもの	70度を超え	2m以下
75度以下		2mを超え3m以下	70cm以上
65度を超え 70度以下		2m以下	45cm以上
		2mを超え3m以下	60cm以上
		3mを超え4m以下	75cm以上
65度以下		2m以下	40cm以上
		2mを超え3m以下	50cm以上
		3mを超え4m以下	65cm以上
		4mを超え5m以下	80cm以上
第三種 その他の土質	70度を超え	2m以下	85cm以上
	75度以下	2mを超え3m以下	90cm以上
	65度を超え 70度以下	2m以下	75cm以上
		2mを超え3m以下	85cm以上
	65度以下	3mを超え4m以下	105cm以上
		2m以下	70cm以上
		2mを超え3m以下	80cm以上
	3mを超え4m以下	95cm以上	
4mを超え5m以下	120cm以上		



2 編 行政庁の取扱要領等

2 編 行政庁の取扱要領等 目 次

第 1 章 近畿建築行政会議構造等審査取扱要領

第 2 章 コンクリート工事に関する取扱要領及び解説

第 3 章 試験所登録審査基準・同解説

第 4 章 工事計画・施工状況報告書作成要領（構造関係）

第1章 近畿建築行政会議構造等審査取扱要領

近畿建築行政会議
平成14年12月2日制定
平成19年6月1日改正

次の各項のいずれかに該当するもので、建築基準法第77条の56の規定により指定を受けた指定性能評価機関において、建築基準法施行令（以下「令」という）第3章の規定に適合することについて任意の技術評定を受けたものは、建築基準法第20条の規定に基づき安全性を確認されたものとして取扱う。ただし、法第20条第1項第一号に掲げる構造方法としたものは除く。

- 1 特殊な構造方法、材料、構造計算による工作物。
- 2 次の各号のいずれかに該当する工作物。
 - 一 令第138条第1項第二号に掲げるもので高さが50mを超え60m以下のもの。
 - 二 令第138条第1項第五号に掲げるもので高さが10mを超えるもの。
- 3 その他建築主事が任意の技術評定を受けることが適当と認める建築物及び工作物。

附則

- 1 この要領は平成15年4月1日から施行する
- 2 この要領の施行に伴い、近畿建築行政連絡会議構造等審査取扱要領（昭和49年11月制定）は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、中高層建築物設計指導指針(平成14年12月制定)は廃止する。

第2章「コンクリート工事に関する取扱要領」及び解説

大阪府内建築行政連絡協議会
昭和52年8月1日 制定
昭和62年7月22日 改正
平成2年3月20日 改正
平成15年1月17日 改正
平成16年4月1日 改正
平成18年4月1日 改正
平成23年4月1日 改正
平成29年4月1日 改正
平成30年4月1日 改正

第1 目的

この要領は、コンクリート工事に関し建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項の規定に基づき、工事監理者及び工事施工者に対して報告を求める場合において、その施工に関し必要な事項を定めることにより、法第20条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第3章の構造強度に関する規定の適切な運用を図り、建築物の構造耐力上の安全性確保に資することを目的とする。

この要領の目的は、一定規模以上の建築物について、コンクリート工事におけるコンクリートの品質の確保を図り建築物の構造耐力上の安全性を確保することにある。

このため、本要領は、コンクリートの品質確保のための最低基準を定めたものであり、設計者・工事監理者・工事施工者等は、建築基準法等関係法令、日本建築学会の計算基準・標準仕様書・施工指針などを遵守して、建築物の質的向上を図ることが期待されるものである。

第2 適用範囲

この要領は、大阪府内においてコンクリートポンプ工法、その他のコンクリート打設方法でコンクリート工事を行う場合で、次の各号に該当するものに適用する。

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500m²を超えるもの。
- (2) その他大阪府内建築行政連絡協議会（以下「本協議会」という。）が特に必要と認めて指定するもの。

- (1) コンクリートポンプを使用する場合、又はその他の方法でコンクリートを打設する場合で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で階数が3以上（地階を含む）又は延べ面積が500m²を超える建築物を対象としている。異種構造や増築などの場合は、この部分について対象か否かを判断するものとする。
- (2) その他本協議会が特に必要と認めて指定するものとしては、具体の例として、高強度コンクリートや特殊なコンクリートを使用する建築物、一定量以上のコンクリート

を使用する工作物などが考えられる。

なお、法第 37 条第 1 項（建築材料の品質）の規定に基づく平成 12 年建設省告示第 1446 号により、建築物の基礎、主要構造部等に使用するコンクリートは、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート-2014）の規格品を使用することとなっており、本要領ではレディーミクストコンクリートを前提としている。なお、平成 15 年 12 月 20 日に JIS A 5308 が改正され、コンクリートの呼び強度 45 までを普通コンクリート、呼び強度 50、55 及び 60 は高強度コンクリートとして規定されたことから、平成 12 年建設省告示第 1446 号が平成 16 年 4 月 2 日に一部改正された。これに伴い、JIS で示されている以外のコンクリートを使用する場合は、工事に先立って、国土交通大臣の認定が必要となったので注意されたい。

第 3 工事監理及び工事施工管理

1. 工事監理者及び工事施工者は、コンクリート工事着手前に、コンクリート工事施工計画報告書（別に定める様式による）を法第 7 条若しくは法第 7 条の 2 の規定による完了検査又は法第 7 条の 3 若しくは法第 7 条の 4 の規定による中間検査を受けようとする機関に提出するものとする。
2. 工事監理者又は工事施工者は、コンクリート工事の監理又は施工管理について、自らの指揮監督のもとに、工事現場における工事監理又は工事施工管理に係る実務を行わせるため、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めることができる。
3. 工事監理者又は工事施工者は、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときは、これをコンクリート工事施工計画報告書及びコンクリート工事結果報告書（別に定める様式による）に記載するものとする。
4. 工事現場で自ら工事監理を行おうとする工事監理者又は工事監理実務者並びに工事現場で自ら工事施工管理を行おうとする工事施工者又は工事施工管理実務者は、本協議会の指定する研修を受けたものであること。ただし、本協議会の認める者はこの限りでない。
5. 工事監理者及び工事施工者は、中間検査申請書及び完了検査申請書の提出時に、コンクリート工事施工結果報告書を、法第 7 条若しくは法第 7 条の 2 の規定による完了検査又は法第 7 条の 3 若しくは法第 7 条の 4 の規定による中間検査を受けようとする機関に提出するものとする。

- (1) 工事監理者及び工事施工者は、コンクリート工事着手前にコンクリート工事施工計画報告書を必ず提出しなければならない。この報告書は、法第 7 条若しくは法第 7 条の 2 の規定による完了検査、又は法第 7 条の 3 若しくは法第 7 条の 4 の規定による中間検査を受けようとする機関（特定行政庁又は法第 77 条の 18 に定める指定確認検査機関）に提出することを定めたものであり、その様式は本協議会で作成したものである。

なお、本要領でいう工事監理者、工事施工者は、法第 2 条に規定されており、建築確認申請書に記載された者である。

- (2) 工事監理者又は工事施工者が自ら現場でコンクリート工事の監理又は工事施工管理をする場合を除き、工事現場における工事監理又は工事施工管理の実務を行わせるために、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めることができることとした。
- (3) これらを定めた場合は、コンクリート工事施工（計画・結果）報告書に氏名、研修

登録番号を記載させることとした。

- (4) コンクリート工事現場で工事監理を行う者及び工事施工管理を行う者は、本協議会で指定する研修を受けた者であることが必要であり、各工事現場において常駐又は常時巡回する人は研修によるコンクリートに関する知見を発揮することを期待するものである。研修受講の義務付けの目的は、近年のコンクリート技術に対する研究や開発のめざましい進展に対し、コンクリートの品質管理や工事の施工における合理化、分業化が進み、職種別による技術が高まるにつれてコンクリート工事についての関係者の認識が一般的に不足する恐れがあり、これを維持、向上させるため研修を義務付けたものである。したがって、1級建築士又は2級建築士も受講対象とすることとした。

また、本協議会の認める者とは、次の①及び②に掲げる者で指定研修免除申請により承認された者並びに③及び④に掲げる者とする。

- ① コンクリートに関する学位（博士）を有する者。
- ② コンクリートに関する技術士の資格を有する者。（ただし、技術部門が「建設部門」、選択科目が「鋼構造及びコンクリート」であるものに限る。）
- ③ コンクリート主任技士の資格を有する者。
- ④ 兵庫県が定める「コンクリート工法に関する指導要綱」に基づく研修を修了した者。

なお、③コンクリート主任技士の資格を有する者については、本要領で指定する研修を受講したものとみなし、この場合においては、前項解説中の「氏名、研修登録番号を記載させること」とあるのは、「氏名、コンクリート主任技士の登録番号を記載し、当該免許証の写しを添付させること」と読み替えるものとする。

また、経過措置として改正前の「コンクリート工法に関する指導要綱」による指定機関が実施した研修を受けた者は、改正後の要領による本協議会が指定する研修を受けた者とみなすこととした。

- (5) 工事監理者及び工事施工者は、中間検査申請書及び完了検査申請書の提出時にコンクリート工事施工結果報告書を必ず提出しなければならない。このコンクリート工事施工結果報告書は、法第7条若しくは法第7条の2の規定による完了検査又は法第7条の3若しくは法第7条の4の規定による中間検査を受けようとする機関（特定行政庁又は指定確認検査機関）に提出することを定めたものである。

第4 コンクリートの圧送

コンクリートポンプの圧送従事者は、本協議会の指定する研修を受けたもの又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定試験「コンクリート圧送施工」に合格したものとす。

コンクリートポンプの圧送従事者に対しても、本協議会の指定研修又は職業能力開発促進法に基づく技能検定試験を受けることを義務付けているが、これはポンプ車1台につき

少なくとも 1 人以上は研修受講者又は技能検定試験合格者であることを要求するものである。

なお、従事する者の氏名、登録番号をコンクリート施工（計画・結果）報告書に記載させることとしている。

第 5 試験及び報告

1. 工事監理者及び工事施工者は、別表に掲げるコンクリートの品質を管理するための試験（以下「別表」という。）を行うものとする。
2. 工事監理者又は工事監理実務者は、別表（い）の試験について、（に）欄の業務を行うものとする。
3. 工事施工者又は工事施工管理実務者は、別表（い）欄の試験については（は）欄の業務を行うものとする。ただし、工事施工者がこれらの業務の全部又は一部を下請工事施工者に行わせる場合にあつては、工事施工者は当該業務が適正に行われることを確認し、コンクリート工事施工計画報告書及びコンクリート工事施工結果報告書に下請工事施工者及び下請工事施工実務者を記載するものとする。
4. 下請工事施工者及び下請工事施工実務者については、第 3 第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。
5. 工事監理者は、別表（い）欄の試験の結果のうち、建築主事又は確認検査員の指示するものについては、中間検査申請書及び完了検査申請書の提出時に、法第 7 条若しくは法第 7 条の 2 の規定による完了検査又は法第 7 条の 3 若しくは法第 7 条の 4 の規定による中間検査を受けようとする機関に提出するものとする。

- (1) 工事監理者及び工事施工者に別表（い）欄の試験を行うことを義務付けた。
- (2)・(3) 工事監理者又は工事監理実務者、あるいは工事施工者又は工事施工管理実務者が本要領に基づき行う試験及び報告業務について具体的に定めたものである。また、これらの試験を下請け会社に行わせる場合、工事監理者又は工事監理実務者、あるいは工事施工者又は工事施工管理実務者はその業務が適正に行われることを確認して、コンクリート工事施工（計画・結果）報告書に所要の事項を記入させることとしている。
- (4) 下請工事施工者及び下請工事施工実務者についても研修受講義務は当然課せられる。

なお、ここでいう下請工事施工者とは、例えばコンクリート躯体工事を下請けする場合を言い、生コン業者などは対象とならない。

- (5) 別表（い）欄の試験の結果について、建築主事又は確認検査員が指示するものについては、中間検査申請時並びに完了検査申請時に工事監理報告書として提出させることとしている。建築主事又は確認検査員が要求する資料項目については、確認申請書（副本）に添付してあるので事前に確認をして頂きたい。

第6 報告結果の活用

コンクリート工事施工計画報告書及びコンクリート工事施工結果報告書並びに試験の結果は、法第7条若しくは法第7条の2の規定による完了検査又は法第7条の3若しくは法第7条の4の規定による中間検査の合否についての判断に活用するものとする。

「コンクリート工事施工（計画・結果）報告書」及び「試験の結果」は、中間検査による合格証及び完了検査による検査済証の交付の可否についての判断に活用する旨を規定したもので、当然これらの内容によっては交付できない場合もあり得る。

第7 試験所の登録

1. 別表(ろ)欄の「登録試験所」は、正確かつ公正な試験を実施するために必要な次に掲げる要件を備えるもので、指定を受けようとする試験所からの登録申請に基づき、本協議会が登録を行った試験所とする。
 - (1) 試験の対象となる工事に関して公正な立場にあること。
 - (2) 試験の業務に関する専任の管理者を置いていること。
 - (3) 試験の業務に関する資格等を有する専任の試験技術者及び試験実務担当者を置いていること。
 - (4) 試験を実施するために必要な人員、機器及び設備を備えていること。
 - (5) 試験を正確かつ公正に実施するため、適切に定められた試験業務管理基準によって試験業務を運営していること。
2. 登録を受けようとするものは、登録申請書(別記様式第1号)に本協議会が別に定める書類を添えて本協議会会長に申請しなければならない。
3. 本協議会会長は、前項に定める申請があった場合、本協議会が別に定める審査基準に適合すると認めるときは次に掲げる事項を試験機関登録簿に登録し、一般の閲覧に供する。
 - (1) 登録の分類
 - (2) 試験所の名称
 - (3) 試験所の設置者
 - (4) 試験所の所在地
 - (5) 試験所の代表者
 - (6) 登録番号
 - (7) 登録年月日
 - (8) 有効期限
4. 本協議会会長は、前項の規定による登録をしたときは、登録申請者に通知するとともに、本協議会の会員に通知する。
5. 本協議会会長は、第2項の規定による登録申請があった場合において、本協議会が別に定める審査基準に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知する。
6. 試験所の登録有効期間は、登録をした日から起算して3年以内とする。
7. 登録の更新を受けようとする者は、登録有効期間満了の日前2月までに、再登録申請書(別記様式第1号)に第7第2項に掲げる書類を添えて本協議会会長に申請しなければならない。
8. 登録を受けた者は、試験所の設備、人員その他登録申請した事項に変更が生じた場合は、登録事項変更届(別記様式第2号)に、当該変更を証する書類を添えて本協議会会長に速やかに届けなければならない。
9. 本協議会会長は、次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録申請者が虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
 - (2) 試験所の登録に関する審査基準に適合しなくなったとき。

- (1) 別表(ろ)欄の試験実施者である「登録試験所」とは、一定の要件を具備した試験所として本協議会に登録を行った試験所であることを定めたものである。なお、試験を実施する施設の所在地が複数ある場合は、その所在地ごと、かつ、別表(い)欄の試験名の区分ごとに登録できるものとしている。
- (2) 登録申請は、本協議会会長に申請することとしている。

- (3) 本協議会会長に登録申請した試験所は、本協議会が別に定める審査基準に適合すると認めるときは、登録試験所として試験機関登録簿に登録し、一般の閲覧に供するものとしている。
- (4)・(5) 本協議会会長は、試験所として登録した場合、申請者並びに本協議会会員に通知することを義務付けている。また、本協議会が別に定める審査基準に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知することを義務付けている。
- (6)・(7) 試験所の登録有効期間は3ヵ年以内とし、登録を更新する場合は再登録申請することを義務付けている。
- (8) 登録申請の内容に変更が生じた場合は、登録試験所は速やかに本協議会会長に届出するよう規定している。
- (9) 試験所が虚偽等により登録を受けた場合、又は審査基準に適合しなくなった場合は、本協議会会長は登録を取り消すことができる旨を規定している。

第 8 指定研修等

1. 第 3 第 4 項及び第 4 に定める研修の実施機関は第 7 第 3 項の登録を行った試験所のうち、次に掲げる内容の研修実施計画を提出したものから本協議会が適正と認める機関とする。
 - (1) コンクリートの種類、材料、調合
 - (2) コンクリート工事の施工計画
 - (3) コンクリートの輸送、圧送、打込み、養生
 - (4) コンクリートの品質管理
 - (5) その他コンクリート技術に関すること
2. 第 3 第 4 項に定める指定研修は前項により認めた機関が実施する研修のうち、(1)から(4)の全ととする。

- (1) 本協議会が指定する研修の実施機関は、登録を行った試験所から本要領に定める内容の研修実施計画を提出したものから、本協議会が適正と認めた機関とすることとしている。
- (2) 本要領第 3 第 4 項では、工事監理者等は本協議会の指定研修の受講を義務付けており、その研修内容のうち、前項の(1)から(4)は 1 回の受講を必修とし、(5)については、既受講者も含め任意に受講できるものとした。また、前項(5)その他コンクリート技術に関することの内容は、コンクリートに関する法改正並びに日本建築学会基準(JASS 5)の改定等、その研修実施年度に相応しい内容を盛り込んだものとした。

附則

この指導要綱は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。
但し、第 3 の 4 及び第 4 の 2 について、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この指導要綱は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この指導要綱は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

第 1 この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 及び第 8 の規定は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(指定研修に関する経過措置)

第 2 第 3 第 4 項及び第 4 に規定する本協議会の指定する研修の実施機関については、平成 16 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

(指定研修受講者に関する経過措置)

第 3 この要領の施行前に改正前の要綱第 7 による機関が実施した研修を受けた者は、改正後の要領による本協議会が指定する研修を受けたものとみなす。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

コンクリート工法に関する指導要綱は、昭和 52 年 8 月 1 日に制定され同年 10 月 1 日に施行したが、昭和 61 年 6 月に建設省から出された「コンクリートの耐久性確保に係る措置」についての通達の趣旨に則り、昭和 62 年 7 月に一部を改正し、同年 10 月 1 日より施行することとした。

また、平成元年 7 月に建設省から出された「アルカリ骨材反応抑制対策に関する指針について」の通達の趣旨に則り、平成 2 年 3 月に一部を改正し、同年 6 月 1 日より施行することとした。

(1) 本要領は、改正前の内容を基本的に継承し、平成 15 年 1 月 17 日に改正、平成 15

年 10 年 1 日から施行することとした。確認申請書の受付日が施行日以降の建築物について適用する。ただし、要領第 7 (試験所の登録)、同第 8 (指定研修等) の規定は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。また、大阪府内建築行政連絡協議会において「建築基準法第 12 条第 3 項による報告事項作成要領」の改正に伴い、本要領の一部を平成 16 年 4 月 1 日に改正した。

- (2) 本要領に基づく本協議会の指定する研修の実施については、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとし、平成 16 年 3 月 31 日までは、改正前の規定により、財団法人日本建築総合試験所又はその他本協議会の認める機関としている。
- (3) この要領の改正前の「コンクリート工法に関する指導要綱」第 7 による機関が実施した研修を受けた者は、改正後の要領による「本協議会が指定する研修」を受けた者とみなす規定としている。
- (4) 本要領は、法第 12 条 5 項の規定による報告事項の一部として位置づけるとともに指定確認検査機関においてもこれに準じるよう明確にし、かつ、試験所を登録制度にすることにより、試験所の第三者性、公正性、透明性の更なる向上を誘導することとし、統一的な運用を図るものである。

- (1) 骨材試験のうち、絶乾密度、吸水率及び粒度の各測定試験は、法改正に伴う平成 12 年建設省告示第 1446 号に基づく品質基準及びその測定方法に準じ試験を義務付けたもので、すべての試験について言えることであるが、単に試験を行うことのみで終わることなく、その結果によってコンクリートの品質管理の対策をたてることを期待したものである。

試料の採取は、工事開始前 1 回及び躯体工事中毎月 1 回、登録試験所が行うか、工事施工者又は工事施工管理実務者が行うこととした。

なお、この試料の採取方法として生コン工場の骨材運搬用ベルトコンベアから適当な間隔で採取し、試料約 20kg をビニール袋に入れて密封し、登録試験所へ搬入する。

- (2) 近年、アルカリシリカ反応によるコンクリート構造物の劣化が問題になり、建設省（現国土交通省）はこの被害を防止するための施策の検討を続けているが、推奨できる対策として平成元年建設省住指発第 244 号により「アルカリ骨材反応抑制対策に関する指針について」の通達が出された。この通達のなかで、アルカリシリカ反応性試験において無害と判定された骨材を使用するか、または反応を抑制するための対策をとることとされている。

本要領の別表の試験では、「指示による」としているが、建築主事又は確認検査員が特に必要であると認めたものについて行われる場合がある。この場合、骨材その他のコンクリートに使用される材料の供給状況、建築物の立地条件、建築物の施工条件等を勘案して判断するものとする。

試験方法は、前記建設省通達の別紙に規定する骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法、モルタルバー法）による。なお、化学法により「無害」と判定されなかったものについては、モルタルバー法によって試験を行い、無害であることを確認しても良い。また、工事に支障をきたすと判断される場合には早期判定法（迅速法 JIS A 1804）によって試験を行っても良い。

- (3) 骨材の塩分試験については、改正前の要綱では義務付けをし試験を実施してきたが、上記(1)の理由並びに昭和 52 年建設省住指発第 759 号の通達により、周知されてきたところから、平成 15 年 1 月 17 日改正の本要領では微粒分量試験、粘土塊量試験と合わせて報告事項としては省略した。

- (4) フレッシュコンクリートに含まれる塩化物量の試験については、昭和 61 年建設省住指発第 142 号の通達に基づき規制することとした。塩化物量の試験は、工事現場において、荷卸し地点のフレッシュコンクリートについて、財団法人国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器を用いて行い、試験回数は、コンクリート打設日 1 回、1 回の打設量 150m³以内ごととする。

- (5) 構造体のコンクリートの強度推定のための圧縮強度試験の試料は、JASS 5（2015 改定）に合わせて工事現場で採取するものとする。ここでいう工事現場とは、荷卸し地点、ポンプの筒先などである。

昭和 56 年建設省告示第 1102 号では、コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体の養生方法とコンクリート強度の基準との関係が定められている。

現場水中養生は、コンクリートを打込んだ現場にドラムかんなどを置き、その中に入れて現場の打設されたコンクリートに近い温度条件で養生する。なお、冬期で凍結のおそれのある場合は密封養生することとし、現場事務所などへ持込んではならない。

また、昭和 56 年建設省告示第 1102 号第 1 第二号の「コア供試体に類する強度に関する特性を有する供試体」とは現場封かん養生等構造体中のコンクリートと類似の温度履歴を有する養生を行った供試体を指すが、高炉セメント B 種、フライアッシュセメント B 種など、強度発現の遅いセメントを使用して、材齢 28 日を超えて構造体コンクリートの強度管理を行う場合は、現場封かん養生（B 養生）の供試体によって材齢 91 日以前に試験を実施しても良い。なお、現場封かん養生による場合は 7 日（現場水中養生）はもとより、28 日と 91 日以前の材齢の供試

体を製作することとしている。

昭和 56 年建設省告示第 1102 号の改正（平成 28 年 3 月 17 日改正）により、コンクリート強度の管理方式として、標準養生（水中又は飽和水蒸気圧中で行う場合に限る。）供試体による場合が定められた。この場合、コンクリート強度の基準として、材齢が 28 日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値に構造体強度補正値を加えた数値以上であることとなっている。

なお、材齢 7 日の試験も行うこととしているのは、昭和 50 年 8 月 15 日建設省住指発第 497 号の通達によるものであり、強度上疑義のある場合は、品質が確認されるまで一時、次のコンクリートの使用を止めるなど、早急な対応をする必要があることを考慮したものである。

また、テストピースの確認は重要であるので、例えば、工事名称、打設日、工事監理者名、施工業者名などを記載したラベルをテストピース作成時に、強度試験に支障のないように打ち込んでおくことが望ましい。

(6) コア試験体の圧縮強度試験については、それぞれの特定行政庁の方針又は建築主事又は確認検査員の判断により、例えば、一定規模以上のもの、高強度コンクリートを使用したものなどについて指示される場合がある。

(7) 硬化したコンクリートの塩化物量試験は、一般的には指示はしていないが、フレッシュコンクリートの塩化物量試験が指示どおり行われていない場合に実施することとしている。

(注) 解説に記載している「建設省通達」は、地方分権法の制定に伴い既に国の通達としての効力は失っているが、本要領では、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体への「技術的な助言」と位置付け運用している。

◆ 提出書類一覧表

提出時期	提出書類	注意事項	参考
工事着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事施工計画報告書 ・コンクリート打込計画表 ・骨材の絶対乾密度、吸水率、粒度の各試験報告書 ・コンクリート配合報告書（コンクリート配合計画書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式に記載すること ・ " ・ 試料の採取は工事施工者又は工事施工管理実務者が行う（登録試験所が試料を採取する場合を除く） ・ JIS A 5308 レディーミクストコンクリートの様式による 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表試験項目 1, 2 ・ 使用予定の生コン工場すべての配合報告書（配合計画書）を提出
中間検査申請時・完了検査申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事施工結果報告書 ・コンクリート打込結果表 ・骨材の絶対乾密度、吸水率、粒度の試験報告書 ・構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度試験報告書 ・スランプ、空気量、温度、塩化物量の試験報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式に記載すること ・ " ・ 毎月 1 回行う ・ 各試験の試験機関は登録試験所とする ・ テストピース用のコンクリートは荷卸し地点で工事施工管理実務者が採取し、工事監理者は立ち会う ・ 圧縮強度試験は 1 回/日かつ 1 回/150m³以内ごとに行う（高強度コンクリートは 3 回/300m³以内ごと） ・ テストピースの養生は、現場水中養生（D 養生）、標準養生（A 養生）又は現場封かん養生（B 養生）とする ・ 1 週、4 週強度及び現場封かん養生供試体の強度試験の試験機関は登録試験所とする ・ 工事施工管理実務者が試験を行い、工事監理者は立ち会う ・ 試験は 1 回/日かつ 1 回/150m³以内ごとで行う ・ 塩化物量の測定は、(財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた測定器を使用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表試験項目 1, 2 ・ 別表試験項目 8 ・ 1 回の試験では供試体を 3 個作製 ・ 別表試験項目 3, 4, 5, 6, 7 ・ スランプ、空気量、温度の試験については、試験状況並びに結果を写真で報告
◆ 中間検査申請時点での各試験結果報告については、特定工程に至るまでの部位について報告すること			

コンクリートの品質を管理するための試験

別表

(い)								(ろ)	(は)	(に)	備考
試験名	該当材料	試験項目	試験方法	試験材齢	試験回数	試料の採取場所	その他	試験の実施者	工事施工者 又は 工事施工管理実務者	工事監理者 又は 工事監理実務者	
骨材試験	普通骨材	1. 絶乾密度・吸水率・粒度	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1102	-	工事開始前1回 工事中1回/月	レディーミク ストコンク リート工場 の骨材置場	試料の採取は 登録試験所又 は(は)によるも のとする	登録試験所 試験結果の工事 施工者又は工事 施工管理実務者 への報告	1) 試験項目 1.2.8.9.10の試験 の試料の採取及 び登録試験所へ の搬入	1) 試料採取に立ち 会い 登録試験所が試料を 採取する場合を除く	
		2. アルカリシリカ反応性*1	JIS A 1145*2 JIS A 1146*2								
コンクリート試験	フレッシュ コンクリート	3. スランプ	JIS A 1101	-	1回/日 かつ 1回/150m ³ 以内	荷卸し地点	-	工事施工者 又は 工事施工 管理実務者	登録試験所が試料を 採取する場合を除く	2) 試験項目3.4.5.6. 7の試験の実施	
		4. 空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	-							
		5. 単位容積質量 (軽量コンクリートのみ)	JIS A 1116	-							
		6. 温度	JIS A 1156	-							
		7. 塩化物量	JASS 5T-502	-							
	硬化した コンクリート	8. 構造体コンクリートの強度 推定のための圧縮強度	JIS A 1108	7日 及び 28日	1回/日 かつ 1回/150m ³ 以内	荷卸し地点	現場水中養生 又は 標準養生*4	登録試験所 試験結果の工事 施工者又は工事 施工管理実務者 への報告*3	3) 試験結果の工事 監理者又は工事 監理実務者への 報告	3) 試験項目3.4.5.6.7 の試験の実施に 立ち会い	試験項目8 現場封かん 養生による場 合は、試験を 材齢91日以 前に実施し てもよい
		9. コア供試体の圧縮強度*1	JIS A 1107	指示による							
10. 塩化物量*1		JIS A 1154	指示による								

*1 : 建築主事又は確認検査員の指示がある場合に行う。

*2 : 工事に支障をきたすと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。

*3 : 試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、その情報を速やかに工事監理者若しくは工事監理実務者並びに工事施工者若しくは工事施工管理実務者へ報告すること。

*4 : 水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。

3章 試験所登録審査基準・同解説

大阪府内建築行政連絡協議会
平成15年5月23日制定
平成17年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成27年4月1日改正

第1 総則

この基準は、「コンクリート工事に関する取扱要領」(昭和52年8月1日制定、平成15年1月17日改正、以下「要領」という。)第7の規定に基づき別表(ろ)欄の登録試験所として、登録を受けようとする試験所(以下、「試験所」という。)が備えるべき事項を定めたものである。

【解説】

これは、要領第7に規定する一定の要件を本基準で定めるに当たっての趣旨を述べたものである。

第2 試験所登録の分類

次に掲げる試験(以下「試験」という。)区分のうち試験を実施する施設の所在地ごとに登録するものとする。なお、試験(イ)、(ウ)又は(エ)を登録する場合には、試験(ア)を登録しなければならない。

- (ア) コンクリートの圧縮強度試験
- (イ) 硬化コンクリートの塩化物量測定試験
- (ウ) 骨材の絶乾密度・吸水率・粒度試験
- (エ) 骨材のアルカリシリカ反応性試験

【解説】

登録試験所は1設置者が2カ所以上の場所に試験所を設置する場合も考えられるため、本基準では、その所在地ごとの登録とすることとした。従って、1設置者が2カ所以上の場所に試験所を設置する場合は、以下の基準のうち、所在地毎に基準を満たすことを定めているものについては、所在地ごとにその基準を満たす必要がある。

また、要領によれば、「コンクリートの品質を管理するための試験」(別表)に掲げられている試験には、骨材試験(絶乾密度、吸水率、粒度及びアルカリシリカ反応性)、フレッシュコンクリート(スランプ、空気量、単位容積質量(軽量コンクリートのみ)、温度及び塩化物量)、硬化したコンクリート(構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度、コア供試体の圧縮強度、塩化物量)があるが、このうち、フレッシュコンクリートについては、工事現場で工事施工者等が試験を実施し、工事監理者等がその試験に立ち会うこととしている。残る2つの試験については、登録試験所で行うことと定められている。

本基準では、登録する試験所の設備、人員等に配慮し、いずれか1つだけでも登録試験所として登録できることとした。

なお、(ア) コンクリートの圧縮強度試験を登録する場合と(ウ) 骨材の絶乾密度・吸水率・粒度試験を登録する場合については、試験所ごとの登録必須要件としているが、他の試験は1設置者が2ヶ所以上の場所に試験所を設置する場合は、いずれか1以上の試験所でこれらの試験を行うことでも登録はできることとしている。

第3 登録の要件及び試験所として備えるべき事項

試験所は、第1項及び第2項に掲げる事項に適合していなければならない。試験を実施する施設の所在地が複数ある場合においては、その施設それぞれについて、第1項(2)及び(3)並びに第2項(2)に掲げる事項に適合していなければならない。

ただし、大阪府内建築行政連絡協議会(以下「本協議会」という。)がこれらと同等以上と認める場合においては、この限りでない。

【解説】

以下が具体的に試験所が備えるべき要件を記述したものであるが、第2の解説で触れたとおり、登録は試験所の所在地ごとに登録するが、複数の試験所を設置する設置者の場合、必ずしも登録審査基準の全てを試験所の所在地ごとに具備するのではなく、設置者として必要な機能を備えた試験所とその他の試験所では具備すべき要件が異なると考えられる。このため、要件を大きく区分し、1の(2)及び(3)並びに2の(2)に掲げる事項については、試験所の所在地が異なる場合は、その試験所ごとに具備していなければならないものとし、設置者に係る要件及び補助的試験に関する試験機器等については、必ずしも試験所ごとに具備していなければならないとはせず、少なくとも1カ所の試験所が具備していれば足りるとした。

1 登録の要件

(1) 試験所の設置者

試験所の設置者は、法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人は、試験業務がその業務内容に含まれていること。
- ② 建設会社を除く株式会社その他の法人は、役員等が試験業務と関連のあるレディーミクストコンクリート生産に関連する業者及び骨材生産に関連する業者（以下「生産加工業者等」という。）から独立しており、次に掲げる事項を満たしていること。
 - (ア) 代表取締役、取締役及び監査役（以下「取締役等」という。）が生産加工業者等及びその取締役等でないこと。
 - (イ) 代表取締役が建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）又は設計事務所の代表取締役を兼務していないこと。
 - (ウ) 生産加工業者等の取締役等が主な株主になっていないこと。
 - (エ) 試験所の設置者である法人（以下、「試験所設置者」という。）の資本金等（以下、「試験所資本金」という。）を生産加工業者等が出資する場合においては、生産加工業者等の出資額が試験所資本金の5割を超えていないこと。なお、複数の生産加工業者等が出資する場合においては、それらの出資額の合計が試験所資本金の5割を超えていないこと。
 - (オ) 生産加工業者等に該当しない株式会社その他の法人が試験所資本金を出資する場合においては、これらの会社の資本金の5割を超えて生産加工業者等やその役員が資本金を出資しているときは、これらの会社の出資額に生産加工業者等の出資額を加えた合計が試験所資本金の5割を超えてはならないものとする。
 - (カ) 試験所の設置者は、その主たる業務が試験業務であること。なお、試験所の設置者の業務に建設工事の業務を含む場合においては、請負契約及び試験受注に関して相互に利害関係が生じない体制、契約関係及び受注形態となっていること。
- ③ 株式会社その他の法人格を有する建設会社に所属する試験所は、施工部門から組織的に独立しており、次に掲げる事項を満たしていること。
 - (ア) 試験所を担当する部門は、その主たる業務が試験所の運営及び管理に関するものであること。
 - (イ) 試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制であること。
 - (ウ) 試験所の長及び第3第2項(1)①(ア)に定める総括管理者は、建設会社の代表取締役又は工事担当役員でないこと。

【解説】

1の(1)の規定は、試験所の設置者に関する規定である。

まずはじめに、試験所の設置者は、民法、商法等の法律に定めるところにより設立された法人である必要がある。試験は公正かつ中立的な試験を行うのは、当然であるが、さらに、試験結果が建築基準法第7条等に定める検査済証の交付にあたり重要な判断資料となることから一層厳密な意

味での的確な試験結果が求められることから、個人若しくは個人に準じるような団体は登録できないこととしている。

①の一般社団法人等は、一定の公共性を有することから、登録時においては法人の寄付行為や定款により試験業務が当該法人の業務内容に含まれていることの確認をもって登録要件を満たすものとしている。

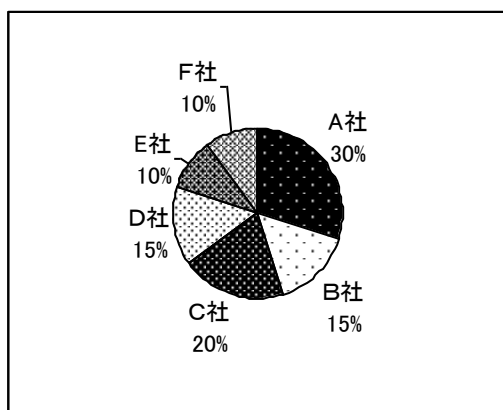
次に、一般社団法人等以外の試験所の設置者を大きく2つに区分して建設会社を除く株式会社等の場合と、建設会社に所属する試験所の場合とに分けており、前者にあつては、『生産加工業者等から独立している』ことを求めている。

これは、既に触れたとおり、公正かつ中立的な試験結果を期待するところから、これら生産加工業者等からの有形、無形の圧力等が試験結果に及ぶ恐れを避けるためである。従つて、基準で定めている①の(ア)から(カ)以外でも、「独立性の確保」といった趣旨から鑑みて試験所としての独立性に懸念がある場合は、慎重な取扱が必要と考えられる。

②の(ウ)の規定は生産加工業者等の取締役等が試験所の設置法人の出資者になっていないこととしている。しかしながら、生産加工業者等である法人や生産加工業者等である法人の系列会社が当該試験所の出資金若しくは出捐金の過半以上を出資若しくは出捐している場合などは「試験所としての独立性の確保」に懸念があることから(エ)及び(オ)の規定を設けている。

(エ)の規定は1社若しくは数社の生産加工業者等が試験所の設置者である法人の資本金に出資する場合、それらの出資額の合計が、試験所資本金の5割を超えないこと。

(オ)の規定は試験所に出資する会社等は生産加工業者に該当しない業を営む会社等（当該法人）であるが、その会社の資本金等に生産加工業者や生産加工業者の役員が資本金等の5割を超えて出資している場合は、当該法人が出資する試験所資本金も生産加工業者等が出資する試験所資本金に加えその合計が試験所資本金の5割を超えないこととした。



試験所出資金の構成比

例えば、A社、B社が生産加工業者で、D社、E社は別な生産加工業者がその資本金の一定割合（例えば50%を超える）を出資する会社である場合、生産加工業者が直接又は一定割合以上出資する会社の出資比率の合計は、70%となる。このような場合、『生産加工業者等からの有形、無形の圧力等が試験結果に及ぶ恐れ』があるとして登録の要件に抵触することになる。

(ア)、(イ)の規定は、試験所の取締役等が個人として生産加工業者等や設計事務所であつたり、法人である生産加工業者等や設計事務所の取締役等ではあつてはならないとしたものであり、人的関係にも一定の配慮を示したものである。

(カ)の規定は試験所設置者である法人の主要事業が試験業務であることを求めている。

また、③に定める『施工部門から組織的に独立』については、試験所を担当する部門の主たる業務が試験所の運営及び管理に関するものであることなどを具体的に示している。

(2) 第三者による試験所の認定等

適正な試験を実施することができる試験所として、次に掲げる基準に適合すること。

- ① ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であること。
- ② ISO/IEC 17011 (JIS Q 17011)「適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に沿って試験所の認定を行っている機関により認定を受けている試験所であること。

【解説】

試験所は試験に関する技術的な水準を有しかつ維持してゆく必要がある。そのため、本基準では、試験所としてISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であることを、「財団法人日本適合性認定協会(略称 JAB)」若しくは「独立行政法人製品評価技術基盤機構評価センター(略称 JNLA)」から認定を受けていることが必要としている。これは、(1)の規定と相まって、試験所としての試験手続きの技術的なレベルを評価するとともに、試験所の公正性確保のために設けられているものである。

なお、(2)の要件については、上記2機関とも試験所の場所毎に認定を行っており、当然ながら登録をしようとする試験所の場所ごとにこの認定を受けている必要がある。

(3) 敷地等条件

試験所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 所在地

試験所の所在地は、大阪府内又は大阪府に隣接する府県内に位置していること。

② 施設等の適法性

原則として、試験所の敷地及び建築物(建築設備を含む。以下、同じ。)は都市計画法(昭和43年 法律第100号)、建築基準法(昭和25年 法律第201号)等関係法令の規定に適合していること。

また、試験等の実施により発生する廃材は、関係法令に基づき産業廃棄物処理業者により処理されていること。

③ 施設、試験機器の所有等

試験所の設置者は、試験所の用地、建築物及び試験を実施するために必要な機器及び設備を所有又は貸借契約していること。

【解説】

(3)の規定は、試験所の所在地は、要領の対象となる工事場所が大阪府内であることから、大阪府内及びその隣接府県にある試験所であることが試験を依頼する工事監理者等の利便と合致することからそのように定めた。

②では、試験所の敷地は都市計画法に定める開発許可等が必要な場合は開発許可を受けた敷地であり、また、試験所の施設等は建築基準法に定める建築確認を受け建設された施設であること。建設後、所定の検査を適格に受けていることを求めている。更に、試験の性格上、コンクリートがら等が発生することから、産業廃棄物処理法に基づく的確な処分地に処分されていることも求めている。②の規定は、登録試験所に限らず、当然のことであり、これらを具備していない、または明らかに具備していないと考えられる場合は、登録は原則として好ましくない。

ただし、当該事項によっては、改善計画等の提出を求め、その内容によって登録の是非を判断する必要がある。なお、この要件は複数の試験所の場合は、試験所の所在地ごとの要件となる。

また、③は試験に用いる施設や試験機器が試験依頼者の求めに円滑かつ迅速に応じられる体制確保の観点から、試験所として『専用的』に使用できる状況にあることを定めたものである。

なお、試験所の用地、施設、試験機器が賃貸借の場合であるが、これらが生産加工業者等からの賃貸借であったりした場合は、1の(1)に定める試験結果の公正性、中立性が失われる恐れがないかなど、試験所の設置者の独立性との関連に留意して判断する必要がある。

このためにも、試験機器等は貸借においては、その貸し主は機器を賃貸するリース会社等が原則であり、本来は所有することが望ましい。

2 試験所として備えるべき事項

試験所は、次に掲げる規準に適合するよう整備を行うこと。

(1) 試験所の設置者が行うべき事項

試験所の設置者は、次に掲げる事項について整備を行うこと。

① 管理体制の整備

- (ア) 要領に関する業務全般を監理及び監督する総括管理者を常勤職員から1名選定すること。
- (イ) 管理技術者、試験技術者、試験実務担当者及び事務担当者を配置すること。
- (ウ) 管理技術者、試験技術者及び試験実務担当者に対する技術の維持及び向上に係る教育並びに訓練計画を立案し実施すること。

② 技術管理規定等諸規定の整備

試験業務の円滑な実施及び試験依頼者への的確な対応並びにその他要領の目的を果たすために必要な技術管理規定、組織管理規定及び文書管理規定等諸規定等を整備すること。

③ 資料等の管理及び整備

次に掲げる事項について、管理及び整備をすること。なお、本協議会が報告を求めたときは、その求めに応じ、直ちに、文書で報告すること。

- (ア) 試験結果に関する統計資料
- (イ) 要領に定める試験に関する収支等を記載した財務諸表
- (ウ) 試験所の組織、運営体制及び職員数等に関する資料
- (エ) 試験結果報告書

【解説】

2の要件は、試験所を設置した法人や試験所が具備すべき基準を定めたもので、これについては、登録基準に記載の職名や各種規定と同じものがなければならぬということではなく、試験所を設置した法人や試験所が既にこれらと同様のものを整備している場合は、それをもって本基準が規定するものに該当すると見なすことができる。

これらのうち、総括管理者は特定行政庁の建築主事や当該構造担当職員等との担当窓口としてさまざまな局面で対応に当たっていただくこともあるので、その勤務状況(例えば、他の業務の関連上、連絡が付けにくい状況にある。)、試験所内での地位(一定の権限や責任があり、事態解決への迅速な対応や指示を出せる。)等に十分配慮し、選定する必要がある。

(1)の(イ)については、試験を担当する職員の業務・能力によって3種類の区分を設けている。詳細は後述する。

(ウ)はそれらの職員への研修計画の立案並びにその実施により、試験技術や試験に関する倫理の確保に努めることを試験所を設置した法人に求めたものである。

②の規定は、試験所として適格に業務を遂行するためには整備して当然のものであるが、これは各試験所に即した内容として整備する必要がある。

③の規定は、公正かつ中立な試験所として運営している体制の整備に努めることを求めており、場合によっては、大連協（構造部会）が試験にかかる諸資料の提出並びにその説明を求める場合があることを定めたものである。

（２）各種規定、試験器機及び業務体制等の整備

① 試験業務管理規定

要領別表（い）欄の試験方法による試験の手順等を示した試験業務管理規定を整備すること。

② 管理技術者は、次に掲げる規定に適合すること。

（ア）年間200日以上 of 常勤者で、建築士（木造建築士を除く）、コンクリート主任技士若しくは技術士の資格又はコンクリートに関する学位（博士）を有する者であること。

（イ）高度の技術レベルを維持するために試験技術者及び試験実務担当者に対して教育及び訓練を必要に応じて行っていること。

（ウ）試験において、次に掲げる事項を実施することができる広範かつ高度な知識及び経験を有し、試験に関する直接的な責任を負う者で、かつ、指導者としての能力があること。

一 試験の計画及び実施（試験仕様書及び試験要領書の作成）

二 判定基準の決定

三 試験に関する総合判定

四 試験結果報告書の精査

五 不具合が発生した場合、その原因についての調査並びに改善策の対応

【解説】

（２）の①の規定は登録試験所によって規定の名称は異なる場合があるが、いずれにせよ、試験は JIS に定められた手順・方法により行うため、それらを適格に実施できる手順書なりマニュアルの整備を義務付けたものである。

②の各規定は管理技術者について、200日以上 of 常勤者で、その資格が建築士（木造建築士を除く）、コンクリート主任技士若しくは技術士の資格又はコンクリートに関する学位（博士）を有する者であることを定めたものである。ただし、技術士は、技術部門が「建設部門」、選択科目が「鋼構造及びコンクリート」であるものに限る。また、管理技術者は、職員が原則であるが、年間200日以上 of 常勤者であれば必ずしも職員（社員）でなくても、派遣職員、臨時雇用等であっても、雇用契約上、安定して年間200日以上 of 勤務が可能な者を充てることができる。

また、管理技術者は、試験実施の責任者として②（ウ）に掲げるような試験業務に関する指導ができる人材である必要がある。

- ③ 試験技術者は次に掲げる規定に適合すること。
- (ア) 試験所ごとに2名以上配置し、1名は他の業務と兼務していないこと。
 - (イ) 年間200日以上 of 常勤者で、建築士(木造建築士を除く)、コンクリート主任技士、コンクリート技士、建築施工管理技士、若しくは技術士の資格又はコンクリートに関する学位(博士)を有する者であること。
 - (ウ) 次に掲げる事項を実施することができる高度の知識と経験を有していること。
 - 一 試験の計画及び実施(試験仕様書及び試験要領書の作成)
 - 二 関連規格の解釈
 - 三 作業手順の立案
 - 四 試験実務担当者の指導
 - 五 装置使用上必要な校正
 - 六 試験作業の実施
 - 七 試験結果の解読及び分類並びに合否判定
 - 八 試験結果報告書の作成又は承認

【解説】

③の規定も②と同様であるが、その資格は管理技術者と同等の資格若しくはコンクリート技士又は建築施工管理技士でも可とした。また、試験技術者は実際に試験業務に従事する職員を想定しており、他の業務との兼務職員を含めて2名以上とし、うち1名は専任の職員でなければならないとしている。

さらに(ウ)に掲げる一連の業務を適切に遂行できる知識と経験を求めている。

- ④ 試験実務担当者は、次に掲げる規定に適合すること。
- (ア) 試験所ごとに2名以上配置し、1名は他の業務と兼務していないこと。
 - (イ) 年間200日以上 of 常勤者で、一般社団法人又は一般財団法人等が行う建築材料の試験及び検査に関する研修等を修了した者であること。
- ⑤ 事務担当者は、次に掲げる規定に適合すること。
- 原則として、年間200日以上 of 常勤者が1名以上配置されていること。

【解説】

④は実際に試験を行う職員の資格及び人員(定数)を定めたもので、専任のもの1名を含めて2名以上置くこと、およびコンクリートに関する研究等を行っている財団法人や社団法人が主催する講習会を既に受講していることを求めている。なお、当該講習会の実施時期については特に定めていないが、登録申請以降(つまり、将来受講予定)はもちろんであるが、登録しようとする年度の相当以前というのも好ましくないので注意が必要である。これは、別に定めがあるように、試験所の設置者に対して、担当職員へ研修を受けさせるよう求めている、これとの関連で考えると、過去数年に渡りこれらの研修を受けていないとは考えられないからである。

繰り返しになるが、1試験所当たり、総括管理者1名、管理技術者1名、試験技術者2名(内、兼務は1名)、試験実務担当者2名(内、兼務は1名)、事務担当者1名の都合7名～5名

の人員の配置が必要である。

⑥ 管理規定等に基づく執行体制の確保

管理規定等には、次に掲げる事項が盛り込まれていること。

- (ア) 試験が検査の目的に照らし、適正なものであることの確認方法
- (イ) 適正な試験であることが確認できない場合の対応方法(試験の保留、本協議会、工事監理者及び工事施工者への速報、内容の確認方法等)
- (ウ) 円滑かつ迅速な試験業務実施体制
- (エ) 試験の結果が不合格であった場合又は異常が認められた場合の以下に掲げる事項
 - 一 本協議会、工事監理者及び工事施工者への通知方法及び内容についての確認方法
 - 二 総合的な判断を行う者
 - 三 供試体の性状及び試験時の状況
 - 四 養生期間における試験所の平均気温及び供試体の平均養生温度
 - 五 封かん養生期間における試験所での供試体保管状況
- (オ) 原則として、他の試験所で不合格が生じた試験における再試験の受託の自粛
- (カ) 試験結果の組織的な管理方法及び改ざん等の禁止
- (キ) 試験結果に係る職員の不正行為に対する罰則規定
- (ク) 試験依頼者から質問等への迅速かつ明快な対応体制

【解説】

⑥の規定は、登録試験所において実施した試験の結果は、要領第6にあるように建築基準法第7条から第7条の4に規定する完了検査や中間検査の合否判定に関する判断に活用されるため、試験結果が公正なものであり、的確なものであることは非常に重要である。

また、コンクリート工事はその性格上、下層階から順次上層階に打設を行うものであり、下層階のコンクリートが例えば、設計基準強度不足などであれば、すみやかにその対応策を講じる必要がある。

さらに、試験所職員等における倫理規定の遵守等の重要である。

そのため、⑥にはそれらに対する最低必要な規定を列記しており、登録試験所はさらのその試験所の実態に即した各種規定の整備及びその運用に努めることが求められる。

(エ)の規定は、コンクリートはやり直し、取り替えが困難な建築材料であるところから詳細に記述されているが、万が一、不具合が生じた場合の関係者への連絡方法等を定めるとともに、その円滑な運用に万全を期する必要がある。

⑦ 業務の執行体制

- (ア) 試験結果報告書は、コンクリート工事施工結果報告書に記載を要する試験結果を整理して示した様式となっていること。
- (イ) 試験料金表があり、受付窓口で表示又は配布されていること。

【解説】

⑦の規定は試験所が発行する試験結果報告書は、工事監理者等が中間検査前や完了検査前に、コンクリート工事施工結果報告書に転記する関係上、読みやすくわかりやすい様式としてとりまとめられていることは重要なポイントである。

そのため、必要に応じて、本協議会構造部会とその様式について協議することも必要である。また、試験費用等は登録依頼者などにわかりやすい場所に掲示し、料金表として配布するなどによりその周知を図るとともに、適正な料金体系に努める必要がある。

⑧ 試験機器等

試験所は、登録しようとする試験区分に応じ、次の(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)に掲げる試験に必要な機器及び設備等を常備していること。また、(オ)に掲げる機器及び設備等は、登録しようとする試験区分に関わらず常備するものとする。

(ア) コンクリートの圧縮強度試験

- 一 1,000kN以上の圧縮試験機が1台以上あること。なお、試験機器は、年1回以上の検定が行われたことを示す検定ラベルが貼られており、かつ、日常の点検記録があること。
- 二 屋外養生水槽(有効深さ1m以下で1.5^m以上のもの)があり、かつ、同水槽の温度記録を整理していること。
- 三 標準養生水槽(有効深さ1m以下で1.5^m以上の恒温装置付きのもの)があり、かつ、同水槽の温度記録を整理していること。
- 四 下記の機器が1台又は1セットあること。
 - (一) コンクリートカッター(φ10cm切断可能なもの)
 - (二) 研磨装置(φ10cm端面処理可能なもの)
 - (三) キャッピング装置

(イ) 硬化コンクリートの塩化物量測定試験

- 一 電位差滴定装置

(ウ) 骨材の絶乾密度、吸水率及び粒度試験

- 一 網ふるい
- 二 定温乾燥機

(エ) 骨材のアルカリンシカ反応性試験

- 一 粉砕装置
- 二 原子吸光光度計
- 三 光電分光光度計

(オ) その他

- 一 ノギス(30cm以上)
- 二 6kgまで可能な直示天秤等の質量測定器
- 三 その他、本協議会が必要と認める機器

【解説】

⑧の規定は、取扱要領 第 5 試験及び報告に定められた、登録試験所が実施する試験項目に対して、これを行うために保持すべき最小限の試験機器等について、具体的に示したものである。

(ア) JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) で、圧縮試験機は、JIS B 7733

(圧縮試験機一力の検証方法) (現在の、JIS B 7721 (引張・圧縮試験機一力計測系の校正・検証方法)) に規定する試験機の等級が 1 等級以上の性能を有するものであることと規定している。この、JIS B 7721 では、国家計量標準に対するトレーサビリティを確保した力計を用いて圧縮試験機を校正することを規定しており、校正の間隔が 12 ヶ月を超えないことを推奨している。なお、試験機の校正は、計量法トレーサビリティ制度 (平成 5 年 11 月施行 改正計量法) の、校正事業者認定制度に基づいて審査、認定を受けた機関 (JCSS 認定事業者) が行っていることが望ましい。

コンクリートの圧縮強度試験では、施工者が取扱要領等に基づく所定の養生を行った供試体を登録試験所へ搬入し、登録試験所が試験を実施する。この際、供試体の運搬や試験実施の都合上、試験日前に登録試験所へ供試体を搬入することを余儀なくされる場合がある。登録試験所に於いては、供試体搬入後から試験日までの間は、取扱要領等で指定されている養生方法に近い養生条件で、所要の数の供試体を養生できる設備が必要となる。本試験所登録審査基準に規定した屋外 (現場) 水中養生および標準水中養生の各水槽の寸法は、一回の試験に要する $\phi 10 \times 20\text{cm}$ の円柱形供試体 3 体を縦に重ねて養生した場合に、それぞれ約 150 回分の試験に要する供試体が一度に養生できる容量である。

コンクリート・コア供試体の圧縮強度試験を実施する場合、供試体の切断整形や加圧面の研磨あるいはキャッピング加工を行うことが必要となる場合がある。

(イ) 硬化コンクリートの塩化物量測定試験を実施するには、JIS A 1154 (硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法) の「器具」に規定されている試験機器が必要である。

(ウ) 絶乾密度・吸水率試験を実施するには、JIS A 1109 (細骨材の密度及び吸水率試験方法) ならびに JIS A 1110 (粗骨材の密度及び吸水率試験方法) の「器具」に規定されている試験器機が必要である。また、粒度試験を JIS A 1102 (骨材のふるい分け試験方法) により実施する際には、JIS Z 8801 (試験用ふるい—第一部：金属製網ふるい) に規定されている金属製網ふるいが必要となる。なお、絶乾密度・吸水率試験ならびに粒度試験のいずれの試験でも、使用する乾燥機は、排気口のあるもので、温度 $105 \pm 5^\circ\text{C}$ に保持できるものでなければならない。

(エ) 骨材のアルカリシリカ反応性試験を実施するには、JIS A 1145 (骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (科学法)) 又は JIS A 1146 (骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)) の「器具」に規定されている試験機器が必要である。

(オ) その他、試験に使用する一般的な測定器として、長さ測定のためのノギスおよび質量測定のための直示天秤等のはかりが必要となる。これらの測定器は、いずれも国家計量標準に対するトレーサビリティを確保した標準器を用いて、校正または検証していることが望ましい。

なお、建築主事又は確認検査員の指示がある場合に実施する、骨材のアルカリシリカ反応性試験に必要な機器に関しては、試験の頻度としては多くないので、試験を実施する場所が複数ある場合には、試験所の 1 以上に常備されていれば足りるものとした。

その他本協議会が必要と認める機器としては、硬化したコンクリートの塩化物量試験に必要な機器があるが、建築主事又は確認検査員が硬化したコンクリートの塩化物量試験を指示することは事例が少ないため、試験を実施する場所が複数ある場合には、骨材のアルカリシリカ反応性試験機

器と同じく、試験所の1以上に常備されていなければならないものとした。

第4 提出書類

要領第7第2項に規定する「本協議会が別に定める書類」は、次に掲げるものとする。

1. 新たに登録しようとする場合

- (1) 試験所の所在地を示す地図
- (2) 試験所の業務概要を示す書類
- (3) 試験所敷地内の建築物の建築基準法に基づく検査済証の写し
- (4) 試験所用地及び施設の所有又は賃貸借を示す書類
- (5) 試験に必要な機器及び設備を所有していることを示す書類
- (6) JIS Q17025にかかる認定書の写し
- (7) 試験所の設置者の寄付行為、定款及び法人の登記簿謄本の書類
- (8) 試験所の設置者の組織図
- (9) 業務規定
- (10) 試験業務管理規定
- (11) 技術管理規定
- (12) 組織管理規定
- (13) 文書管理規定
- (14) 総括管理者及び技術者等の名簿、必要な資格等に関する免許等の写し並びに年間勤務日数を示す書類
- (15) 試験料金表
- (16) 試験所の施設概要
- (17) その他本協議会が指示する書類

2. 登録の更新を受けようとする場合

- (1) 既登録期間における第2の登録の分類に応じた要領に関する業務の実績を示す書類
- (2) 前項に掲げる書類（ただし、前項の(5)、(8)及び(14)から(17)以外の書類については前回の登録申請又は登録事項変更届に添えて提出済みの書類に変更が生じた部分のみを示す書類とすることができる。）

【解説】

試験所の登録申請書に添えて提出する書類を、具体的に列記している。登録試験所としての要件は第3で「登録の要件及び試験所として備えるべき事項」として規定されており、それらの規定を満たすことを証する書類として提出することになる。

書類の名称などは、試験所によって異なる場合があるが、内容が規定を満たしていればよく、別添のチェックリストを添付するなり、現地審査において説明を行うなどで事足りる。

なお、登録の更新を受けようとする場合は、既登録期間中の業務実績を示す書類を新たに提出することになるが、前回の登録時に提出済みの書類については、第4 1(5)、(8)、(14)から(17)を除

き変更部分のみ示す書類を提出することにより、提出書類の合理化を図っている。

第5 登録有効期間

要領第7第6項に規定する試験所の登録期間は、本協議会会長が別に定める場合を除き登録した日から起算して1年（既に要領による登録を10年以上行っている試験所が登録の更新を受けようとする時にあっては3年、その他については2年）以内の9月末日までとする。

【解説】

登録有効期間は登録した日から2年以内と要領第7で規定している。試験所登録審査基準では、新規登録の場合は、1年以内、登録した日から10年未満は2年以内、10年以上は3年以内に登録更新を受けることとした。また、登録更新事務の効率化の点からそれぞれ9月末日を期日とした。

例えば10月1日に登録を行えば新規登録の場合は翌年、登録更新の場合は翌々年の9月末日が有効期限となる。

附 則

1. この登録審査基準は、平成15年7月1日から施行する。
2. この登録審査基準は、平成17年4月1日から施行する
3. （施行期日）

第1 この登録審査基準は、平成18年4月1日から施行する。（既登録試験所に関する経過処置）

第2 要領第7の規定により既に登録を行った試験所にあつては、改正後の第3第1項(1)②(カ)及び第2項(2)⑥の規定は既登録有効期間内は、なお従前の例による。

4. この登録審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
5. この登録審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

【解説】

コンクリート工事に関する取扱要領第7に基づく試験所登録制度が施行される平成15年7月1日から、この登録審査基準を施行することとした。

この試験所登録制度により平成15年10月1日付で2機関7試験所、平成16年10月1日付で1試験所が登録されたが、これまでの登録審査業務の実績を踏まえ、審査基準をより明確にするため、試験所の設置者の規定の具体化と更新時の提出書類の合理化、登録有効期間の明示を行う改正を行い平成17年4月1日から施行することとした。

平成17年10月1日付で1試験所が登録された。

試験所設置者の要件に、建設工事を兼業する際に、工事請負契約関係と試験受注関係に互いの利害関係が生じない体制・契約関係・受注形態になっていることの追加、試験結果が不合格であった場合や異常な結果であった場合の報告・通知先に本協議会を追加する改正を行い平成18年4月1日から施行することとした。

試験項目を4区分に分類（硬化コンクリートの塩化物試験とアルカリシリカ反応性試験を明文化）し、試験

項目ごとの登録を行うものとした。また、試験所が正確かつ公正である試験を実施し検査結果を判断できるレベルが確保できるように、(ア)コンクリートの圧縮強度試験の登録を必須とした。公益法人の制度改革に伴い記載内容を変更した。管理技術者と試験技術者の資格要件に、コンクリートに関する学位（博士）とコンクリートに関する技術士を追加した。JISに基づき、試験項目ごとに備えるべき設備機器を明確化した。その他、全文において、句読点の表現を統一し、誤字・脱字や文章表現の見直し等を行った。以上の追加・修正による改正を行い、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとした。

登録試験所の登録有効期間を、「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づく登録試験所として 10 年以上登録した登録試験所については、3 年とした。以上の追加による改正を行い、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとした。

4章 工事監理報告書・工事施工状況報告書等 作成要領 (構造関係)

大阪府内建築行政連絡協議会

平成 16 年 4 月 1 日 制定

平成 28 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正

目 次

目 的【 P1】

第1節 報告書の取扱いについて【 P2～】

- 1.1 総則
- 1.2 提出又は提示する報告書の種類及び時期
- 1.3 報告書の部数

第2節 工事監理報告書【 P3～】

- 2.1 総則
- 2.2 作成要領

第3節 各種試験等報告書【 P4～】

- 3.1 総則
- 3.2 地盤調査報告書
- 3.3 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書
- 3.4 骨材試験報告書
- 3.5 コンクリート配合報告書（コンクリート配合計画書）
- 3.6 フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度塩化物量試験報告書、硬化したコンクリートの塩化物量試験報告書
- 3.7 コンクリート圧縮強度試験報告書・コンクリートコア圧縮強度試験報告書
- 3.8 コンクリート工事施工結果報告書
- 3.9 コンクリート打込結果表
- 3.10 鉄筋強度試験報告書
- 3.11 PC 鋼棒・PC 鋼線及び PC 鋼より線強度試験報告書
- 3.12 鋼材強度試験報告書
- 3.13 ボルト類強度試験報告書
- 3.14 高力ボルト締付け検査報告書
- 3.15 溶接部非破壊試験報告書
- 3.16 溶接部強度試験報告書
- 3.17 鉄筋継手部試験報告書
- 3.18 鉄骨工事施工状況報告書
- 3.19 使用金物一覧表
- 3.20 鋼材の品質証明書（写し）
- 3.21 鋼材の流通経路を示す書類

第4節 工事写真【 P16～ 】

- 4.1 撮影方法
- 4.2 撮影箇所
- 4.3 標示板記入例
- 4.4 撮影箇所記入例

第5節 コンクリート工事に関する取扱要領に係る報告書について【 P22 】

- 5.1 総則
- 5.2 報告書の種類

付録資料（様式・記入例）

- ・「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書
- ・工事監理報告書
- ・コンクリート工事施工計画報告書
- ・コンクリート打込計画表
- ・コンクリート工事施工結果報告書
- ・コンクリート打込結果表
- ・鉄骨工事施工状況報告書

目 的

本要領は、建築基準法に基づく完了検査及び中間検査において建築主事又は指定確認検査機関へ提出される工事監理報告書及び工事施工状況報告書など、建築基準関係規定への適合性確認に必要な工事監理及び工事施工に係る報告書について、その報告事項及び作成方法を定め、検査実務の円滑化及び建築基準法の実効性確保を図ることを目的とする。

工事監理者及び工事施工者は、本要領に基づき工事監理報告書及び工事施工状況報告書等を作成し、完了検査及び中間検査の申請書に添えて建築主事又は指定確認検査機関へ報告するものとする。

また、この作成要領は、建築基準法第 88 条の規定による工作物にも準用する。

第1節 報告書の取扱いについて

1.1 総則

工事監理者は、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書どおりに実施されているかいないかを確認する責任を負っている。(建築基準法第2条第十一号及び建築士法第2条第8項参照)

工事監理ガイドライン(平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課)では、『工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録^{*}の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこと』とされており、工事監理者はその工事監理の状況を「工事監理報告書」としてとりまとめ、完了検査及び中間検査時に建築主事又は指定確認検査機関へ提出するものとする。(本要領第2節 参照)

工事施工者は、品質管理記録を作成し、工事監理者へ工事施工状況報告書その他書類を提出して、工事の施工状況を報告する。工事監理者はその内容に基づき工事監理を実施し、工事監理報告書にとりまとめる。(本要領第3節、4節、5節 参照)

なお、上記のとおり、工事監理は工事施工者からの工事施工状況報告を基に実施されることから、工事監理報告書や工事施工状況報告書など、本要領で示す報告書の様式では、原則、工事監理者及び工事施工者の記名及び押印を求めている。

※品質管理記録：自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。(工事監理ガイドライン 2.用語の定義)

1.2 提出又は提示する報告書の種類及び時期

提出又は提示する報告書の種類及び時期は、建築主事又は指定確認検査機関が確認済証の交付に併せて交付する『「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書』(大阪府内建築行政連絡協議会 統一(標準)様式)による。

1.3 報告書の部数

完了検査及び中間検査の申請書の添付図書として、原則1部とする。

第2節 工事監理報告書

2.1 総則

本要領で定める工事監理報告書は、建築基準法の完了検査及び中間検査との関係において、建築基準法施行規則第4条第1項第六号及び第4条の8第1項第四号に基づく「特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類」として位置付けられているものである。工事監理者は適切な工事監理に基づき当該建築物の法適合性を確認し、工事監理報告書を作成する必要がある。完了検査及び中間検査の申請者は、検査申請書に当該工事監理報告書を添付し、建築主事又は指定確認検査機関へ提出する。

2.2 作成要領

- (1) 様式は、工事監理報告書の表紙及び様式1～11による。
- (2) 工事監理報告書の表紙には、報告者として、工事監理者、工事施工者、工事現場管理者*を明記する。(工事監理者、工事現場管理者は押印が必要)
- (3) 工事監理報告書の表紙の概要欄は、確認申請書の内容と一致させる。
- (4) 工事監理者及び工事施工者等に変更があれば建築主事又は指定確認検査機関への届出を、この報告以前に行う。
- (5) 「付録資料」に示す工事監理報告書の表紙及び様式1～11の記入例を参考に記入すること。

なお、様式11の各種資料チェックリストについて、工事監理者及び工事施工者は工事着手前に建築主事又は指定確認検査機関へ提出すべき報告書・資料の種類を把握し、当該報告書・資料の提出にあたり、その内容や妥当性、報告書相互間の整合を確認したうえで「チェック」欄にチェックすること。

- (6) 中間検査において、法第7条の5を適用する場合、省令様式第4面の提出をもって、様式1から様式11までを代替できるものとする。この場合、工事監理報告書の表紙の「法7条5適用の場合、申請書第四面の提出により様式1から11省略(中間検査に限る)」の欄に○を記入すること。

※工事現場管理者：工事施工者が工事現場に配置する施工管理上の責任者のことをいう。(例えば、建設業法第19条の2に規定される現場代理人など)

第3節 各種試験等報告書

3.1 総則

各種試験等報告書は工事施工者の品質管理記録として作成されるが、完了検査及び中間検査との関係において、この各種試験等報告書は構造関係規定の法適合性を確認するために必要な書類であり、材料の強度や品質に係る報告内容の妥当性だけでなく公平性が要求される。工事監理者は、工事施工者より提供された各種試験等報告書に基づき工事監理を実施し、その状況を工事監理報告書に記入する。

なお、各種試験報告書は、建築基準法施行規則第4条第1項第六号及び第4条の8第1項第四号に基づく「特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類」として位置付けられているものである。（特定行政庁の規則で直接定められているものの他、「知事（市長）が必要と認める書類」として位置づけられているものもある。）

各種試験等報告書について、試験機関及び報告書の様式・提出方法は下記による。

3.1.1 試験機関

a コンクリートに関する試験

本節に規定する試験報告書のうち、次に掲げる報告書に関する試験は、大阪府内建築行政連絡協議会が定める「コンクリート工事に関する取扱要領」第7により登録された登録試験機関で行うものとする。

- ・3.4 骨材試験報告書
- ・3.6 硬化したコンクリート塩化物量試験報告書
- ・3.7 コンクリート圧縮強度試験報告書・コンクリートコア圧縮強度試験報告書

b 鉄筋・鋼材に関する試験

本節に規定する試験報告書のうち、次に掲げる報告書に関する試験は、第三者機関で行うものとする。

- ・3.10 鉄筋強度試験報告書
- ・3.11 PC鋼棒・PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書
- ・3.12 鋼材強度試験報告書
- ・3.13 ボルト類強度試験報告書
- ・3.15 溶接部非破壊試験報告書
- ・3.16 溶接部強度試験報告書
- ・3.17 鉄筋継手部試験報告書

3.1.2 報告書の様式

試験を3.1.1で規定する試験機関で行うものについては、その試験機関が発行する様式とする。その他、本節で様式の定めがある試験報告書については、付録資料の様式とする。（記入例を参照し、報告書を作成すること。）

3.1.3 報告書の提出

各種試験等報告書は、原本を提出又は提示すること。

3.2 地盤調査報告書

3.2.1 土の標準貫入試験

JIS A 1219（標準貫入試験方法）による。

3.2.2 平板載荷試験

（公社）地盤工学会「平板載荷試験方法」による。

3.2.3 スウェーデン式サウンディング試験

JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）による。

3.2.4 土の一軸圧縮試験

JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）による。

3.2.5 土の圧密試験

JIS A 1217（土の段階載荷による圧密試験方法）による。

3.2.6 その他土質試験

JIS A 1201（土質試験のための乱した土の試料調製方法）

JIS A 1202（土粒子の密度試験方法）

JIS A 1203（土の含水比試験方法）

JIS A 1204（土の粒度試験方法）

JIS A 1205（土の液性限界・塑性限界試験方法）

JIS A 1218（土の透水試験方法）による。

3.2.7 地盤改良施工報告書

下記該当項目を記載する。（（一財）日本建築センター「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」による。）

a 一般事項

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 監理事務所名
- (4) 施工会社名
- (5) 改良工事会社名

b 位置及び地盤

- (1) 位置図
- (2) 柱状図・土性図

c 施工記録

- (1) 施工法（浅層混合処理工法・深層混合処理工法（柱状改良））
- (2) 施工内容（長期許容支持力・設計基準強度・合格判定値）
- (3) 施工機械の諸元
- (4) 施工記録（表 3-1 参照）
- (5) 支持層の確認
- (6) 改良範囲図

表 3-1 施工記録（地盤改良）

改良体 No	施工年月日	改良体方法*	改良深さ (m)	改良穴径 (mm)	固化材名	固化材比重 (t/m ³)	固化材添加量 (kg/m ³)	水/セメント比 (%)	備考

※浅層混合処理工法・深層混合処理工法（柱状改良）の別

d 品質検査

- (1) JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）による。
- (2) （公社）地盤工学会「平板載荷試験方法」による。

3.3 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書

3.3.1 各種くい体試験報告書

a 既成コンクリートぐい及び鋼ぐい

JIS 表示許可書等品質を証明できる書類を添付すること。

b 場所打ちぐい

3.5 コンクリート配合報告書、3.6 フレッシュコンクリートのスランプ等試験報告書、3.7 コンクリート圧縮強度試験報告書及び 3.10 鉄筋強度試験報告書とする。

3.3.2 くいの鉛直載荷試験

（公社）地盤工学会「杭の鉛直載荷試験基準」による。

3.3.3 くい施工報告書

下記該当項目を記載する。

a 一般事項

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 監理事務所名
- (4) 施工会社名
- (5) くい工事会社名
- (6) 工法（認定番号、認定工法名等）

- (7) 支持力算定式
- (8) くいの種類・径・長さ
- (9) 載荷試験の有無

b 位置及び地盤

- (1) 位置図
- (2) 埋立地（時期）・丘陵地などの事項、地盤沈下状況
- (3) 柱状図（標高・地下水位・調査時期を明示）・土性図

c 施工記録

(1) 埋込みぐい

- (i) 施工法（プレボーリング・中掘りなどの別）
- (ii) 施工機械の諸元
- (iii) 掘削液の配合
- (iv) 根固め液の配合
- (v) 施工記録（表 3-2 参照）
- (vi) 支持層の確認
- (vii) 溶接技能者資格証明書の写し
- (viii) くい芯ずれ図、補強計算書及び補強図
- (ix) その他

(2) 場所打ちぐい

- (i) 施工法（オールケーシング・リバースなどの別）
- (ii) 施工機械の諸元（重量・型式番号・ブーム長など）
- (iii) ケーシングの有無（スタンドパイプについても記述）
- (iv) 施工記録（表 3-3 参照）
- (v) 支持層の確認
- (vi) 溶接技能者資格証明書の写し
- (vii) くい芯ずれ図、補強計算書及び補強図
- (viii) その他

※拡底杭の場合、孔壁測定の実施が望ましい

表 3-2 施工記録（埋込みぐい）

くい No	着工 年月 日	くい頭 部標高 (m)	くい先 端標高 (m)	くいの根 入れ長さ (m)	掘削 穴径 (mm)	掘削作 業時間 (分)	ベントナ イト液量 (ℓ)	セメント ミルク量 (ℓ)	地下 水位 (m)	貫入 長さ (m)	備考

表 3-3 施工記録（場所打ちぐい）

くい No	施工 年月 日	くい頭 部標高 (m)	くい先 端標高 (m)	くいの根 入れ (m)	作業時間 (分)					汚水 条件		コンク リート		掘削穴径 (mm)			水位 (m)		備考
					掘削	ス ライム 除去	鉄 筋挿 入	コ ンク リート 打込 み	計	種 類	比 重	打 込 み 量 (m ³)	打 込 み 高 (m)	設 計	実 測	コ ンク リート から 換算	地 下 水 位	汚 水 水 位	

3.4 骨材試験報告書

3.4.1 骨材粒度試験報告書

a 試験方法

JIS A 1102（骨材のふるい分け試験方法）による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する登録試験機関とする。

c 試験回数

試験回数は、工事開始前及び躯体工事中毎月 1 回とする。

3.4.2 細骨材の密度・吸水率試験報告書

a 試験方法

JIS A 1109（細骨材の密度及び吸水率試験方法）による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する登録試験機関とする。

c 試験回数

試験回数は、工事開始前及び躯体工事中毎月 1 回とする。

3.4.3 粗骨材の密度・吸水率試験報告書

a 試験方法

JIS A 1110（粗骨材の密度及び吸水率試験方法）による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する登録試験機関とする。

c 試験回数

試験回数は、工事開始前及び躯体工事中毎月 1 回とする。

3.4.4 アルカリシリカ反応性試験報告書

a 試験方法

JIS A 1145（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法））

JIS A 1146（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法））による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する登録試験機関とする。

c 試験回数

試験回数は、建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.5 コンクリート配合報告書（コンクリート配合計画書）

使用するコンクリートについて、建築基準法第 37 条への適合性を確認すること。

※以降のコンクリート関係試験において、特殊なコンクリートについては建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.6 フレッシュコンクリートのスランプ・空気量・単位容積質量・温度・塩化物量試験報告書、硬化したコンクリートの塩化物量試験報告書

※単位容積質量試験に関しては軽量コンクリートについて実施。

3.6.1 試験方法

JIS A 1101（コンクリートのスランプ試験方法）

JIS A 1116（フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法））

JIS A 1118（フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法））

JIS A 1128（フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法（空気室圧力方法））

JIS A 1144（フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法）

JIS A 1154（硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法）

JIS A 1156（フレッシュコンクリートの温度測定方法）

JASS 5 T-502（フレッシュコンクリート中の塩化物量の簡易試験方法）による。

3.6.2 試験の実施者

試験を行う者は、工事施工者又は工事施工管理実務者とする。

硬化したコンクリートの塩化物量試験は、3.1.1 に規定する登録試験機関で実施することとする。

3.6.3 試験回数

試験回数は、一日 1 回かつ打込み量 150 m³ごとに 1 回とする。

測定の実施状況を適宜写真撮影する。

3.6.4 試料採取

JIS A 1115（フレッシュコンクリートの試料採取方法）により、受入れ時に行う。

3.7 コンクリート圧縮強度試験報告書・コンクリートコア圧縮強度試験報告書

3.7.1 試験方法

JIS A 1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）による。普通コンクリートの供試体の材令は、7 日及び 28 日とする。（※中間検査の無いものは 28 日とする。）

JIS A 1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）による。供試体の材令は建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.7.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する登録試験機関とする。

3.7.3 試験回数

試験回数は、一日 1 回かつ打込み量 150 m³ごとに 1 回とする。

（高強度コンクリートは 3 回かつ 300 m³ごとに 1 回）

3.7.4 試料採取

JIS A 1115（フレッシュコンクリートの試料採取方法）により、受入れ時に行う。

3.7.5 供試体の作り方

JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）による。

コンクリートコア圧縮強度試験の供試体については、壁厚 12cm 以上の非耐力壁の床より約 150cm 上がりの位置から、直径 10cm のコアを水平方向に 50cm 間隔で 3 本切り取る。採取数は建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.7.6 供試体の養生方法

昭 56 建設省告示 1102 号（設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準等）による。

3.8 コンクリート工事施工結果報告書

大阪府内建築行政連絡協議会の定める「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用を受ける建築物については、付録資料の様式により提出する。

3.9 コンクリート打込結果表

大阪府内建築行政連絡協議会の定める「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用を受ける建築物については、付録資料の様式により提出する。

3.10 鉄筋強度試験報告書

(ただし、ミルシートの提出があれば、これに代えることができる。)

3.10.1 試験方法

JIS Z 2241 (金属材料引張試験方法)

JIS Z 2248 (金属材料曲げ試験方法) による。

3.10.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

3.10.3 試験回数

試験回数は、鉄筋の種類及び径が異なるごとに 1 回 (試験片 3 本)、かつ 20t ごとに 1 回 (試験片 3 本) とする。

3.11 PC 鋼棒・PC 鋼線及び PC 鋼より線強度試験報告書

3.11.1 試験方法

JIS G 3109 (PC 鋼棒)

JIS G 3536 (PC 鋼線及び PC 鋼より線) による。

3.11.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

3.12 鋼材強度試験報告書

(ただし、ミルシートの提出があれば、これに代えることができる。)

3.12.1 試験方法

JIS G 0303 (鋼材の検査通則) による。

3.12.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

3.12.3 試験数

試験数は、建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.13 ボルト類強度試験報告書

(ただし、規格証明書の提出があれば、これに代えることができる。)

3.13.1 高力ボルト

a 試験方法

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

c 試験数

試験数は、建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.13.2 中ボルト

a 試験方法

JIS Z 2241 (金属材料引張試験方法) による。

b 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

c 試験数

試験数は、建築主事又は指定確認検査機関の指示による。

3.14 高力ボルト締付け検査報告書

3.14.1 検査方法

(一社)日本建築学会「JASS 6」による。

3.14.2 検査実施

工事監理者立会の上、検査を行うこと。

3.15 溶接部非破壊試験報告書

3.15.1 検査方法

(一社)日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」

JIS Z 3060 (鋼溶接部の超音波探傷試験結果の等級分類方法)

JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)

JIS Z 2343 規格群 (浸透探傷試験)

JIS Z 2320 規格群 (磁粉探傷試験) による。

原則として超音波探傷試験とし、3.15.2 から 3.15.4 による。また、他の試験を使用する場合には建築主事又は指定確認検査機関の判断による。

3.15.2 検査の実施者

検査を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

検査を行う技能資格者は、(一社)全国鐵構工業協会又は(一社)日本非破壊検査協会により認定された資格を持つ者、又は同等以上の資格を有する者とする。

報告書に資格証の写しを添付すること。

3.15.3 検査対象範囲及び合否判定基準

検査対象範囲は、完全溶込み溶接部のすべてとする。

合否判定基準は、(一社)日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」7.2.

1(1)「溶接部に引張応力が作用する場合」による。

3.15.4 検査数 ((一社)日本建築学会「JASS 6」による)

(工場溶接)

抜取検査とし、溶接箇所 300 箇所以下で 1 検査ロットを構成する。また、検査ロットは溶接部位ごとに構成する。

1 検査ロットについて合理的な方法で 30 箇所をサンプリングする。

大きさ 30 個のサンプル中の不適合個数が 1 個以下のときはロットを合格とし、4 個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が 1 個を超え 4 個未満のときは、同じロットからさらに 30 個のサンプルを抜取検査する。総計 60 個のサンプルについての不適合個数の合計が 4 個以下のときはロットを合格とし、5 個以上のときはロットを不合格とする。

合格ロットはそのまま受け入れ、不合格ロットは残り全数の検査を行う。

(現場溶接)

原則として全数とする。

3.16 溶接部強度試験報告書

3.16.1 試験方法

JIS Z 3103 (アーク溶接継手の片振り引張疲れ試験方法)

JIS Z 3121 (突合せ溶接継手の引張試験方法)

JIS Z 3122 (突合せ溶接継手の曲げ試験方法)

JIS Z 3131 (前面すみ肉溶接継手の引張試験方法)

JIS Z 3132 (側面すみ肉溶接継手のせん断試験方法) による。

3.16.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1 に規定する第三者機関とする。

3.16.3 試験回数

試験回数は建築主事又は指定確認検査機関の指示による。ただし 3.15 溶接部非破壊試験報告書の提出があればこれに代えることができる。

3.17 鉄筋継手部試験報告書

鉄筋の継手部については、「圧接部強度試験報告書」その他継手の種類に応じた鉄筋継手部試験報告書を提出すること。

3.17.1 試験方法（（一社）日本建築学会「JASS 5 2018」参考事例）

継手種類	検査項目	試験方法	時期・回数	判定基準
圧接継手	引張試験	JIS Z 3120（鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準）による。	検査率は特記による。	判定基準は特記による。 特記に記載されていない場合には、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）の引張強さの規定値を満足した場合を合格とする。
	超音波探傷試験	JIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）による。	a.1 検査ロット*からランダムに30か所。 b.検査率は特記による。	30か所の検査結果で、 a.不合格箇所数が1か所以下のときは、そのロットを合格とする。 b. 不合格箇所数が2か所以上のときは、そのロットを不合格とする。
溶接継手	引張試験	JIS Z 2241（金属材料引張試験方法）による。	施工前・溶接作業 者、鉄筋の種類・径 別・鉄筋の方向ごと に各3本。	降伏点・引張強さが母材の規格 値以上、母材で破断。
	超音波探傷試験	日本継手協会規格 JRJS 0005（鉄筋コ ンクリート用棒鋼溶接 部の超音波探傷試験方 法及び判定基準（案） による。	1組の作業班が1 日に施工した溶接 継手数の30%以 上。	エコー高さが-18dB以下。
機械式 継手	引張試験	JIS Z 2241（金属材料引張試験方法）による。	施工開始前・鉄筋の 種別とサイズの組 合せごとに3本・1 回。	引張強さが母材の規格値以上

※ 1 検査ロット：1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量

3.17.2 試験の実施者

試験を行う機関は、3.1.1に規定する第三者機関とする。

超音波探傷試験の場合、試験者の資格証の写しを添付すること。

3.17.3 継手施工者

圧接継手の場合、圧接施工者の技量適格性証明書の写しを添付すること。

その他継手の場合、評定等の内容に応じて、施工者の資格証の写しを添付すること。

3.18 鉄骨工事施工状況報告書

付録資料の様式により提出する。

3.19 使用金物一覧表

任意の書式により「製品名・製品記号・使用場所・使用数量・製造メーカー」が判る一覧表を提出する。

3.20 鋼材の品質証明書（写し）

使用した部材すべてについて提出する。（ミルシートによって、3.10～3.13の代用可とする。）

3.21 鋼材の流通経路を示す書類

鋼材の流通経路図等を提出する。

第4節 工事写真

4.1 撮影方法

配筋完了後、建方完了後及び工程ごとに行い、工事名・棟別・階・通り・記号等を記載した標示板（黒板）及び寸法の判読できるスケールをあてて、撮影する。

写真は原則としてカラー撮影とする。

4.2 撮影箇所

4.2.1 くい工事

a 埋込みぐい

- (1) くい径・くい長及びくいの種類
- (2) くい工事における各工程
- (3) 墨出し完了後の状態（偏芯等）
- (4) くい頭の処理状態

b 場所打ちぐい

- (1) くい径
- (2) くい工事における各工程
- (3) 鉄筋の本数・間隔・継手の状態
- (4) くい頭の処理状態

4.2.2 鉄筋コンクリート工事

a 基礎

- (1) ベース寸法・深さ
- (2) ベース筋の本数・間隔及び補強筋
- (3) スパースターの位置
- (4) アンカーボルトの形状・寸法

b 地中梁（型枠建込み前）

- (1) 主筋の本数（各内外端及び中央部）
- (2) 主筋の定着長さ・継手長さ・継手位置・圧接位置
- (3) スタラップの間隔・幅止め筋・スパースターの位置
- (4) 梁貫通部の補強筋位置・長さ

c 柱（型枠建込み前）

- (1) 主筋の本数（X・Y方向）
- (2) 主筋の定着長さ・継手長さ・継手位置・圧接位置
- (3) フープ・ダイヤ筋の間隔・スパースターの位置

d 梁

- (1) 主筋の本数（各内外端及び中央部）
- (2) 主筋の定着長さ・継手長さ・継手位置・圧接位置
- (3) スタラップの間隔・幅止め筋・スパースターの位置・閉鎖型はその写真

- (4) 梁貫通部の補強筋位置・長さ
- e 床
 - (1) 主筋・配力筋の間隔（端部及び中央部）
 - (2) ベンド位置・定着長さ・継手位置
 - (3) 開口部の補強筋位置・長さ
 - (4) スパースの位置
- f 壁
 - (1) 縦筋・横筋の間隔及び幅止め筋
 - (2) 開口部の補強筋位置・長さ
 - (3) スパースの位置
- g 階段
 - (1) 階段・イナズマ筋の間隔
 - (2) 段受筋・補強筋の位置
 - (3) 定着長さ・継手位置
- h コンクリートの打込み

打込み時における工事監理者及び工事管理者の立会い状況
- i 試験及び試料採取
 - (1) スランプ値の測定・空気量の測定・塩化物量の測定・供試体（テストピース）の採取状況、供試体の養生方法
 - (2) コア供試体の採取状況
- j その他指示するもの（型枠脱型後の出来型等）

4.2.3 鉄骨工事

- a 全景

建方完了後における各軸組
- b 柱脚
 - (1) ベースプレート・補剛材の寸法・形状
 - (2) アンカーボルトの寸法・長さ及び取付状態
 - (3) ベースプレート下、グラウト又は無収縮モルタル施工状況
- c 柱及び梁
 - (1) 部材の寸法
 - (2) 接合部・継手の形状・位置
- d 床
 - (1) ジベル筋・スタッドボルト径及び間隔・取付状態（焼抜栓溶接の位置・間隔・大きさ）・デッキプレートの方向
 - (2) 水平ブレース取付位置及び水平ブレース端部
- e 筋かい
 - (1) 取付軸組位置・筋かい端部
 - (2) 部材の寸法・接合状態

f 階段

部材の寸法・取付状態

g 母屋及び胴縁等

部材の寸法・間隔・取付位置・ALC版の取付状況

h 工場加工

(1) H型、ボックス型柱におけるカバープレートを当てる前の溶接工程

(2) 突合せ溶接の開先形状

i 各種検査

(1) 溶接部非破壊検査の状況

(2) 高力ボルト締付検査の状況

j その他指示するもの

4.2.4 木造

a 全景

屋根の小屋組完了後における各軸組

b 土台・柱脚

(1) 土台寸法

(2) アンカーボルトの取付位置・取付状態

(3) 引抜金物及び取付位置・取付状態

c 柱及び梁

(1) 部材の寸法

(2) 接合部の詳細（金物等）

d 床・根太・火打ち

(1) 構造用合板の施工位置、材質、厚み、釘ピッチ

(2) 部材の寸法・間隔・取付け位置

e 耐力壁・筋かい

(1) 取付軸組位置・筋かい端部

(2) 構造用合板の材質・厚み・釘ピッチ

(3) 部材寸法・接合状態（筋かい端部金物等）

f 小屋組

部材の寸法、取付位置

g その他指示するもの

4.2.5 擁壁

a ベース（突起を含む）

(1) ベース寸法・根入れ深さ

(2) ベース筋の本数・間隔及び補強筋

b たて壁（型枠建込み前）

(1) 主筋の本数

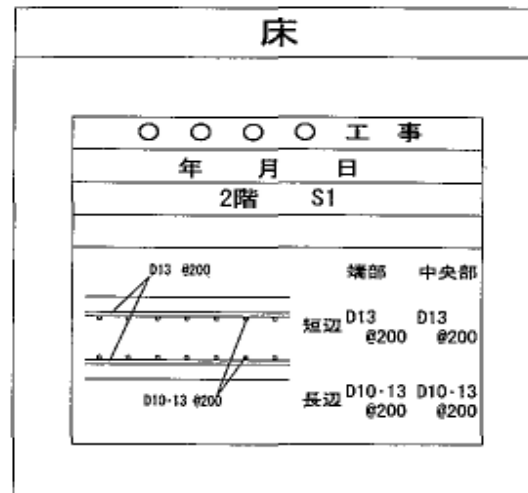
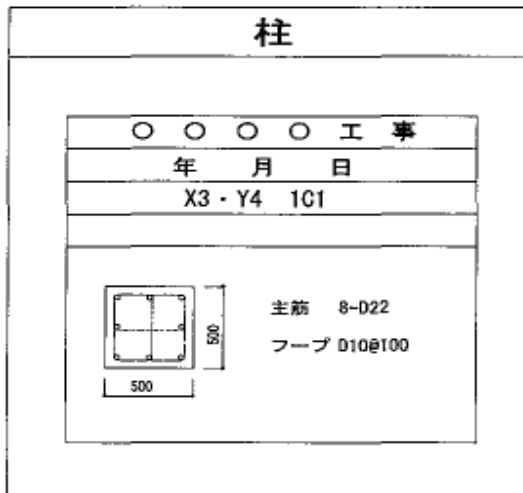
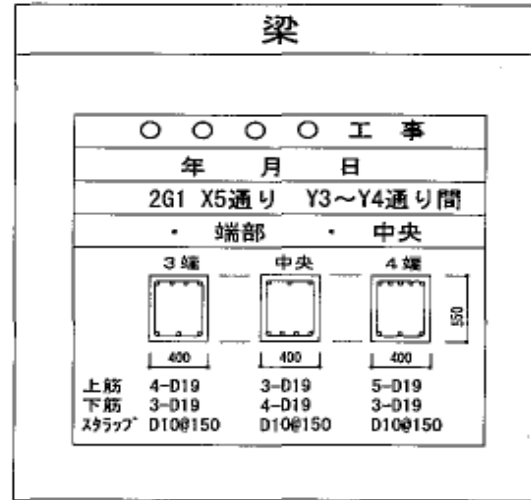
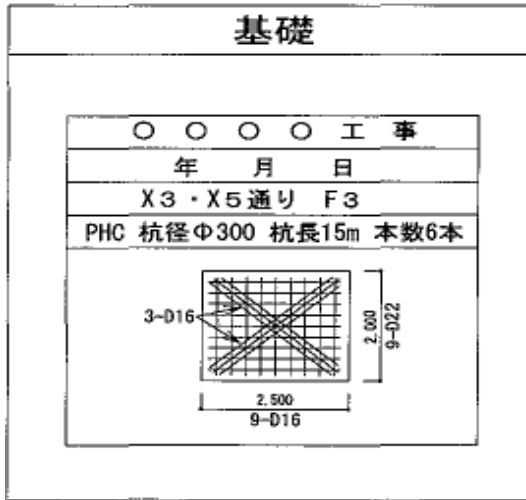
(2) 主筋の定着長さ・継手長さ・位置・圧接位置

- (3) 配力筋の間隔・スパーサーの位置
- (4) エキスパンションジョイントの施工、位置
- (5) 練積み造擁壁の場合、間知石・間知ブロックの控え長さ、裏込めコンクリートの幅、勾配
- c 出来型
 - (1) ベース長さ・ベース厚・垂直ハンチ
 - (2) たて壁高さ（全高）・根入れ深さ・壁厚・水平ハンチ
- d 透水層
 - (1) 透水層部分の厚み・詳細
 - (2) 止水版の幅
- e 埋め戻し土の転圧状況
- f コンクリートの打込み
 - コンクリートの打込み打込み時における工事監理者及び工事管理者の立会い状況
- g 試験及び試料採取
 - (1)スランプ値の測定・空気量の測定・塩化物量の測定・供試体（テストピース）の採取状況、供試体の養生方法
 - (2)コア供試体の採取状況

4.2.6 地盤改良工事

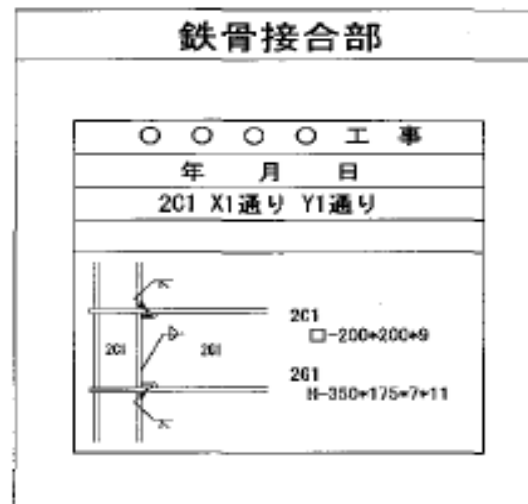
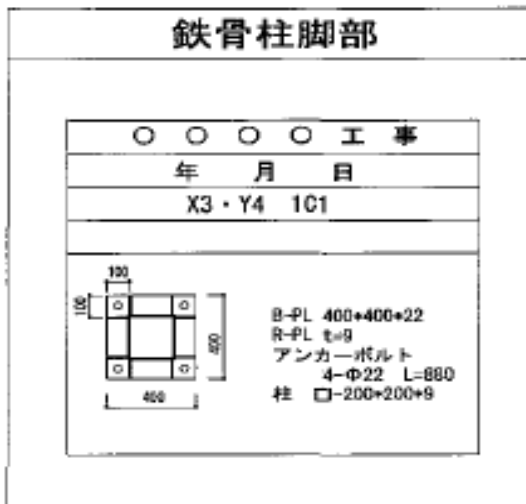
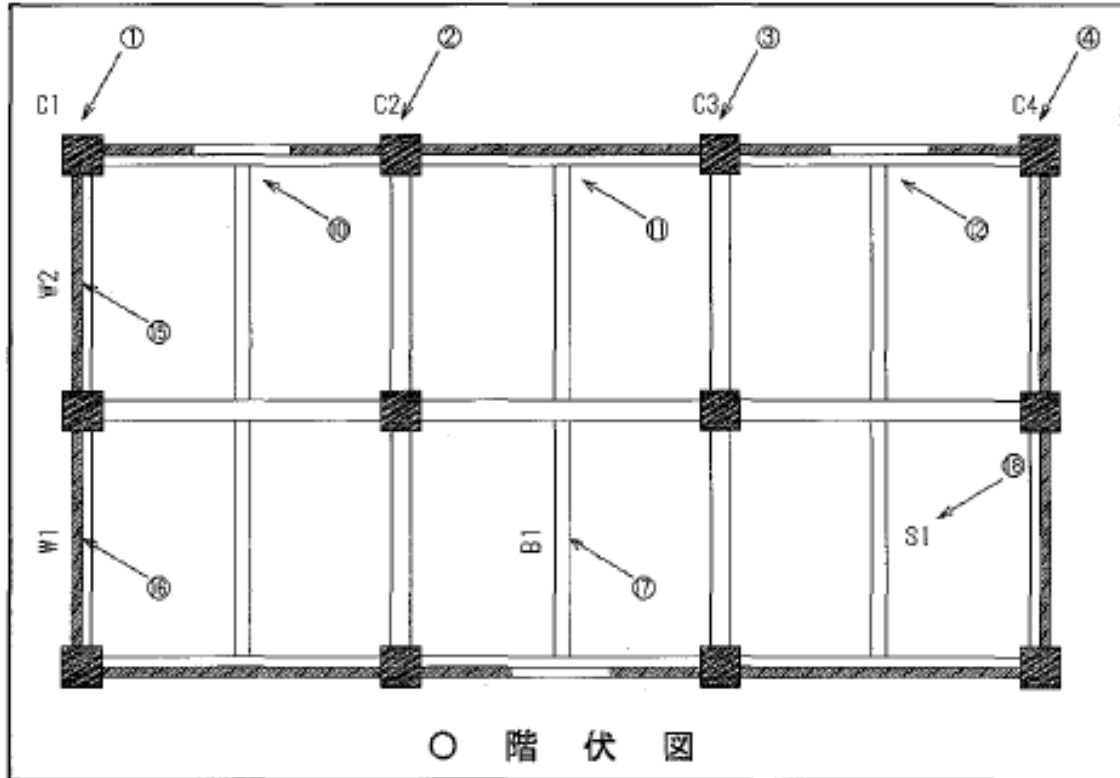
- a 浅層混合処理工法
 - (1) 改良底・改良位置・改良範囲の確認
 - (2) 改良材の確認
 - (3) 改良施工状況
 - (4) 改良体の供試体の採取状況
 - (5) 改良後の載荷試験状況
- b 深層混合処理工法
 - (1) 改良深さ・改良位置・改良範囲（改良径）の確認
 - (2) 改良材の確認
 - (3) 改良施工状況
 - (4) 改良体の供試体の採取状況

4.3 標示板記入例



4.4 撮影箇所記入例

撮影した写真の整理にあたっては下図のように構造伏図に撮影箇所を記入して照合し、提出する。



第5節 コンクリート工事に関する取扱要領にかかる報告書について

5.1 総則

大阪府内建築行政連絡協議会で定める「コンクリート工事に関する取扱要領」（以下、取扱要領という。）に基づき、工事監理者等は建築主事又は指定確認検査機関へコンクリート工事に係る報告書を提出するものとする。

5.2 報告書の種類

取扱要領で定められている報告書は下記のとおりである。

報告書の種類	提出時期※	提出※ or 提示※	報告者	取扱要領該当条文	本要領第3節の試験
コンクリート工事施工計画報告書 (コンクリート打込計画表含む)	工事着手前	提出	工事監理者 及び 工事施工者	第3 第1項	—
コンクリート配合報告書 (コンクリート配合計画書)	工事着手前	提示	工事監理者		3.5
コンクリート工事施工結果報告書 (コンクリート打込結果表含む)	完了・中間 検査の申請時	提出	工事監理者 及び 工事施工者	第3 第5項	3.8 3.9
骨材試験報告書	工事着手前 及び 完了・中間 検査の申請時	提示	工事監理者	第5 第5項 別表	3.4
フレッシュコンクリート試験報告書 (スランプ、空気量、単位容積質量、 温度、塩化物量)	完了・中間 検査の申請時	提示	工事監理者		3.6
コンクリート圧縮強度試験報告書 コンクリートコア圧縮強度試験報告書	完了・中間 検査の申請時	提示	工事監理者		3.7
硬化したコンクリートの 塩化物量試験報告書	完了・中間 検査の申請時	提示	工事監理者		3.6

※報告書の提出又は提示の具体的な時期は建築主事又は指定確認検査機関が確認済証の交付に併せて交付する『「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書』（大阪府内建築行政連絡協議会 統一（標準）様式）による。

付 録 資 料

(様式・記入例)

- 「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書
- 工事監理報告書
- コンクリート工事施工計画報告書
- コンクリート打込計画表
- コンクリート工事施工結果報告書
- コンクリート打込結果表
- 鉄骨工事施工状況報告書

「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書

提出時期凡例	
① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)申請時	③ 完了検査申請時
② 中間検査(建方工事に関する特定工程)申請時	* 仮使用は、基本的に完了検査申請時の資料が必要です。詳しくは特定行政庁にご相談下さい。

次の○印のあるものは、検査対象となりますので、所定の時期に検査の申請を行って下さい。

① 中間検査(基礎工事に関する特定工程)基礎の配筋工事	
② 中間検査(建方工事に関する特定工程)	
構造	
木造	特裏 定面 工参 程照 は
鉄筋コンクリート造	
鉄骨造	
鉄骨鉄筋コンクリート造	
その他の構造	
前各項の構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	
③完了検査	

コンクリート工事に関する取扱要領	
下記枠内の○印については、大阪府内建築行政連絡協議会制定の「コンクリート工事に関する取扱要領」の適用要否欄ですので確認下さい。適用物件の内容については「コンクリート工事に関する取扱要領」及び解説を参照して下さい。	
	本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領の適用は受けません。
	本申請は、コンクリート工事に関する取扱要領適用物件です。

工事監理報告書				
次の○印のものを提出して下さい。				
ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。				区分
提出時期	①	②	③	
				A・・・提出するもの B・・・提出又は提示するもの
				表紙 A
				様式1(共通) A
				様式2(基礎配筋) A
—				様式3(木造・軸組工法) A
—				様式4(木造・枠組壁工法) A
—				様式5(鉄筋コンクリート造) A
—				様式6(鉄骨造) A
				様式7(シックハウス内装関係)
				○内装仕上げに用いた建築材料の種類、種別、数量及び表面積を示すもの……参考様式1 B
				○各階の主要な居室の床、壁、天井、建具及び二次製品について
				・内装仕上げ表……………参考様式2 B
				・材料の写真又は納品伝票及び品質証明書 B
				・気密層又は通気止めの施工写真 B
				(気密層又は通気止めを天井裏等で使用している場合)
—				様式8(防火区画等) A
—				様式9(バリアフリー関係) A
				様式10(詳細報告)……………上記様式で記載できない項目がある場合 A
				様式11(各種資料チェックリスト)……………構造関係 A

設備関係				
提出時期	次の○印の報告書を建築基準法及び所管特定行政庁規則又は細則等による建築設備に関する工事監理報告書様式により提出して下さい。			区分
③				
				建築設備工事監理報告書 A
				様式1 表紙 A
				様式2、3 機械換気設備 A
				様式4 感知器と連動して閉鎖する防火設備 A
				様式5-1、5-2、6 排煙設備(自然・機械・押し出し) A
				様式7 非常用照明装置 A
				様式8 給水、排水その他の配管設備 A
				様式9-1、9-2 避雷設備 A
				様式10 ガス設備(3階以上の共同住宅のみ) A
				様式11 シックハウス対策用換気設備 A
				合併処理浄化槽の施工状況報告書 A

提出時期	次の○印の報告書を提出することにより、上記の建築設備工事監理報告書(様式1～11)に代えることができます。※原則戸建て住宅に限る	区分
③	P1、P2、P3いずれかチェックの入ったものについて提出して下さい。	
	建築設備工事監理報告書【簡易版】 <input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> P3	A

提出時期	次の○印の報告書を建築基準法及び所管特定行政庁規則又は細則等による省エネ基準に関する工事監理報告書様式により提出して下さい。	区分
③	省エネ基準工事監理報告書 <input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> その他	A

その他				
次の○印のものを提出して下さい。				
ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。				区分
提出時期	①	②	③	
				A・・・提出するもの B・・・提出又は提示するもの
—				(1). 鉄骨の耐火被覆等で見え隠れとなる部分の施工写真 B
—				(2). 中間検査工事写真(シックハウス対策関係) (検査時に内装材の種別を確認できる場合は不要) B
—				(3). 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25日 総務省令第11号)に定める構造及び機能であることを証明する資料等 B
—				(4). 既存部分の石綿等を措置した場合 除去・・・工事写真等 囲い込み・封じ込み・・・工事写真等 (認定品以外の飛散防止剤を使用した場合は、その性能を証明する資料) B
—				(5). 令第39条第3項に規定する特定天井 特定天井の構造写真(吊り長さ寸法、クリアランス寸法、斜め部材、吊り材、斜め部材の配置等が確認できる写真) 使用材料の仕様・品質を示す資料 B

構造関係				
当該工事着手前に次の○印のものを提出して下さい。				
地盤調査報告書				
コンクリート工事施工計画報告書・コンクリート打込計画表				
次の○印のものを提出して下さい。				
ただし、区分がBのものについては提示に変えることができます。				区分
提出時期	①	②	③	
				A・・・提出するもの B・・・提出又は提示するもの
				(1). 地盤調査報告書 B
				(2). 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書 B
				(3). 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書 B
				(4). 骨材試験報告書(絶乾密度、吸水率、粒度試験) ※1 B
				(4). 骨材試験報告書(アルカリシカ反応性試験) ※2 B
				(5). コンクリート配合報告書(コンクリート配合計画書) B
				(6). フレッシュコンクリートのスランプ・空気量・単位容積質量・温度・塩化物量試験報告書 (注)コンクリート打設日ごとかつ打込み量が150㎡ごとに必要です。 B
				(6). 硬化したコンクリートの塩化物量試験報告書(採取現場写真) ※3 B
1週				(7). コンクリート圧縮強度試験報告書 ※4 B
				「左記の構造体部分(基礎、各階、合成スラブ等)の圧縮強度試験成績書」 (注)供試体は、原則、現場水中養生又は (注)標準養生(水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。)とする。 (注)コンクリート打設日ごとかつ打込み量が150㎡ごとに必要です。 B
4週				(7). コンクリートコア圧縮強度試験報告書(採取現場写真) ※4 B
				(8). コンクリート工事施工結果報告書 A
				(9). コンクリート打込結果表 A
				(10). 鉄筋強度試験報告書 ※5 B
				(11). PC鋼棒・PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書 ※5 B
				(12). 鋼材強度試験報告書 ※5 B
				(13). ボルト類強度試験報告書 ※5 B
				(14). 高力ボルト締付け検査報告書 B
				(15). 溶接部非破壊試験報告書 ※5 B
				(16). 溶接部強度試験報告書 ※5 ((15)の報告書により省略可) B
				(17). 鉄筋継手部試験報告書 (圧接部強度試験報告書等) B
				(17). (超音波探傷試験 ※5) (引張試験 ※5)
				(18). 鉄骨工事施工状況報告書 A
				(19). 使用金物一覧表 B
				(20). 鋼材の品質証明書(写し) ((10)～(13)の報告書の代用可) B
				(21). 鋼材の流通経路を示す書類 B
				(22). B
				(23). 工事写真 B
				(23). 工程ごとの写真(特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は (23). 開先等鉄骨加工工場での工程も含む) B
				(24). 法第7条の5の適用を受けようとする場合は、屋根の小屋組、 (24). 構造耐力上主要な軸組、耐力壁、基礎の配筋の工事終了時の写真 A

※の報告書に関する試験は大阪府内建築行政連絡協議会が定める試験機関で行って下さい。
また、※2の試験を行う場合は、※1と同一試験所で行って下さい。

試験項目	試験所名
※1～※4	(平成31年4月1日現在) ○一般財団法人 日本建築総合試験所 試験研究センター 本部 材料部(06-6872-0391) ○一般財団法人 日本品質保証機構 関西試験センター(072-966-7209)
※1、※4	○株式会社サンゼン 技術センター(06-4868-8061)
※4	○一般財団法人 日本建築総合試験所 試験研究センター 材料部 堺 試験室(072-244-3912) 京都 試験室(075-622-0713) ○関西コンクリート試験センター株式会社(072-920-3288) ○株式会社 松本商事 松本コンクリート技術事務所(06-6481-5299) ○株式会社ピース 材料試験部(072-887-0505) ○有限会社ヒカリ 材料試験部(072-240-5900) ○株式会社 オーテック試験センター(06-6475-3400) ○株式会社 エス・オー・ピー コンクリート試験所(072-256-4172)
※5	第三者機関

その他の注意事項

※裏面に注意事項があります。必ずお読み下さい。

工事監理報告書

記入例

〇〇年 〇〇月 〇〇日

建築主事 様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

工事監理者 株式会社〇〇〇
〇〇〇 印

工事施工者 株式会社〇〇〇
〇〇〇

工事現場管理者 株式会社〇〇〇
〇〇〇 印

確認	H〇〇 年 〇 月 〇 日 第 〇〇〇〇〇〇 号			
建築主 (建築主)	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎			
工事名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇ビル 〇〇工事			
敷地の地名地番	〇〇市 〇〇町〇〇-〇			
設計者資格 住所氏名	(1)級建築士(大臣)登録 第 12345 号 〇〇市〇〇区〇丁目〇-〇 〇〇ビルディング 株式会社〇〇〇 〇〇〇 電話 (06)-6123-1234			
工事監理者 住所氏名	(1)級建築士(大臣)登録 第 12300 号 〇〇市〇〇区〇丁目〇-〇 〇〇タワー 〇階 株式会社〇〇〇 〇〇〇 電話 (06)-6234-1234			
工事施工者 住所氏名	建設業の許可(大臣・知事) 第 11000 号 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 株式会社〇〇〇 〇〇〇 電話 (06)-6312-1234			
工事期間	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 ~ 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
建築物 (工作物) 概要	工事種別	新築・増築・改築など 記載する	用途 (工作物の種類)	〇〇〇
	構造	〇〇造	延べ面積	〇〇〇㎡
	階数	地上 地下 〇階 / 〇階	軒高 (工作物の高さ)	〇〇m
報告様式 (該当するものを○で囲む)	① 共通		7	シックハウス内装関係
	② 基礎配筋		⑧	防火区画等関係
	3 木造・軸組工法		9	バリアフリー関係
	4 木造・枠組壁工法		⑩	詳細報告
	5 鉄筋コンクリート造		⑪	各種資料チェックリスト
	⑥ 鉄骨造			
右記に該当する場合、 ○を記入		法7条5適用の場合、申請書第四面の提出により様式1から11省略(中間検査に限る)		法7条の5の適用に必要な工事写真

工事監理報告書(共通)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考	
確認の表示	○/○	A	適	敷地正面に設置。		
敷地の形状等	敷地境界等	○/○	A	適	境界杭を設置。	
	すみ切り	○/○	A	適		
	擁壁設置の許認可の有無	○/○	A	適	確認済証(工作物)取得済み。	
	道路との接続	○/○	A	適		
	道路境界線等	○/○	A	適	境界杭を設置。	
配置等	敷地境界線と外壁の距離	○/○	B	適	立会採寸にて後退距離確認。	
建物の高さ	設計GL及び現地設計GL	○/○	B	適	外構工事中でGL確定できなかった為、工事後の採寸により確認。	
	建物の高さ(斜線制限)	○/○	B	適	下げ振りにて建物高さを確認。誤差なし。	
造主等	耐火、防火性能 その他	○/○	C	適		
内装	仕上材の種類	○/○	C	適	納品書類が現場に届いていなかったため、後日受領し確認した。	
	仕上げの状況	○/○	C	適		
開口部	寸法、形状	○/○	D	適		
	建具の種類	○/○	D	適		
建築設備	自然換気設備	○/○	E	適		
	給排水設備	○/○	A	適		
	電気設備	○/○	A	適		
備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

【各種材料試験及び検査結果一覧】

材料	試験項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
コンクリート	骨材試験	基礎	〇〇試験所	適	塩分、粘土塊量、洗いアルカリ反応
	コンクリートの配合	梁	〇〇生コン工場	適	配合報告書
	コンクリートの圧縮強度(1週)	柱、梁	〇〇試験所	適	
	コンクリートの圧縮強度(4週)	柱、梁	〇〇試験所	適	現場水中養生
	コンクリートの施工	床版	〇〇〇〇株式会社	適	施工報告書
鉄筋	強度試験	床版	〇〇スチール	適	ミルシート等
	施工	梁	〇〇株式会社	適	
	圧接部強度試験	-	-	-	-
	溶接又は圧接部の内部欠陥検査	-	-	-	-

※部位(各工程)ごとに作成すること。ただし、記入できない場合は別途作成してください。

工事監理報告書(基礎配筋)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	地盤状況(地盤調査の要否)	〇/〇	A	適		
直接基礎	形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	根入深さ	〇/〇	B	適		
	支持地盤の状態(乱されていないこと)	〇/〇	C	適		
	支持地盤の確認(地盤調査との照合)	〇/〇	C	適		
杭基礎 (杭頭処理)	形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	杭鉄筋の種別、径、本数、間隔	〇/〇	B	適		
	杭芯ずれの有無	〇/〇	C	適	偏心有。基礎梁を一部変更。	検討書提出
	杭鉄筋の定着	〇/〇	B	適		
	杭頭破壊、損傷の有無	〇/〇	A	適		
	杭頭レベル	〇/〇	B	適		
	支持層の確認(地盤調査との照合)	〇/〇	C	適		
ベース配筋	鉄筋の径、間隔	〇/〇	C	適		
	鉄筋の定着	〇/〇	A	適		
	鉄筋のかぶり厚さ	〇/〇	A	適		
	杭基礎のフーチング立ち上がり筋	〇/〇	A	適		
基礎梁 配筋等	形状及び寸法					
	・スラブ厚さ	〇/〇	B	適		
	・基礎梁の幅、せい	〇/〇	B	適		
	主筋の種別、径、本数、間隔	〇/〇	B	適	型枠せいが不足。是正済。	
	主筋の定着	〇/〇	B	適	鉄筋あきが不足。是正済。	
	スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強	〇/〇	D	適		
	あばら筋の径、本数、間隔	〇/〇	D	適	配筋径の施工ミス是正。	
	あばら筋の加工	〇/〇	A	適		
	幅止め筋、腹筋の本数、位置	〇/〇	A	適		
	鉄筋のかぶり厚さ	〇/〇	A	適	スペーサー乱れ有。取外しの上再取付。	
	柱主筋及び帯筋の種別、径、本数、間隔	〇/〇	A	適		
	結束筋の状況	〇/〇	A	適	緩みを是正。	
地下壁	〇/〇	A	適			
その他	ガス圧接技量資格者の確認	〇/〇	E	適		
	ガス圧接継手位置、形状の確認	〇/〇	A	適	外観検査不合格有。切取りの上再圧接。	
	ガス圧接継手の強度確認	〇/〇	C	適		
	型枠、せき板、支保工、金物等の確認	〇/〇	A	適	型枠の泥汚れを除去。	
	型枠、支柱及び金物の締め付け、	〇/〇	A	適		
	清掃の確認	〇/〇	A	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・軸組工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)	○/○	C	適	サウンディング試験実施。	
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)	○/○	A	適		
	立ち上がり	○/○	B	適		
土台	材質、断面寸法:柱寸法以上	○/○	B	適		
火打土台	45mm×90mm以上又は鋼製火打	○/○	B	適		
基礎と土台との緊結(アンカーボルト)	径(φ12mm以上座金付)、間隔	○/○	B	適		
	施工状況(埋め込み長さ:250mm以上)	○/○	B	適		
柱と基礎(土台)との緊結(ホールダウン金物)	緊結方法	ホールダウン用アンカーボルト	○/○	A	適	
		座金付ボルト(M16W)	○/○	A	適	
	位置及び施工状況(埋め込み長さ等)	○/○	A	適		
床組	床高さ(1階):GL+45cm	○/○	B	適		
	床下換気口(300cm ² 、1カ所/5m)	○/○	A	適		
	床下の防湿(60mm以上の土間コン打等)	○/○	A	適		
	防腐・防蟻措置(GL+1m以内)	○/○	A	適		
	剛な床組(2階床、3階床)	○/○	A	適		
	床板又は床下地板(材質、緊結方法等)	○/○	B	適		
柱・梁(胴差)	材質、配置、断面寸法	○/○	B	適		
	接合部・補強金物	○/○	A	適		
	防腐・防蟻措置	○/○	A	適		
耐力壁	材質、配置(申請図書との照合)	○/○	A	適		
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)	○/○	B	適	釘ピッチ不足。是正。	
	筋かい(形状、緊結方法等)	○/○	B	適	筋かい方向を是正。	
	ホールダウン金物の位置及び施工状況	○/○	A	適	金物位置を是正。	
小屋組	材質、配置(申請図書との照合)	○/○	A	適		
	小屋火打梁、小屋筋かい及び桁行筋かい	○/○	A	適		
	軒(たるきと軒桁はくらは金物で緊結)	○/○	B	適		
	たるき(棟木・母屋への緊結方法を考慮)	○/○	B	適		
	棟木・母屋(棟木は母屋の断面以上)	○/○	A	適		
	小屋束(公庫仕様:断面90mm×90mm以上)	○/○	A	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・枠組壁工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)	○/○	C	適	サウンディング試験実施。	
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)	○/○	A	適		
	立ち上がり	○/○	B	適		
土台	寸法の制限、耐力壁下部に設置	○/○	D	適		
基礎と土台との緊結(アンカーボルト)	階数3: φ12mm以上、長さ35cm以上	-	-	-		
	間隔: 2m以下	○/○	C	適		
	階数3: 開口部のたて枠から15cm以内	-	-	-		
床組	床根太寸法の制限	○/○	B	適		
	床根太支点間距離及び間隔の制限	○/○	B	適		
	開口部: 同寸以上の床根太で補強	○/○	B	適		
	耐力壁直下の床根太: 原則補強	○/○	A	適		
	床材に使用する材料の厚さの制限	○/○	A	適		
	床根太と土台、頭つなぎの釘打ち状況	○/○	A	適		
耐力壁	下枠、たて枠、上枠の寸法	○/○	B	適		
	たて枠の欠き込みと穴あけの状況	○/○	A	適		
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)	○/○	B	適	釘ピッチ不足。是正。	
	耐力壁線相互の間隔、水平面積の制限	○/○	A	適		
	外壁の耐力壁線相互の交差部	○/○	A	適		
	隅角部、交差部: 各々3本以上のたて枠	○/○	A	適		
	たて枠と直下の床枠組との緊結方法	○/○	B	適		
	耐力壁相互の緊結方法	○/○	A	適		
	開口部の幅の制限	○/○	B	適		
	ホルダダウン金物の位置の施工状況	○/○	A	適	金物位置を是正。	
小屋組	たるき、天井根太の寸法の制限	○/○	B	適		
	たるき間隔及び屋根下地の厚さの制限	○/○	B	適		
	たるき及びトラスと上枠等との緊結方法	○/○	A	適		
	屋根又は外壁の開口部の制限	○/○	A	適		
その他	防腐・防蟻措置(GL+1m以下の部分等)	○/○	A	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(鉄筋コンクリート造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱	(1) 形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	(2) 柱主筋の種別、径、本数、間隔	〇/〇	A	適		
	(3) 柱主筋の出隅	〇/〇	A	適		
	(4) 柱主筋の定着	〇/〇	D	適		
	(5) 柱主筋の絞り加工の処理	〇/〇	D	適		
	(6) 帯筋の径、本数、間隔	〇/〇	A	適		
	(7) 帯筋の加工	〇/〇	A	適		
	(8) 高層RCの帯筋の溶接	〇/〇	A	適		
梁	(1) 形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	(2) 梁主筋の種別、径、本数、間隔	〇/〇	A	適		
	(3) 梁主筋の出隅	〇/〇	B	適		
	(4) 梁主筋の定着	〇/〇	B	適		
	(5) スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強	〇/〇	A	適		
	(6) あばら筋の径、本数、間隔	〇/〇	A	適		
	(7) あばら筋の加工	〇/〇	D	適		
	(8) 幅止め筋、腹筋の本数、位置	〇/〇	D	適		
	(9) 交差部のあばら筋	〇/〇	B	適		
	(10) 高層RCのあばら筋の溶接	〇/〇	D	適		
床	(1) 形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	(2) スラブ主筋方向、位置	〇/〇	B	適		
	(3) スラブ筋の径、間隔	〇/〇	B	適		
	(4) 床段差部の処理	〇/〇	B	適		
	(5) スラブ筋の定着	〇/〇	B	適		
	(6) 開口部の補強	〇/〇	B	適		
	(7) 設備配管完了後の状態	〇/〇	A	適		
壁	(1) 形状及び寸法	〇/〇	B	適		
	(2) 縦筋及び横筋の径、間隔	〇/〇	A	適		
	(3) 壁筋の定着	〇/〇	D	適		
	(4) 開口部の補強	〇/〇	D	適		
	(5) 垂れ壁の配筋状態	〇/〇	B	適		
ガス圧接	(1) 技量資格者の確認	〇/〇	E	適		
	(2) 継手位置、形状の確認	〇/〇	A	適	外観検査不合格有。切取りの上再圧接。	
	(3) 継手強度確認(圧接部強度試験)	〇/〇	B	適	超音波探傷にて全数確認。	
型枠及び既存打設部分	(1) 型枠、支柱及び金物の締め付け、清掃の確認	〇/〇 〇/〇	A C	適 適		
	(2) 型枠支柱の存置期間の確認	〇/〇	A	適		
	(3) コンクリート打ち込み後の養生確認	〇/〇	C	適		
その他	(1) 鉄筋のかぶり厚さ	〇/〇	A	適		
	(2) 重ね継手の長さ、位置	〇/〇	A	適		
	(3) 増し打ちの補強	-	-	-		
	(4) 構造スリットの位置、形状	-	-	-		
	(5) 打ち継ぎ面の処理	〇/〇	C	適	コールドジョイントを補修。	
	(6) 階段主筋の受け筋	-	-	-		
	(7) 結束筋の位置	〇/〇	B	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(鉄骨造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱脚部	(1) アンカーボルトの径、本数、位置 歪み、ナット締め付け	〇/〇	A	適		
	(2) ベースプレートの据え付け	〇/〇	A	適		
	(3) 根巻鉄筋	〇/〇	A	適		
	(4) コンクリート投入孔	〇/〇	A	適		
	(5) 認定柱脚	〇/〇	A	適		
接合部	(1) 継手部の状況 ・ボルトの径、本数、余長 ・継手の位置、形状 ・密着状態	〇/〇	B	適	ボルト径変更。	検討書提出
	(2) パネルゾーンの状況	〇/〇	A	適		
	(3) 小梁、片持梁、階段部等	〇/〇	B	適		
鉄骨	(1) 各部材の形状、寸法 " 配置 " 材質	〇/〇	B	適		
	(2) 溶接欠陥の有無	〇/〇	A	適	工場溶接から現場溶接へ変更。	確認事項変更届へ変更。
	(3) カバープレート、ブレース等の取付け スカルップの有無	〇/〇	A	適		
	(4) スリーブの位置 " 大きさ " 補強	〇/〇	B	適		
床版	(1) 床の仕様	〇/〇	A	適		
	(2) 床ブレース:材質、寸法等の確認	〇/〇	A	適		
	(3) デッキプレート床方向 焼き抜きせん溶接の状態 配筋状況、方向確認	〇/〇	A	適		
	(4) 大臣認定床	〇/〇	A	適		
	(5) スタッドボルト:寸法、ピッチの確認	〇/〇	B	適		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

試験・検査項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
鋼材強度試験	柱	〇〇鉄鋼株式会社	適	
ボルト類等強度試験	柱・梁	〇〇スチール株式会社	適	
溶接部強度試験				
溶接部非破壊検査	柱・梁	〇〇〇〇株式会社	適	

工事監理報告書(シックハウス内装関係)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考	
居室部分	平面図の区分	○/○	A	適		
	居室の大きさ	○/○	A	適		
	使用建築材料の種類別	床	○/○	D	適	
		壁	○/○	D	適	
		天井	○/○	D	適	
		床下	○/○	D	適	
		天井裏	○/○	A	適	
		小屋裏	○/○	A	適	
		造り付家具	○/○	B	適	
		階段	○/○	B	適	
		建具	○/○	A	適	
		点検口	○/○	A	適	
	使用建築材料の面積	床	○/○	B	適	
		壁	○/○	A	適	
		天井	○/○	C	適	
		床下	○/○	D	適	
		天井裏	○/○	A	適	
		小屋裏	○/○	B	適	
		造り付家具	○/○	D	適	
		階段	○/○	C	適	
建具		○/○	B	適		
点検口		○/○	A	適		
天井裏等の確認(気密層又は通気止めを使用の場合は、写真を提出)	床下	○/○	A	適		
	天井裏	○/○	A	適		
	小屋裏	○/○	A	適		
	物置	○/○	A	適		
	ウォークインクローゼット その他	○/○	A	適		
防蟻材	床下	○/○	C	適		
	柱	○/○	C	適		
	壁	○/○	C	適		
添付図書報告資料	使用建築材料表			有		
	写真(材料の種類別が判断できるもの)			有		
	納品伝票			有		
	品質証明書			有		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(防火区画等)

項 目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備 考
防火区画等の見え隠れ部分	たて穴区画	階段	○/○	B	適	
		吹き抜け	○/○	B	適	
		EV昇降路				
		PS	○/○	D	適	
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁	○/○	A	適	
		防火間仕切壁	○/○	A	適	天井裏まで達していない部分については正。(114条区画)
防火区画等貫通部分充填	たて穴区画	階段				
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁				
		防火間仕切壁				
芯出し穴等の充填						
防火設備の仕様		○/○	A	適		
防火戸取付部分の充填						
備 考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

※ 工事写真については、見え隠れ部分、区画貫通処理部分を重点的に添付すること。

※ 防火区画等の部分を明確にした図面を添付すること。

図面の作成について

各階平面図は、防火区画等の位置を色別表示(下表の表示例参照)してください。
 なお、平面図はA4サイズを原則とし、必ず通り芯を明記してください。

表示	色	区画の種類
	黄	たて穴区画
	赤	面積区画
	緑	異種用途区画
	青	その他区画

防火区画等の種類

	対象建築物	区画面積等	区画の方法	法令	
たて穴区画	主要構造部が準耐火構造、耐火構造で地階又は3階以上の階に居室のある建築物	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、タテスペース等のたて穴を形成する部分の周囲を区画	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条9項	
面積区画	耐火建築物	1,500㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項	
	準耐火建築物	一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	同上
		法27条2項、法62条1項による場合	500㎡以内 防火上主要な間仕切壁	耐火構造・準耐火構造・防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令112条2項
	口準耐火建築物	一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項
法27条2項、法62条1項による場合		1,000㎡以内(500㎡以内)	同上	令112条3項(令112条2項)	
異種用途区画	一部が法24条各号の一に該当する建築物	当該用途部分、相互間及びその他の部分との間を区画	耐火構造、準耐火構造、両面防火の壁・特定防火設備・防火設備	令112条12項	
	一部が法27条1項、2項各号の一に該当する建築物		耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条13項	
その他区画	高層区画(十一階以上の部分)	一般	100㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条5項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	200㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条6項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	500㎡以内	同上	令112条7項
	内装制限緩和区画	100㎡以内(共同住宅の住戸200㎡以内)	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令129条1項	
	排煙設備緩和区画	100㎡以内(高さが31m以下の部分にある共同住宅の住戸は200㎡以内)	同上	令126条の2第1項1号	
	非常用の昇降機の設置を免除する区画	100㎡以内	耐火構造の床・壁 常閉式特定防火設備	令129条の13の2	
	避難階段の設置を免除する区画	同上	耐火構造の床・壁 特定防火設備	令122条1項	
	避難階段の区画	——	耐火構造の壁 特定防火設備・防火設備	令123条1項1号、6号	
	特別避難階段の区画	——	同上	令123条3項2号、9号	
	防火切間壁	界壁 共同住宅	各戸	準耐火構造、耐火構造又は防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令114条1項
学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、寄宿舎、マーケット		その用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁	同上	令114条2項	

工事監理報告書(バリアフリー関係)

一般基準

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか	○/○	A	適	
	② 点状ブロック等の敷設(階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1	○/○	B	適	
	③ 手すりを設けているか(条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)	○/○	B	適	
階段 (政令第12条) (条例第15条)	① 手すりを設けているか(踊場を除く)	○/○	A	適	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	○/○	A	適	
	③ 段は識別しやすいものか	○/○	A	適	
	④ 段はつまずきにくいものか	○/○	A	適	
	⑤ 踊場への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する踊場の部分) ※2	○/○	A	適	
	⑥ 原則として主な階段を回り階段としていないか	○/○	A	適	
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	① 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)				
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	○/○	A	適	
	③ 前後の廊下等と識別しやすいものか	○/○	A	適	
	④ 踊場への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する踊場の部分) ※3	○/○	C	適	
	⑤ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	○/○	D	適	
エスカレーター (条例第17条)	① 踏み段の段は認識しやすいものか(階段状のエスカレーターに限る)	○/○	A	適	
	② くし板と踏み段等は認識しやすいものか	○/○	A	適	
	③ 昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	○/○	A	適	
便所 (政令第14条) (条例第18条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか	○/○	A	適	
	② ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨を表示しているか(条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上のものに限る)	○/○	C	適	
	③ 下記④及び⑤の便房を設ける便所				
	(1) 便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ※4	○/○	D	適	
	(2) 洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	○/○	D	適	
	④ 車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	○/○	C	適	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○/○	A	適	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○/○	B	適	
	(3) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	○/○	C	適	
	(4) 衣服を掛けるための金具等を設けているか	○/○	B	適	未設置の為設置
	⑤ 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)	○/○	D	適	
	(1) 洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	○/○	B	適	
	(2) 衣服を掛けるための金具等を設けているか(1以上。ただし、10,000㎡以上の場合は2以上)	○/○	A	適	フックが無かったため取付。
	(3) 長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか(10,000㎡以上に限る)	○/○	A	適	
	(4) 水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか(10,000㎡以上に限る)	○/○	A	適	
	(5) 物を置くための棚等を設けているか(10,000㎡以上に限る)	○/○	A	適	
⑥ 小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	○/○	B	適		
(1) 小便器に手すりを設けているか(1以上)	○/○	B	適		

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)					
① 客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか					
② 車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか					
③ 便所(同じ階に共用便所があれば免除)					
(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか					
(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)					
(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)					
(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか					
④ 浴室等(共用の浴室等があれば免除)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 段がある部分					
(1)手すりを設けているか					
(2)識別しやすいものか					
(3)つまずきにくいものか					
③ 傾斜路					
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)					
(2)前後の通路と識別しやすいものか					
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか					
駐車場 (政令第17条)					
① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)					
(1)幅は350cm以上であるか					
(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか					
浴室等 (条例第21条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
標識 (政令第19条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか					
② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)					
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)					
② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか					
③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)					
(1)案内所は車いす使用者が利用できるものとしているか					

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	年月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
(政令第18条第2項第一号)	① 階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）				
出入口 (政令第18条第2項第2号)	① 幅は80cm以上であるか ② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			有効幅が確保できていなかったため戸の開きを修正。	
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第22条第1項第1号)	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④ 授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限り）			有効確保できていなかった部分を是正。	
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)	① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか				
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第22条第1項第2号)	① かが必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ② かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③ かが及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか ④ かが及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができる設備を設けているか ⑤ かごの奥行きは135cm以上であるか ⑥ かが内に鏡を設けているか ⑦ かが内の左右両側に手すりを設けているか ⑧ かが内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか ⑨ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑩ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか (1)かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したもののか (2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かが内の制御装置のうち、1以上） ⑪ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑫ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑬ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)かごの幅は、140cm以上であるか (2)かごは車いすが転回できる形状か (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかが内の左右両面に設けているか				

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況
(エレベーター及びその乗降ロビーの続き)	⑭ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※5			
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			
	(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
	(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか			
	(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか			
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号）	① エレベーターの場合			
	(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか			
	(2)かごの幅は70cm以上であるか			
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか			
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）			
	② エスカレーターの場合			
	(1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか			
敷地内の通路（政令第18条第2項第7号）（条例第22条第1項第3号）	① 幅は120cm以上であるか			
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
	④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか			
	⑤ 傾斜路			
	(1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか			
	(2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合には1/8以下）であるか			
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合には免除）			
（政令第18条第3項）	⑥ 上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る			

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

案内設備までの経路（政令第21条）（条例第24条）	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※6				
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか				
	③ 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7				
	④ 経路上に設ける段を回り段としていないか				

備 考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。
-----	--

バリアフリー関係の注意事項

※ 「政令」等の略語については、次のとおり。

「政令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法施行令

「条例」は、大阪府福祉のまちづくり条例

「規則」は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則

「告示」は、国土交通省告示

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

工事監理報告書(詳細報告)

月/日	天気 最低気温	報告事項	報告事項詳細	資料 No.	写真 No.
○/○		敷地、建物位置確認	・敷地関係目視確認、建物位置計測確認、設計GLの確認 問題なし		
○/○		基礎配筋計算	・基礎及び土間スラブの配筋検査(設計図書等の整合確認) 問題なし		
○/○		コンクリート打設結果	・コンクリートの打設後の出来型確認 問題なし		
○/○		鉄骨関係施工報告確認	・施工者からの施工報告及び施工写真を確認 問題なし		
○/○		仕上げ結果工事 建具工事結果	・使用材料、工事写真、工事の出来型を確認 問題なし ・使用材料、位置・サイズ、開閉状況を確認 問題なし		
○/○		電気設備	・受変電設備、伝統コンセント設備の出来型の確認 問題なし		
○/○		換気設備	・ルーフファン動作確認 問題なし		
○/○			・完了検査		

様式1から様式9に記載できない事項について記載して下さい。

各種資料チェックリスト

項 目	チェック	備 考
地盤調査報告書		
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書	○	
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	○	
骨材試験報告書		
コンクリート配合報告書	○	
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書		
コンクリート圧縮強度試験報告書	○	
コンクリートコア圧縮強度試験報告書		
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書		
コンクリート工事施工結果報告書		
コンクリート打込結果表		
鉄筋強度試験報告書	○	
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書		
鋼材強度試験報告書	○	
ボルト類強度試験報告書	○	
高力ボルト締め付け検査報告書	○	
溶接部非破壊試験報告書	○	
溶接部強度試験報告書		
圧接部強度試験報告書		
鉄骨工事施工状況報告書	○	
使用金物一覧表		
鋼材の品質証明書の写し	○	
鋼材の流通経路を示す書類	○	
工事写真	○	
工事写真(法7条の5適用)※		

※法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合は、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真の提出が必要です。

使用建築材料表（使用材料に制限がある場合）

参考様式1

階	室名 (床面積㎡)	内装の 仕上げ 部分	種別	幅 [P]	モジュ ール [m]	高さ [m]	面積 [㎡]	係数	使用 面積 [㎡]	使用 面積 合計 (判定結果) [㎡]	写真・ 納品 伝票 番号	
1階	LD (67㎡)	フローリング	F☆☆☆☆							㎡	2	
		壁	F☆☆☆☆								3	
		天井	F☆☆☆☆									2
		ドア	F☆☆☆☆									2
	K (20㎡)	フローリング	F☆☆☆☆									5
		壁	F☆☆☆☆									1
		天井	F☆☆☆☆									1
		キッチン	F☆☆☆☆									1
		ドア	F☆☆☆☆									5
	洋室1 (50㎡)	フローリング	F☆☆☆☆									4
		壁	F☆☆☆☆									5
		天井(杉板)	告示対象外									5
		開戸	F☆☆☆☆									2
		収納引戸	F☆☆☆☆									2
	和室1 (45㎡)	床(畳)	告示対象外									3
		壁	F☆☆☆☆									3
		天井	F☆☆☆☆									3
		引違戸	F☆☆☆☆									5
		床の間	F☆☆☆☆									5
	1階 廊下・ホール (100㎡)	フローリング	F☆☆☆☆									4
壁		F☆☆☆☆								4		
天井		F☆☆☆☆								2		
ドア		F☆☆☆☆								1		
玄関収納		F☆☆☆☆								3		
階段 (65㎡)	壁	F☆☆☆☆								2		
	天井	F☆☆☆☆								3		
	踏み板	告示対象外								1		
	蹴込	F☆☆☆☆								4		
2階 廊下 (20㎡)	フローリング	F☆☆☆☆								4		
	壁	F☆☆☆☆								4		
	天井	F☆☆☆☆								5		
	ドア	F☆☆☆☆								2		
	玄関収納	F☆☆☆☆								3		
合 計 ㎡												
2階	洋室2 (㎡)	フローリング	F☆☆☆☆							㎡	1	
		壁	F☆☆☆☆								3	
		天井	F☆☆☆☆									4
		開戸	F☆☆☆☆									3
		収納引戸	F☆☆☆☆									5
	和室2 (㎡)	床	F☆☆☆☆									4
		壁	F☆☆☆☆									4
		天井	F☆☆☆☆									2
		引違戸	F☆☆☆☆									5
		床の間	F☆☆☆☆									3

室名は例示であり実態の室名を記入し、欄の追加削除をすること。

[種別]欄：等級の種別を記入すること。（例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外 等）

内装仕上げ表

参考様式2

階	室名	床			壁			天井			開口部建具・収納・設備機器・その他					
		仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号
1階	玄関															
	ホール・廊下															
	リビング															
	ダイニング															
	キッチン															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															
2階	階段															
	廊下															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															

室名は例示であり、実態の室名を記入すること。

[仕上]欄：内装仕上げの材料を記入すること。(例：フローリング・クロス等)

[下地]欄：下地の材料を記入すること。(例：構造用合板・石こうボード等)

[種別]欄：等級の種別を記入すること。(例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外等)

[番号]欄：仕上、下地、種別ごとに番号を付して整理した写真、納品伝票、品質証明書等と同一の番号を記載すること。

[名称]欄：床、壁及び天井以外に制限を受ける部分の名称を記入すること。(例：システムキッチン・引違建具・洗面化粧台等)

本様式は参考様式です。本様式を活用しない場合でも、写真、納品伝票、品質証明書等わかり易く整理し提出すること。

コンクリート工事施工 (計画)・結果) 報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

建築主事 様

報告者	工事監理者	住所 〇〇市〇〇町〇-〇		氏名	大東 一郎 ㊞		
		会社名	株式会社〇〇設計		電話	06-6234-1234	
		(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 12345 号					
工事施工者	工事施工者	住所 〇〇市〇〇町〇-〇		代表者	大西 次郎 ㊞		
		会社名	株式会社〇〇建設		電話	06-6234-1221	
		建設業の許可 (大臣) 第 12212 号					
確認	確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		確認番号	第 〇〇〇〇〇〇 号		
計画変更確認	確認年月日	年 月 日		確認番号	号		
建築工事名称	〇〇事務所ビル 新築工事						
建築場所	〇〇市〇〇町〇-〇						
建築主	大阪 太郎		住所	〇〇市〇〇区〇-〇			
設計者	会社名	〇〇設計株式会社		住所	〇〇市〇〇町〇-〇		
	氏名	大南 三郎		電話	電話 06-6212-3333		
		(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 223311 号		資格			
建築物の概要	敷地面積	1200.00 m ²		建築面積	456.78 m ²	延べ面積	2345.67 m ²
	階数	地上 6 階 地下 階		主要用途	事務所	構造	RC 造
工事監理実務者	大東 二郎		会社名	〇〇設計室			
	研修登録番号 (第 2345 号)		所属	大阪設計室 電話 06-6234-1111			
工事施工管理実務者	大西 四郎		会社名	株式会社〇〇建設			
	研修登録番号 (第 1234 号)		所属	電話 06-1234-3456			
下請会社	下請工事者	大北 一郎		会社名	〇〇建設工業株式会社		
					電話 03-1234-1234		
	下請工事施工実務者	大北 二郎		会社名	〇〇建設工業株式会社		
		研修登録番号 (第 1133 号)			電話 03-1234-1234		
圧送従事者	大東 三郎		会社名及び住所	〇〇圧送技術会社			
	研修・検定機関 (第〇〇機関)			〇〇市〇〇区〇-〇			
	研修登録番号 (第 1111 号)			電話 06-1222-3366			

※添付資料：ア.コンクリート打込 (計画)・結果) 表
イ.コンクリート配合報告書
ウ.骨材試験報告書

コンクリート打込 (**計画** ・ **結果**) 表

記入例

上段(計画) 下段(結果)	計画調査 番号	打込箇所 (部位別)	打込 時期	コンクリート の種類	セメントの 種類(記号)	設計基準 強度(N/mm ²)	呼び強度	混和材料 (商品名)	スランブ(cm)		単位水量 (kg/m ³)	打込容積 (m ³)	試験 回数(回)	空気量(%)		温度(℃)		塩化物量 測定結果 (kg/m ³)	使用 塩化物量 測定器	⁶⁾ 圧縮強度(N/mm ²)			養生方法 (A・B・D)	
									最大	最小				最大	最小	7日	28日							
計画	NO. 1, 5, 9	杭	H15, 1, 20 ~2, 28	普通	N	21	21	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	15		179	240	15											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 2, 6, 10	基礎	H15, 3, 20	普通	N	24	27	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	15		181	160	2											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	1階床	H15, 4, 10	普通	N	21	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	60	1											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	1階	H15, 4, 30	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	200	2											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	2階	H15, 5, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	200	2											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	3階	H15, 6, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	200	2											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	4階	H15, 7, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	200	2											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	5階	H15, 8, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	140	1											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	6階	H15, 9, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	140	1											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 3, 7, 11	R階	H15, 10, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	80	1											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
計画	NO. 4,8,12	PH階	H15, 10, 30	普通	N	24	27	AE 減水剤(○●○●○●) 高性能 AE 減水剤(○●○●○●)	18		185	20	1											
結果	NO.																							(□A・□B・□D)
コンクリート容積計		普通(1, 667 m ³) ・ 軽量(0 m ³)						合計(1, 667 m ³)																

【コンクリート製造会社・工場名】

⁹⁾【コンクリートの劣化対策】

¹¹⁾【考察】

計画調査 NO. 1~4	○塩化物量の予測 (○)0.30kg/m ³ 以下、()0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下、()0.60kg/m ³ を超える	○圧縮強度試験結果について	○塩化物量測定結果について
○生コン(株)○工場			
計画調査 NO. 5~10	○塩害の要因(■有・□無) (○)海砂、()混和剤、()練り混ぜ水、()その他()		
○コンクリート工業株式会社			
計画調査 NO. 9~12	○塩害対策(□有・■無) ()調合(w/c %、スランブ cm)、()防せい剤() ()床下端の鉄筋かぶり厚さ (cm)、()その他()	○アルカリ骨材反応対策について	○その他(骨材の品質、不具合の処置等)
○コンクリート株式会社○工場			
計画調査 NO.			
計画調査 NO.	○アルカリ骨材反応対策(■有・□無) (○)無害骨材の使用、()低アルカリ形セメントの使用() ()アルカリ総量(kg/m ³ 以下)、()混合セメントの使用		

- 1) コンクリート工事施工計画報告書はコンクリート工事着手前までに、コンクリート工事施工結果報告書は中間検査申請時又は、完了検査申請時に必ず提出すること。
- 2) 記載内容に変更が生じた場合は、コンクリート工事施工結果報告書により報告すること。
- 3) コンクリート工事施工計画報告書の提出時に、計画調査番号を明記したコンクリート配合報告書を提示すること。
- 4) 工事開始前並びに工事期間中(1回/月)、「登録試験所」で行った骨材試験報告書(絶乾密度及び吸水率の測定、粒度の測定)を各提出時に提示すること。
- 5) 工事期間中に行った塩化物量測定は、(財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物測定器具により測定し、この欄には最大値を記入すること。
- 6) 工事期間中に「登録試験所」で行った圧縮強度試験(S56 建告第1102号)の試験報告書の原本を各検査時に提示し、この欄には最小値を記入すること。

- 7) 各種試験は「登録試験所」で実施すること。
- 8) コンクリート工事施工計画報告時は計画欄(上段)に、コンクリート工事施工結果報告時は結果欄(下段)に記入すること。
- 9) コンクリートの劣化対策はコンクリート工事施工計画報告時に、考察はコンクリート工事施工結果報告時にそれぞれ記入すること。
- 10) 計画欄、結果欄 内は、未記入とする。

- 11) 養生方法A: 標準養生
養生方法B: 現場封かん養生
養生方法D: 現場水中養生

コンクリート工事施工（計画・結果）報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

建築主事 様

報告者	工事監理者	住所 〇〇市〇〇町〇-〇		氏名	大東 一郎 ㊞		
		会社名	株式会社〇〇設計		電話	06-6234-1234	
		(1)級建築士(大臣)登録 第12345号					
工事施工者	工事施工者	住所 〇〇市〇〇町〇-〇		代表者	大西 次郎 ㊞		
		会社名	株式会社〇〇建設		電話	06-6234-1221	
		建設業の許可(大臣)第12212号					
確認	確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		確認番号	第 〇〇〇〇〇〇 号		
計画変更確認	確認年月日	年 月 日		確認番号	号		
建築工事名称	〇〇事務所ビル 新築工事						
建築場所	〇〇市〇〇町〇-〇						
建築主	大阪 太郎		住所	〇〇市〇〇区〇-〇			
設計者	会社名	〇〇設計株式会社		住所	〇〇市〇〇町〇-〇		
	氏名	大南 三郎		電話	電話 06-6212-3333		
		(1)級建築士(大臣)登録 第223311号		資格			
建築物の概要	敷地面積	1200.00 m ²		建築面積	456.78 m ²	延べ面積	2345.67 m ²
	階数	地上6階 地下階		主要用途	事務所	構造	RC造
工事監理実務者	大東 二郎		会社名	〇〇設計室			
	研修登録番号(第2345号)		所属	大阪設計室 電話 06-6234-1111			
工事施工管理実務者	大西 四郎		会社名	株式会社〇〇建設			
	研修登録番号(第1234号)		所属	電話 06-1234-3456			
下請会社	下請工事者	大北 一郎		会社名	〇〇建設工業株式会社		
					電話 03-1234-1234		
	下請工事施工実務者	大北 二郎		会社名	〇〇建設工業株式会社		
		研修登録番号(第1133号)			電話 03-1234-1234		
圧送従事者	大東 三郎		会社名及び住所	〇〇圧送技術会社 〇〇市〇〇区〇-〇			
	研修・検定機関(第〇〇機関)			電話 06-1222-3366			
	研修登録番号(第1111号)						

※添付資料：ア.コンクリート打込（計画・結果）表
イ.コンクリート配合報告書
ウ.骨材試験報告書

コンクリート打込（計画・結果）表

上段(計画) 下段(結果)	計画調査 番号	打込箇所 (部位別)	打込 時期	コンクリート の種類	セメントの 種類(記号)	設計基準 強度(N/mm ²)	呼び強度	混和材料 (商品名)	スランブ(cm)		単位水量 (kg/m ³)	打込容積 (m ³)	試験 回数(回)	空気量(%)		温度(℃)		塩化物量 測定結果 (kg/m ³)	使用 塩化物量 測定器	⁶⁾ 圧縮強度(N/mm ²)			養生方法 (A・B・D)	
									最大	最小				最大	最小	最大	28日							
計画	NO. 1, 5, 9	杭	H15, 1, 20 ~2, 28	普通	N	21	21	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	15		179	240	15											
結果	NO. 1		H15, 1, 25 ~3, 5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	17	13		241	15	4.7	4.2	15	15	0.038	カンタブ	20.8	27.4		(■A・□B・□D)
計画	NO. 2, 6, 10	基礎	H15, 3, 20	普通	N	24	27	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	15		181	160	2											
結果	NO. 2		H15, 3, 20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	16	17		165	2	4.5	4.3	16	14	0.042	カンタブ	23.8	30.1		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	1階床	H15, 4, 10	普通	N	21	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	60	1											
結果	NO. 3		H15, 4, 10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	18	18		62	1	4.9	4.4	17	15	0.045	カンタブ	20.7	29.5		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	1階	H15, 4, 30	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	200	2											
結果	NO. 7		H15, 4, 30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20	17		211	2	5.0	4.5	18	16	0.035	カンタブ	23.4	31.2		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	2階	H15, 5, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	200	2											
結果	NO. 7		H15, 5, 20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	19	16		206	2	4.8	4.6	19	17	0.037	カンタブ	23.6	32.6		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	3階	H15, 6, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	200	2											
結果	NO. 7		H15, 6, 10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	18	17		203	2	4.6	4.1	20	18	0.041	カンタブ	24.5	33.7		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	4階	H15, 7, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	200	2											
結果	NO. 7		H15, 7, 20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20	19		201	2	4.5	4.0	12	10	0.042	カンタブ	23.9	34.5		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	5階	H15, 8, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	140	1											
結果	NO. 7		H15, 8, 10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	17	16		142	1	4.2	3.9	13	11	0.047	カンタブ	24.1	33.2		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	6階	H15, 9, 20	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	140	1											
結果	NO. 11		H15, 9, 20	〃	〃	〃	〃	〃	〃	19	18		143	1	4.1	3.8	11	9	0.043	カンタブ	23.3	32.8		(□A・□B・■D)
計画	NO. 3, 7, 11	R階	H15, 10, 10	普通	N	24	24	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	80	1											
結果	NO. 11		H15, 10, 10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	18	17		82	1	5.2	4.7	10	8	0.052	カンタブ	23.7	32.5		(□A・□B・■D)
計画	NO. 4,8,12	PH階	H15, 10, 30	普通	N	24	27	AE 減水剤(○ON0.○○) 高性能 AE 減水剤(○○○○)	18		185	20	1											
結果	NO. 12		H15, 10, 30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20	16		21	1	5.1	4.8	9	7	0.048	カンタブ	26.2	35.2		(□A・□B・■D)
コンクリート容積計		普通(1, 667 m ³)・軽量(0 m ³)						合計(1, 667 m ³)																

【コンクリート製造会社・工場名】

※【コンクリートの劣化対策】

※【考察】

計画調査 NO. 1~4 ○○生コン(株)○○工場	○塩化物量の予測 (○)0.30kg/m ³ 以下、()0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下、()0.60kg/m ³ を超える	○圧縮強度試験結果について	○塩化物量測定結果について
計画調査 NO. 5~10 ○○コンクリート工業株式会社	○塩害の要因(■有・□無) (○)海砂、()混和剤、()練り混ぜ水、()その他()	4 週圧縮強度試験はすべて設計基準以上であった。	測定値はすべて規制値 0.3 kg/m ³ 以下であった。
計画調査 NO. 9~12 ○○コンクリート株式会社○○工場	○塩害対策(□有・■無) ()調査(w/c %、スランブ cm)、()防せい剤() ()床下端の鉄筋かぶり厚さ (cm)、()その他()	○アルカリ骨材反応対策について	○その他(骨材の品質、不具合の処置等)
計画調査 NO. 計画調査 NO.	○アルカリ骨材反応対策(■有・□無) (○)無害骨材の使用、()低アルカリ形セメントの使用() ()アルカリ総量(kg/m ³ 以下)、()混合セメントの使用	無塩骨材使用のためその他の対策は特に行わなかった。	骨材試験結果を確認し特に不具合は生じなかった。

- 1) コンクリート工事施工計画報告書はコンクリート工事着手前までに、コンクリート工事施工結果報告書は中間検査申請時又は、完了検査申請時に必ず提出すること。
- 2) 記載内容に変更が生じた場合は、コンクリート工事施工結果報告書により報告すること。
- 3) コンクリート工事施工計画報告書の提出時に、計画調査番号を明記したコンクリート配合報告書を提示すること。
- 4) 工事開始前並びに工事期間中(1回/月)、「登録試験所」で行った骨材試験報告書(絶対密度及び吸水率の測定、粒度の測定)を各提出時に提示すること。
- 5) 工事期間中に行った塩化物量測定は、(財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物測定器具により測定し、この欄には最大値を記入すること。
- 6) 工事期間中に「登録試験所」で行った圧縮強度試験(S56 建第 1102号)の試験報告書の原本を各検査時に提示し、この欄には最小値を記入すること。

- 7) 各種試験は「登録試験所」で実施すること。
- 8) コンクリート工事施工計画報告時は計画欄(上段)に、コンクリート工事施工結果報告時は結果欄(下段)に記入すること。
- 9) コンクリートの劣化対策はコンクリート工事施工計画報告時に、考察はコンクリート工事施工結果報告時にそれぞれ記入すること。
- 10) 計画欄、結果欄()内は、未記入とする。

- 11) 養生方法 A: 標準養生
養生方法 B: 現場封かん養生
養生方法 D: 現場水中養生

鉄骨工事施工状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

建築主事 様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので下記のとおり報告します。

建築主 住所 〇〇市〇〇町〇-〇

氏名 大阪 太郎

工事監理者 事務所名 株式会社〇〇設計

(1) 級建築士事務所 (大阪府知事) 登録イ-12345 号

住所 〇〇市〇〇町〇-〇

TEL 06-1234-1234

資格 (1) 級建築士 (大臣・知事) 登録 第 12345 号

氏名 大東 一郎

印

工事施工者 住所 〇〇市〇〇町〇-〇

TEL 06-6234-1234

施工者名 株式会社〇〇建設 (代表) 大西 次郎

印

工事名称	〇〇ビル新築工事		建築確認	〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇〇 号				
建築場所	〇〇市〇〇町〇-〇							
主要用途	事務所	建築面積	456.78 m ²	延べ面積	2345.67 m ²			
階数	地上6 地下0	軒の高さ	20m	最大スパン	7.8m			
構造種別	SRC造 ()		架構形式	プレース ()				
確認済証と設計図書の照合		訂正箇所 (有・無) 設計図書の訂正 (確認済・未確認)						
建築確認後の変更事項	なし							
主要部材の使用部位及び鋼種	部位	鋼材種別	重量	高力ボルトの種類	JIS型	(F T,) 径 (M)		
	柱 ギヤフレーム 梁	BCR295	141.7 t	高力ボルトの接合	接合方法	摩擦面の処理方法		
		SN490C	13.3 t		摩擦、引張	1. 母材：クランダー 2. スプライン PL：ショットブラスト		
SS400	17.5 t							
溶接継目の部位、鋼材の種類及び品質条件	使用部位	鋼種	溶接棒	作業場所	姿勢	検査方法	特記事項	
	突合せ	柱+ギヤフレーム	BCR295+SN490C	YGW11	(工場・現場)	下向	超音波探傷試験	外観
		ギヤフレーム+梁フランジ	SN490C+SS400	YGW11	(工場・現場)	下向	超音波探傷試験	外観
		柱+柱	BCR295+BCR295	YGW11	(工場・現場)	横向	超音波探傷試験	外観
	すみ肉	柱+梁ウェブ	BCR295+SS400	YGW11	(工場・現場)	下向	目視浸透探傷試験	外観
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
	その他				(工場・現場)			
					(工場・現場)			
設計者	事務所名 株式会社〇〇設計室 (1) 級建築士事務所 (大阪府知事) 登録 イ-34567 号 TEL 06-6456-1234 住所 〇〇市〇〇町〇-〇 資格・氏名 (1) 級建築士 (大臣・知事) 登録 第 78901 号 大南 三郎							
構造設計者	事務所名 株式会社〇〇構造事務所 (1) 級建築士事務所 (大阪府知事) 登録 イ-34567 号 TEL 06-6678-1234 住所 〇〇市〇〇町〇-〇 資格・氏名 (1) 級建築士 (大臣・知事) 登録 第 69890 号 大北 四郎							
検査機関 (検査員)	機関名 〇〇エンジニア株式会社 代表者氏名 東 五郎 TEL 06-6789-1234 住所 〇〇市〇-〇 検査員氏名 南 六郎 資格 NDI-UT-3 種							
鉄骨加工工場	工場名 〇〇鉄鋼株式会社 代表者氏名 西 七郎 住所 〇〇市〇〇区〇-〇 TEL 06-6123-1234							
溶接管理責任者	所属 同上	氏名 北 八郎			資格 WES-〇〇			
溶接検査責任者	所属 同上	氏名 中央 九郎			資格 NDI-UT-3 種			
添付図書	①. 鋼材強度試験報告書 ②. ボルト類強度試験報告書 ③. 溶接部の非破壊検査報告書 ④. 溶接部の強度試験報告書 ⑤. 高力ボルト締め付け検査報告書 ⑥. 鋼材の流通経路を示す書類 ⑦. 写真 (開先形状 建て方 溶接部の外観及び非破壊検査 柱・梁・筋かい・柱脚の寸法及び形状) ⑧. () ⑨. () ⑩. ()							

記入例

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果				
検査等の項目	実施した試験・検査等の方法 (実施した項目の記号に○印)	検査等の実施状況の可否を記入		
		工事施工者	工事監理者	検査機関
鉄骨加工工場の決定	㉖ 書類検査 b 工場実地検査	☒ 不可	☒ 不可	——
要領書、工作図の審査	㉗ 設計図書との照合 b 図書審査承認	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接方法の承認	㉘ 要領書審査 b 承認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接工の承認	㉙ 資格証の確認 b 技量確認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
使用鋼材等の品質確認	㉚ ミルトの承認 b 立ち合い検査	☒ 不可	☒ 不可	——
使用材料、製品の検査 (HTB・スタッドボルト等)	㉛ ミルトの承認 b 材料試験 ㉜ 立ち合い検査 d ()	☒ 不可	☒ 不可	——
現寸検査等	㉝ 立ち合い検査	☒ 不可	☒ 不可	——
切断後の鋼材材質確認	㉞ 立ち合い検査 b 確認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
組立検査	㉟ 開先形状 ㊱ ねり間隔 ㊲ 目違い ㊳ 裏当て、エドトク ㊴ 仮付け溶接	☒ 不可	☒ 不可	——
製品の社内検査実施状況の確認	㊵ 製品の社内検査報告書確認 b () c ()	☒ 不可	☒ 不可	——
鉄骨製品の受入検査	㊶ 溶接部外観検査 (溶接部の精度、表面欠陥) ㊷ 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験) その他 () ㊸ 補正措置 ㊹ 部材表面検査 e 寸法検査 ㊺ 取合部検査 g () h ()	☒ 不可	☒ 不可	☒ 不可
RC部との接合 (柱脚等)	㊻ 設計図書との照合	☒ 不可	☒ 不可	——
アンボルトの埋込等	㊼ 設計図書との照合	☒ 不可	☒ 不可	——
建て方、建て方精度	㊽ 建て方精度 ㊾ 建て入れ直し ㊿ 倒壊防止措置 ㊽ 仮締めボルト	☒ 不可	☒ 不可	——
トルク型 HTB 受入検査	㊿ 検査成績書 b 現場軸力導入確認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
摩擦接合面の確認	㊽ 目視 b ()	☒ 不可	☒ 不可	——
食い違い、肌すき検査	㊽ 目視 b ()	☒ 不可	☒ 不可	——
高力ボルト本締め検査	㊽ 目視 b ()	☒ 不可	☒ 不可	——
共廻り、締め忘れ検査	㊽ 目視 b ()	☒ 不可	☒ 不可	——
要領書、工作図の承認	㊽ 設計図書との照合	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接方法の承認	㊽ 要領書 b 承認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接工の承認	㊽ 資格証 b 技量確認試験	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接作業条件の承認	㊽ 要領書	☒ 不可	☒ 不可	——
開先形状、ねり間隔、目違い、隙間	㊽ 目視 ㊾ 溶接ゲージ c () d ()	☒ 不可	☒ 不可	——
仮付け溶接、裏当て、エドトク	㊽ 目視 ㊾ 溶接ゲージ c () d ()	☒ 不可	☒ 不可	——
溶接部の検査	㊽ 外観検査 ㊾ 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験) その他 ()	☒ 不可	☒ 不可	☒ 不可
工場製作について	現場製作について (内部欠陥検査の方法及び検査率は必ず記入)			
開先形状等について良好に工作されており鉄骨加工工場の社内検査も十分実施されていた。また、超音波探傷試験についても全て合格であった。	建て方精度は、良好であった。 開先部分の清掃が不十分であったので、十分行うように指示。			

(注) 検査等を実施した時に不合格部分が存在した場合は、(不可)とし再検査年月日及び可否を記入する。

鉄骨工事施工状況報告書は、鉄骨造建築物等の適正な品質の確保をはかるために建築基準法第12条第5項に基づき、当該建築物の鉄骨建方完了時点において建築主等の鉄骨工事の施工状況報告を求めるものです。この報告書の記入に当たっては、下記の「記入について」を読んで記入して下さい。（参考 JASS6）

「記入について」

報告者及び作成者……………報告者は、当該建築物の建築主及び建築主から依頼された工事監理者とし、作成者は、当該建築物の工事監理者として下さい。また、構造設計者と十分打合せを行って下さい。（必要に応じて、工事施工者の協力を得て作成しても差し支えありません。）

工事名称及び建築場所…当該工事の現場名称と敷地の地名地番を記入して下さい。

建築確認……………確認済証に記載されている確認年月日及び確認番号を記入して下さい。

建築面積、階数等……………確認済証に記載されているとおりに記入して下さい。（変更のあった場合は、変更後のものを記入して下さい。）

構造種別及び架構形式…該当する項目に○印をつけて下さい。該当する項目のない場合は、（ ）へ記入して下さい。〔例えば（鋼管コンクリート造）と記入する。〕

建築確認後の変更事項…建築確認後に変更があった場合には変更届の提出年月日及び変更内容を記入して下さい。

高力ボルトの種類……………使用した高力ボルトの種類及び径を記入して下さい。（トルシア型高力ボルトは、国土交通大臣の認定品を使用して下さい。）

高力ボルトの接合……………該当する接合方法に○印をつけて下さい。

摩擦面の処理方法……………母材及びスプライスプレートの摩擦接合面の処理方法を記入して下さい。

設計者……………当該建築物の設計者の所属事務所名、住所及び資格、氏名を記入して下さい。

構造設計者……………該建築物の構造設計者の所属事務所名、住所及び資格、氏名を記入して下さい。

検査機関（検査員）………当該建築物の溶接部の非破壊検査を実施した検査機関の名称、代表者名、住所及び検査員の氏名、資格を記入して下さい。

鉄骨加工工場……………当該建築物の鉄骨加工を行った工場名称、代表者名、住所。

溶接管理責任者及び………責任者の所属、氏名、資格を記入して下さい。

溶接検査責任者

添付書類……………建築主事又は指定確認検査機関より報告を求められた項目に○印をつけ、同時に資料を提出して下さい。

鉄骨加工工場及び工事…鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の項目に○印をつけ、検査等の結果については、工事監理者、工事施工者、検査機関のそれぞれが該当するものに○印をつけて下さい。（必要に応じて、構造設計者の協力を得て実施して下さい。）

《工場製作における検査等の実施状況》

鉄骨加工工場の決定………鉄骨加工工場の選定は、当該鉄骨工事の規模、形状、構造種別、架構形式、鋼材の材質、板厚等に対して十分な技術と設備を持ち、有効な品質管理体制を備えていることを調査、確認して下さい。

要領書の審査……………要領書は、⑦使用材料の材質、保管、試験等 ①工作図の作成要領 ⑧使用材料の加工及び組立（開先加工要領・組立要領） ④溶接工作工程の管理方法（組立溶接（仮付け溶接）・溶接材料の種類及び管理・溶接機の種類・溶接電流・アーク電圧・溶接速度・溶接姿勢・予熱温度・施工時の天候及び気温・溶接順序等） ④社内検査の方法 ⑦錆止め塗装 ⑤輸送等について確認して下さい。

工作図の審査……………工作図は、⑦鉄骨部材の詳細な形状、寸法、材質 ①溶接及び高力ボルト接合部の形状、寸法、材質 ⑧貫通孔の位置、径等 ④仮設金物等について確認して下さい。

溶接方法の承認……………使用鋼材等に対して適切な溶接方法、溶接材料となっていることを確認して下さい。また、サブマージ・エレクトロニクスラグ溶接の場合は、承認試験をして下さい。

溶接工の承認……………当該鉄骨工事の溶接施工内容に応じた有資格者であることを確認して下さい。技量試験は、高張力鋼を使用する工事等で、高い品質を求める場合に行って下さい。

使用鋼材等の品質確認…使用材料は、JIS規格品とし、規格証明書と照合して下さい。（流通経路は、把握しておいて下さい。）規格証明書との照合ができない場合は材料試験が必要です。

現寸検査等……………工作図に製作上必要な情報が十分盛り込まれている場合は、床書き現寸図を省略してもよいので定規、型板について行って下さい。

切断後の鋼材材質確認…識別マーク等（日本鋼構造協会「構造用鋼材の識別表示標準」）で確認できない場合は、化学分析・機械試験を行い、その結果とミルシートを比較して判別して下さい。

組立検査……………開先角度、ルート間隔、ルート面、開先部の清掃状況、エンドタブの種類及び取付状態、水平スチフナーの目違い、裏当て金取付状態、ボルト孔の孔径・ピッチ、組立溶接（仮付け溶接）の状態、溶接熱によるひずみ対策等を確認して下さい。

製品の社内検査実施………鉄骨加工工場の自主検査が、どのように行われたか、また、欠陥部の処置はどのように行われたか等を確認して下さい。

鉄骨製品の受入検査………溶接部外観検査は、余盛高さ、ビードの精度、アンダカット、オーバラップ、仕口のずれ等を確認して下さい。超音波探傷検査は、信頼のおける検査会社の選定及び検査技術の資格に留意して下さい。部材厚の関係で超音波探傷検査が不可能な場合は、浸透探傷検査・その他の検査で確認して下さい。

《現場製作における検査等の実施状況》

アンカーボルトの埋………アンカーボルトの据え付け精度は、建て方精度に直接影響を及ぼすのでアンカーボルト等の位置、埋込み長等に留意して下さい。（ボルト位置は、±3mm以下とする。）

建て方、建て方精度………建て方は、与えられた立地条件等から適切な建て方順序と揚重機種を組み合わせを行い、建て方精度、日本建築学会「鉄骨精度測定指針」等を参考にして下さい。建て入れ直しは、できるだけ建て方の進行とともに小区画に区切って行って下さい。鉄骨工事中の鉄骨骨組は、荷重（固定荷重等）及び外力（風圧力等）に対して、十分な安全性を確認して下さい。（仮締めボルトは、2本以上かつ1/3以上とする。）

トルシア型高力ボルト…納品された高力ボルトとメーカーの社内検査成績書を照合して下さい。また、必要に応じて現場軸力導入確認試験等により品質の確認を行う。

摩擦接合面の確認……………自然発錆の赤さび面を確認して下さい。また、ショットブラスト、グリットブラストによる処理をしたもので表面のあらさが50S以上ものでもよい。

食い違い・肌すき検査…ボルト孔の食い違いで、リーマ掛けによる修正ができるのは2mm以下として下さい。接合部で1mmを超える肌すきがある場合は、両面摩擦処理をしたフィラープレートを入れて下さい。

高力ボルト本締め検査…高力六角ボルトは、一次締め付け後に付けたマーキングのずれによって確認して下さい。トルシア型は、ピンテールの破断によって確認して下さい。

共廻り・締め忘れ検査…一次締め付け後に付けたマーキングのずれによって共廻り等の確認をして下さい。締め忘れボルトは、異常のないことを確認のうえ締め付けて下さい。

要領書・工作図の承認…工場製作の要領書、工作図の審査と同様に行って下さい。

溶接方法の承認……………工場溶接の場合と同様の確認をして下さい。

溶接工の承認……………屋外作業のため作業環境や作業条件がよくないので、実際の作業に要求される資格以上の資格を有することが望ましい。また、現場特有の作業やはじめて従事する溶接工に対しては、技量確認試験によって承認して下さい。

溶接作業条件の確認………天候、風速、気温、湿度（気温が0℃以下の場合は、溶接を行わない。また、ガスシールドアーク半自動溶接の場合、風速2m/s以上ある場合は、溶接を行わない。ただし、適切な方法により対策を講じたものは、この限りではありません。）の管理を十分に行い、それに対応した防風処置、予熱処理等をして下さい。

開先形状等……………組立検査と同様に行って下さい。

溶接部の検査……………鉄骨製品の受け入れ検査と同様に行って下さい。

所見……………検査結果が、不合格であった場合の処置等を記入して下さい。

第 3 編 参考資料

第3編 参考資料

目 次

第1章 国土交通省「技術的助言」

- (1) 平成27年5月27日国住指発555号
建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）
- (2) 平成28年3月17日国住指第4893号
コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について
- (3) 平成28年6月1日国住指第669号
建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

第1章 国土交通省「技術的助言」

(1) 平成27年5月27日国住指発555号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

国土交通省住宅局長から各都道府県知事宛

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）については平成26年6月4日に公布され、エレベーターの昇降路の部分の床面積の容積率不算入（平成26年7月1日施行）及び定期調査・検査報告制度（公布日から2年以内において政令で定める日から施行）に係る部分を除き、平成27年6月1日から施行されることとなった。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関連する告示についても、平成27年6月1日から施行されることとなった。

ついでには、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）等の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定制度の見直し

1～2（略）

3 既存不適格建築物の増改築時の構造計算適合性判定の義務付け（法第6条の3第1項、第18条第4項及び第86条の7第1項関係）

法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について、法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増改築をする場合において、同項の政令で定める基準（以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、構造計算適合性判定を要することとした（法第6条の3第1項、第18条第4項及び第86条の7第1項）。また、特定増改築構造計算基準は、令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること（法第6条の3第1項の特定構造計算基準と同一の基準）とした（令第9条の2）。

また、特定増改築構造計算基準は、令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で、法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第 3 号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること（法第 6 条の 3 第 1 項の特定構造計算基準と同一の基準）とした（令第 9 条の 2）。

なお、令第 137 条の 2 の改正を行っているが、上記改正に伴う所要の改正であり、内容の実質的な変更は行っていない。

また、既存建築物を増改築して活用する様々なニーズが現れており、法第 86 条の 7 第 1 項の緩和措置の活用が見込まれるなか、構造計算の審査を万全とするため、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件」（平成 27 年国土交通省告示第 674 号）により、既存不適格建築物に対し延べ面積 1/2 以下の増改築を行う場合であっても、同じ規模・構造の建築物を新築する場合と同様に、構造計算適合性判定の対象となる（平成 27 年 6 月 1 日施行）ため、留意されたい。なお、構造上分離された既存部分については、従来どおり、構造計算適合性判定を要しないことに留意されたい。

なお、法第 3 条第 2 項の規定により既存不適格建築物として法第 20 条の規定が適用されない場合であっても、構造計算基準の適用を判断する場合にあっては、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第 20 条第 1 項各号を適用することが可能であり、第 3 を参考にされたい。

4～7（略）

第 2（略）

第 3 構造耐力に関する規定の整備（法第 20 条関係）

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分（以下「独立部分」という。）は、法第 20 条第 1 項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物の部分とみなすこととし、不要となった令第 81 条第 4 項を削除したほか、関連する告示等の整理を行った。これにより、法第 20 条第 1 項各号の適用に当たっては、独立部分ごとに、高さ、階数及び面積等を算定し、それぞれ同項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認することとなる。

なお、今般の法改正に伴い追加された確認申請書（施行規則別記第 2 号様式）の第 6 面に記載する「延べ面積」及び「建築物の高さ等」については、独立部分がそれぞれ法第 20 条第 1 項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認するためのものであり、当該独立部分ごとに算定された数値等を記載することとなる。

第 4～7（略）

(2) 平成28年3月17日国住指第4893号

**コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について
(技術的助言)**

国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築行政主務部長宛

建築基準法施行令第74条第1項第2号及び同令第76条第2項の規定に基づく標記基準については、平成28年3月17日付国土交通省告示第502号及び同日付国土交通省告示第503号として別添のとおり公布されたので通知する。

なお、「コンクリート強度に関する基準の制定について(通知)」(昭和56年6月15日付け建設省住指発第160号、建設省住宅局建築指導課長通知)は廃止する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

同告示の運用にあたっては、下記により遺憾のないよう措置されたい。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1 コンクリート強度に関する基準(昭和56年建設省告示第1102号)の改正について

(1) 本告示は、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準及びコンクリートの強度試験方法に関する基準を定めたものである。

本告示改正は、新たなコンクリート強度の管理方式のひとつとして、標準養生(水中又は飽和水蒸気圧中で行う場合に限る。以下同じ。)供試体による場合について、材齢が28日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値に構造体強度補正値を加えた数値以上であることとするコンクリートの強度の基準を定めたものである。

これら以外の管理方式であっても、適切な研究的裏付けのあるものについては、ただし書の適用があるものとして取り扱って差し支えない。

(2) 第1第1号に規定する現場水中養生に類する養生は、現場における湿砂中養生等所要の水分を補給しうる状態での養生を、同第2号のコア供試体に類する強度に関する特性を有する供試体は、現場封かん養生供試体等構造体中のコンクリートと類似の温度履歴を有する養生を行った供試体をそれぞれさすものである。

(3) 第1第3号に規定する構造体強度補正値は、既往の研究成果等を踏まえ、コンクリート打設時の外気温並びに部材の種類及び寸法等を考慮した上で、標準養生供試体の材齢が28日における圧縮強度の平均値とコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体の材齢91日における圧縮強度の平均値の差について、0以上の数値として定めたものである。これ以外の強度補正値であっても「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」(一般社団法人日本建築学会)に基づく管理方式によるものなど、適切な研究的裏付けのあるものについては、ただし書の適用があるものとして取り扱って差し支えない。

- (4) 第1第1号及び同第2号に規定する強度試験を行うコンクリートの材齢について、コンクリートの強度発現特性を踏まえ、強度試験により28日（又は91日）より前に必要な強度が発現していることを確認した場合にあっては、28日（又は91日）時点で強度試験を行わない場合でも、28日（又は91日）時点で必要な強度が発現しているものと扱って差し支えない。
- (5) 供試体強度の平均値を求める場合の供試体数及び養生方法といった管理方式等に関する具体的な運用については、「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」（一般社団法人日本建築学会）又は「建築研究資料 No.169 高強度領域を含めたコンクリート強度の管理基準に関する検討」（国立研究開発法人建築研究所）等を参考とされたい。

2 型わく及び支柱の取り外しに関する基準(昭和46年建設省告示第110号)の改正について

- (1) 本告示は、現場で打設するコンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定めたものである。

本告示改正は、コンクリートの圧縮強度に応じて、基礎、はり側、柱及び壁のせき板を取り外す場合の当該コンクリート強度の確認方法として、従来、実施してきた日本工業規格 A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）による方法に加えて、コンクリートの温度の影響を等価な材齢に換算した式によって計算する方法（以下、「等価材齢換算式による方法」という。）を追加するものである。この場合、「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」（一般社団法人日本建築学会）等を参考にして、適切に養生を行うことが必要である。

これら以外のコンクリート強度の確認、方法であっても、適切な研究的裏付けのあるものは、ただし書の適用があるものとして取り扱って差し支えない。
- (2) 第1第1項第1号ロに規定する式中の f_{c28} について、「日本工業規格 A5308(レディーミクストコンクリート) -2014 に規定する呼び強度の強度値」及び「建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第2号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあっては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度値を加えた強度値」を保証する材齢は28日に限るものとする。
- (3) 第1第1項第1号ロに規定する式中の T_i の温度の測定に当たっては、建築物の部分及びコンクリートの打設日ごとに、コンクリート表面の温度が適切に測定できる十分な箇所において、1時間に1回以上測定するものとする。また、温度計等の測定機器の使用条件、測定誤差等に注意し、適切に測定結果を扱うものとする。
- (4) 測定機器による測定箇所や使用条件等の温度測定方法といったコンクリートの温度の測定方法等に関する具体的な運用については、「建築研究資料 No. 168 型わくの取り外しに関する管理基準の検討」（国立研究開発法人建築研究所）を参考とされたい。

(3) 平成28年6月1日国住指発669号

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築行政主務部長宛

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成28年6月1日から施行される部分に限る。以下「改正法」という。）、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号。以下「改正令」という。）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）、関連する告示及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）等の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」により国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）等の運用に係る細目は下記のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1～2（略）

第3 構造に関する規制の合理化関係

1～2（略）

3 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加について（令第137条の2、令第137条の12第1項関係）

従来、超高層建築物については、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象から除外されていたため、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増改築等」という。）を行う場合は、既存部分を含めた建築物全体を現行の法第20条の規定に適合させなければならないこととしてきたところである。

今般、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象に超高層建築物を追加し、超高層建築物であっても、一定の場合には、法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができることとした。

具体的な増築又は改築（以下3、4において「増改築」という。）の基準については、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）」を改正し、エキスパンションジョイント等により既存の超高層建築物に分

離増改築を行う場合は、超高層建築物以外と同様、既存部分について、地震に対しては耐震診断基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号に定める基準をいう。以下同じ。）、地震時を除いては令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによる構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確かめることができることとした。

なお、増改築等を行う場合における大臣認定の取扱いについては、認定範囲を超える増改築等を行う場合に限り、法第 20 条第 1 項第 1 号の大臣認定の再取得が必要となることに留意されたい。

4 既存不適格建築物の増改築時に係る規制の見直し（令第 137 条の 2 関係）

従来、既存不適格建築物に増改築を行う場合で、増改築部分が既存部分と構造上一体となっている場合は、増改築部分が小規模であっても、現行の構造計算により、建築物全体が構造耐力上安全であることを確認しなければならないこととされてきた。

今般、規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、増改築後の建築物（エキスパンションジョイント等で建築物を 2 以上の独立部分に分ける場合には既存の独立部分）の架構を構成する部材に増改築前のものから追加及び変更がない場合においては、構造耐力上主要な部分について、地震に対しては耐震診断基準により構造耐力上安全であることを確かめることができることとした。

ただし、地震以外に対しては、現行の構造計算等により構造耐力上安全であることを確かめる必要があることに留意されたい。

5 法第 37 条の適用除外による既存ストックの活用について（法第 37 条関係）

従来、法第 37 条において、国土交通大臣が定める建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、その品質が日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものにしなければならないとされていた。

このため、特殊な建築材料を特定の計画にのみ使用する場合や、特殊な建築材料を使用する建築物として旧法第 38 条に基づき国土交通大臣の認定を受けた既存不適格建築物に増改築等をする場合においても、当該建築材料について国土交通大臣の認定を受けること等が必要であった。

今般、新規建築材料の開発や既存ストックの有効活用を促進する観点から、建築材料として国土交通大臣の認定手続き等を省略するため、①法第 20 条第 1 項第 1 号の規定に基づく認定を受けた建築物に使用される建築材料で、その品質が「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号）」第 3 第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するもの、②法第 85 条第 5 項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料、③現に存する建築物又はその部分で法第 37 条等の規定に違反していないものに使用されている建築材料については、指定建築

材料として扱わないこととした。

この場合における法第 37 条等の規定に違反していないとは、本告示の施行時に現に存する建築物又はその部分にあっては、本告示の施行時点を指し、今後、新たに建築等を行う建築物又はその部分にあっては、当該建築物又はその部分の工事完了時を指す。したがって、本告示の施行時に法第 37 条について既存不適格である建築物又はその部分にあっては、本告示の施行後は法第 37 条等の適用を受けないこととなる。

なお、平成 12 年告示建設省告示第 1461 号第 9 号ハに規定する「平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 各号に掲げる建築材料」とは構造安全性の観点から指定建築材料として指定された建築材料に限定して適用することを想定したものであるため、留意されたい。

6～7 (略)

8 特定天井に係る規制の合理化等について（令第 39 条第 3 項関係）

（1）新たに追加された仕様について

従来、特定天井の構造方法については、斜め部材等により地震力等による天井の振動を抑制し、併せて天井面と壁等との間に一定の隙間を設けることにより、天井材の損傷ひいては脱落の防止を図ることとしてきた。

今般、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改正する件（平成 28 年国土交通省告示第 791 号）」により、特定天井の構造方法に新たな仕様を追加され、地震時に天井面に加わる外力を、天井面構成部材及び周囲の壁等を介して構造躯体に伝達し、天井が層間変形による強制変形に対して追随できるものとする場合にあっては、斜め部材等を設けず、併せて周囲の壁等との間に隙間を設けないことが可能となった。

新たに追加された仕様においては、地震時に天井面に加わる外力を、天井面構成部材及び周囲の壁等を介して構造躯体に伝達し、天井が層間変形による強制変形に対して追随できるものとするため、同告示による改正後の「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 771 号）」第 3 第 3 項第 9 号等に定められているとおり、天井面構成部材及び周囲の壁等が、外力に対して変形及び損傷しないよう十分な剛性及び強度を有することが求められる。また、同項第 6 号の規定により、段差等の部分には面内剛性や耐力の低下が生じて当該部分の損傷が懸念されるため、天井面は水平とすることとしている。

なお、同告示第 3 第 2 項に規定する従来の仕様と、同第 3 項に規定する新たに追加された仕様を方向別に組み合わせることはできないので留意されたい。

（2）既存建築物における天井脱落対策について

既存建築物に設置されている特定天井で既存不適格となっているものについて、増改築等を行う場合には、特定天井の改修を行い、令第 39 条第 3 項の規定に適合させなければならない。しかしながら、先般の熊本地震における天井被害の状況を鑑み、地震時における天井の損傷や脱落による被害を防止するためには、増改築等を行う予定のない建築物においても、増改築等の機会を待たずして特定天井の改修を行うことが望まれるところである。特に、庁舎、学校、医療施設、公民館、駅等、地震後の様々な応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設や固定した客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、

集会場等の施設については、対策の促進を図る必要がある。

対策を推進するにあたり、住宅・建築物安全ストック形成事業により、天井の耐震改修に関する事業等を行う場合にあつては、国が必要な助成を行う支援制度を用意しているところであり、積極的に活用されるとともに、関係事業者に対し、必要な周知を図られたい。また、平成 28 年 3 月より、既存建築物における天井の耐震改修に関する「天井の耐震改修事例集」を、国土交通大臣指定の耐震改修支援センターである一般財団法人日本建築防災協会のホームページにて公表しているところであるので、必要に応じて参照されたい。

付 録 資 料

(様式・記入例)

- 「工事監理報告書・工事施工状況報告書等」指示書
- 工事監理報告書
- コンクリート工事施工計画報告書
- コンクリート打込計画表
- コンクリート工事施工結果報告書
- コンクリート打込結果表
- 鉄骨工事施工状況報告書

工事監理報告書

年 月 日

建築主様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

工事監理者 印

工事施工者

工事現場管理者 印

確認	年 月 日			第 号	
建築主 (築造主)					
工事名称					
敷地の地名地番					
設計者資格 住所氏名	()級建築士()登録 第 号		電話		
工事監理者 住所氏名	()級建築士()登録 第 号		電話		
工事施工者 住所氏名	建設業の許可(大臣・知事) 第 号		電話		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
建築物 (工作物) 概要	工事種別		用途 (工作物の種類)		
	構造		延べ面積	m ²	
	階数	地上 地下 /	軒高 (工作物の高さ)	m	
報告様式 (該当するものを○で囲む)	1	共通	7	シックハウス内装関係	
	2	基礎配筋	8	防火区画等関係	
	3	木造・軸組工法	9	バリアフリー関係	
	4	木造・枠組壁工法	10	詳細報告	
	5	鉄筋コンクリート造	11	各種資料チェックリスト	
	6	鉄骨造			
右記に該当する場合、 ○を記入	法7条の5適用の場合、申請書第四面の提出により様式1から11省略(中間検査に限る)		法7条の5の適用に必要な工事写真		

工事監理報告書(共通)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
確認の表示					
敷地の形状等	敷地境界等				
	すみ切り				
	擁壁設置の許認可の有無				
	道路との接続				
	道路境界線等				
配置等	敷地境界線と外壁の距離				
建物の高さ	設計GL及び現地設計GL				
	建物の高さ(斜線制限)				
造主 部要 等構	耐火、防火性能 その他				
内装	仕上材の種類 仕上げの状況				
開口部	寸法、形状 建具の種類				
建築設備	自然換気設備				
	給排水設備				
	電気設備				
備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。				

【各種材料試験及び検査結果一覧】

材料	試験項目	部位	試験又は検査実施者	結果	備考
コンクリート	骨材試験				
	コンクリートの配合				
	コンクリートの圧縮強度(1週)				
	コンクリートの圧縮強度(4週)				
	コンクリートの施工				
鉄筋	強度試験				
	施工				
	圧接部強度試験				
	溶接又は圧接部の				
	内部欠陥検査				

※部位(各工程)ごとに作成すること。ただし、記入できない場合は別途作成してください。

工事監理報告書(基礎配筋)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	地盤状況(地盤調査の要否)					
直接基礎	形状及び寸法					
	根入深さ					
	支持地盤の状態(乱されていないこと)					
	支持地盤の確認(地盤調査との照合)					
杭基礎 (杭頭処理)	形状及び寸法					
	杭鉄筋の種別、径、本数、間隔					
	杭芯ずれの有無					
	杭鉄筋の定着					
	杭頭破壊、損傷の有無					
	杭頭レベル					
	支持層の確認(地盤調査との照合)					
ベース配筋	鉄筋の径、間隔					
	鉄筋の定着					
	鉄筋のかぶり厚さ					
	杭基礎のフーチング立ち上がり筋					
基礎梁 配筋等	形状及び寸法					
	・スラブ厚さ					
	・基礎梁の幅、せい					
	主筋の種別、径、本数、間隔					
	主筋の定着					
	スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強					
	あばら筋の径、本数、間隔					
	あばら筋の加工					
	幅止め筋、腹筋の本数、位置					
	鉄筋のかぶり厚さ					
	柱主筋及び帯筋の種別、径、本数、間隔					
	結束筋の状況					
	地下壁					
その他	ガス圧接技量資格者の確認					
	ガス圧接継手位置、形状の確認					
	ガス圧接継手の強度確認					
	型枠、せき板、支保工、金物等の確認					
	型枠、支柱及び金物の締め付け、 清掃の確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・軸組工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	材質、断面寸法:柱寸法以上					
火打土台	45mm×90mm以上又は鋼製火打					
基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	径(φ12mm以上座金付)、間隔					
	施工状況(埋め込み長さ:250mm以上)					
柱と基礎(土台)との緊結 (ホールダウン金物)	緊結方法	ホールダウン用アンカーボルト				
		座金付ボルト(M16W)				
	位置及び施工状況(埋め込み長さ等)					
床組	床高さ(1階):GL+45cm					
	床下換気口(300cm ² 、1カ所/5m)					
	床下の防湿(60mm以上の土間コン打等)					
	防腐・防蟻措置(GL+1m以内)					
	剛な床組(2階床、3階床)					
	床板又は床下地板(材質、緊結方法等)					
柱・梁(胴差)	材質、配置、断面寸法					
	接合部・補強金物					
	防腐・防蟻措置					
耐力壁	材質、配置(申請図書との照合)					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	筋かい(形状、緊結方法等)					
	ホールダウン金物の位置及び施工状況					
小屋組	材質、配置(申請図書との照合)					
	小屋火打梁、小屋筋かい及び桁行筋かい					
	軒(たるきと軒桁はくらは金物で緊結)					
	たるき(棟木・母屋への緊結方法を考慮)					
	棟木・母屋(棟木は母屋の断面以上)					
	小屋束(公庫仕様:断面90mm×90mm以上)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(木造・枠組壁工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	寸法の制限、耐力壁下部に設置					
基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	階数3: φ12mm以上、長さ35cm以上					
	間隔: 2m以下					
	階数3: 開口部のたて枠から15cm以内					
床組	床根太寸法の制限					
	床根太支点間距離及び間隔の制限					
	開口部: 同寸以上の床根太で補強					
	耐力壁直下の床根太: 原則補強					
	床材に使用する材料の厚さの制限					
	床根太と土台、頭つなぎの釘打ち状況					
耐力壁	下枠、たて枠、上枠の寸法					
	たて枠の欠き込みと穴あけの状況					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	耐力壁線相互の間隔、水平面積の制限					
	外壁の耐力壁線相互の交差部					
	隅角部、交差部: 各々3本以上のたて枠					
	たて枠と直下の床枠組との緊結方法					
	耐力壁相互の緊結方法					
	開口部の幅の制限					
	ホールダウン金物の位置の施工状況					
小屋組	たるき、天井根太の寸法の制限					
	たるき間隔及び屋根下地の厚さの制限					
	たるき及びトラスと上枠等との緊結方法					
	屋根又は外壁の開口部の制限					
その他	防腐・防蟻措置(GL+1m以下の部分等)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(鉄筋コンクリート造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱	(1) 形状及び寸法					
	(2) 柱主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 柱主筋の出隅					
	(4) 柱主筋の定着					
	(5) 柱主筋の絞り加工の処理					
	(6) 帯筋の径、本数、間隔					
	(7) 帯筋の加工					
	(8) 高層RCの帯筋の溶接					
梁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 梁主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 梁主筋の出隅					
	(4) 梁主筋の定着					
	(5) スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強					
	(6) あばら筋の径、本数、間隔					
	(7) あばら筋の加工					
	(8) 幅止め筋、腹筋の本数、位置					
	(9) 交差部のあばら筋					
	(10) 高層RCのあばら筋の溶接					
床	(1) 形状及び寸法					
	(2) スラブ主筋方向、位置					
	(3) スラブ筋の径、間隔					
	(4) 床段差部の処理					
	(5) スラブ筋の定着					
	(6) 開口部の補強					
	(7) 設備配管完了後の状態					
壁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 縦筋及び横筋の径、間隔					
	(3) 壁筋の定着					
	(4) 開口部の補強					
	(5) 垂れ壁の配筋状態					
ガス圧接	(1) 技量資格者の確認					
	(2) 継手位置、形状の確認					
	(3) 継手強度確認(圧接部強度試験)					
型枠及び既存打設部分	(1) 型枠、支柱及び金物の締め付け、清掃の確認					
	(2) 型枠支柱の存置期間の確認					
	(3) コンクリート打ち込み後の養生確認					
その他	(1) 鉄筋のかぶり厚さ					
	(2) 重ね継手の長さ、位置					
	(3) 増し打ちの補強					
	(4) 構造スリットの位置、形状					
	(5) 打ち継ぎ面の処理					
	(6) 階段主筋の受け筋					
	(7) 結束筋の位置					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(鉄骨造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱脚部	(1) アンカーボルトの径、本数、位置 歪み、ナット締め付け					
	(2) ベースプレートの据え付け					
	(3) 根巻鉄筋					
	(4) コンクリート投入孔					
	(5) 認定柱脚					
接合部	(1) 継手部の状況 ・ボルトの径、本数、余長 ・継手の位置、形状 ・密着状態					
	(2) パネルゾーンの状況					
	(3) 小梁、片持梁、階段部等					
鉄骨	(1) 各部材の形状、寸法 " 配置 " 材質					
	(2) 溶接欠陥の有無					
	(3) カバープレート、ブレース等の取付け スカラップの有無					
	(4) スリーブの位置 " 大きさ " 補強					
床版	(1) 床の仕様					
	(2) 床ブレース:材質、寸法等の確認					
	(3) デッキプレート床方向 焼き抜きせん溶接の状態 配筋状況、方向確認					
	(4) 大臣認定床					
	(5) スタッドボルト:寸法、ピッチの確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

試験・検査項目	部位	サンプル数	試験又は検査実施者	結果	備考
鋼材強度試験					
ボルト類等強度試験					
溶接部強度試験					
溶接部非破壊検査					

工事監理報告書(シックハウス内装関係)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考	
居室部分	平面図の区分					
	居室の大きさ					
	使用建築材料の種類	床				
		壁				
		天井				
		床下				
		天井裏				
		小屋裏				
		造り付家具				
		階段				
		建具				
		点検口				
	使用建築材料の面積	床				
		壁				
		天井				
		床下				
		天井裏				
		小屋裏				
		造り付家具				
		階段				
建具						
点検口						
天井裏等の確認 (気密層又は通気止めを使用の場合は、写真を提出)	床下					
	天井裏					
	小屋裏					
	物置					
	ウォークインクローゼット その他					
防蟻材	床下					
	柱					
	壁					
添付図書 報告資料	使用建築材料表			(有・無)		
	写真(材料の種類が判断できるもの)			(有・無)		
	納品伝票			(有・無)		
	品質証明書			(有・無)		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

工事監理報告書(防火区画等)

項 目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備 考
防火区画等の見え隠れ部分	たて穴区画	階段				
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁				
		防火間仕切壁				
防火区画等貫通部分充填	たて穴区画	階段				
		吹き抜け				
		EV昇降路				
		PS				
	面積区画					
	異種用途区画					
	その他の区画	高層区画				
		界壁				
		防火間仕切壁				
芯出し穴等の充填						
防火設備の仕様						
防火戸取付部分の充填						
備 考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

※ 工事写真については、見え隠れ部分、区画貫通処理部分を重点的に添付すること。

※ 防火区画等の部分を明確にした図面を添付すること。

図面の作成について

各階平面図は、防火区画等の位置を色別表示(下表の表示例参照)してください。
 なお、平面図はA4サイズを原則とし、必ず通り芯を明記してください。

表示	色	区画の種類
	黄	たて穴区画
	赤	面積区画
	緑	異種用途区画
	青	その他区画

防火区画等の種類

	対象建築物	区画面積等	区画の方法	法令	
たて穴区画	主要構造部が準耐火構造、耐火構造で地階又は3階以上の階に居室のある建築物	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、タテスペース等のたて穴を形成する部分の周囲を区画	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条9項	
面積区画	耐火建築物	1,500㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項	
	準耐火建築物	イ 一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	同上
		法27条2項、法62条1項による場合	500㎡以内 防火上主要な間仕切壁	同上 耐火構造・準耐火構造・防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令112条2項
	口 準耐火建築物	一般	1,500㎡以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項
	法27条2項、法62条1項による場合	1,000㎡以内(500㎡以内)	同上	令112条3項(令112条2項)	
異種用途区画	一部が法24条各号の一に該当する建築物	当該用途部分、相互間及びその他の部分との間を区画	耐火構造、準耐火構造、両面防火の壁・特定防火設備・防火設備	令112条12項	
	一部が法27条1項、2項各号の一に該当する建築物		耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条13項	
その他区画	高層区画 十一階以上の部分	イ 一般	100㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条5項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	200㎡以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条6項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	500㎡以内	同上	令112条7項
	内装制限緩和区画	100㎡以内(共同住宅の住戸200㎡以内)	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令129条1項	
	排煙設備緩和区画	100㎡以内(高さが31m以下の部分にある共同住宅の住戸は200㎡以内)	同上	令126条の2第1項1号	
	非常用の昇降機の設置を免除する区画	100㎡以内	耐火構造の床・壁 常閉式特定防火設備	令129条の13の2	
	避難階段の設置を免除する区画	同上	耐火構造の床・壁 特定防火設備	令122条1項	
	避難階段の区画	——	耐火構造の壁 特定防火設備・防火設備	令123条1項1号、6号	
	特別避難階段の区画	——	同上	令123条3項2号、9号	
	防火切間壁	界壁 共同住宅	各戸	準耐火構造、耐火構造又は防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令114条1項
学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、寄宿舎、マーケット		その用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁	同上	令114条2項	

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)					
① 客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか					
② 車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか					
③ 便所(同じ階に共用便所があれば免除)					
(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか					
(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)					
(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)					
(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか					
④ 浴室等(共用の浴室等があれば免除)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 段がある部分					
(1)手すりを設けているか					
(2)識別しやすいものか					
(3)つまずきにくいものか					
③ 傾斜路					
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)					
(2)前後の通路と識別しやすいものか					
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか					
駐車場 (政令第17条)					
① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)					
(1)幅は350cm以上であるか					
(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか					
浴室等 (条例第21条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
標識 (政令第19条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか					
② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)					
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)					
② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか					
③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)					
(1)案内所は車いす使用者が利用できるものとして設けているか					

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
(政令第18条第2項第1号)					
① 階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）					
出入口 (政令第18条第2項第2号)					
① 幅は80cm以上であるか					
② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第22条第1項第1号)					
① 幅は120cm以上であるか					
② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか					
③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
④ 授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）					
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)					
① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか					
② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか					
③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか					
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第22条第1項第2号)					
① かが必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか					
② かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか					
③ かが及び昇降路の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか					
④ かが及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができる設備を設けているか					
⑤ かごの奥行きは135cm以上であるか					
⑥ かが内に鏡を設けているか					
⑦ かが内の左右両側に手すりを設けているか					
⑧ かが内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか					
⑨ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか					
⑩ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか					
(1)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したもののか					
(2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かが内の制御装置のうち、1以上）					
⑪ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか					
⑫ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか					
⑬ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合					
(1)かごの幅は、140cm以上であるか					
(2)かごは車いすが転回できる形状か					
(3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかが内の左右両面に設けているか					

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況
(エレベーター及びその乗降ロビーの続き)	⑭ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※5			
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			
	(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
	(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか			
	(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか			
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号）	① エレベーターの場合			
	(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか			
	(2)かごの幅は70cm以上であるか			
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか			
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）			
	② エスカレーターの場合			
	(1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか			
敷地内の通路（政令第18条第2項第7号）（条例第22条第1項第3号）	① 幅は120cm以上であるか			
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
	④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか			
	⑤ 傾斜路			
	(1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか			
	(2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか			
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）			
（政令第18条第3項）	⑥ 上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る			

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

案内設備までの経路（政令第21条）（条例第24条）	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※6				
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか				
	③ 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7				
	④ 経路上に設ける段を回り段としていないか				

備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。
----	--

バリアフリー関係の注意事項

※ 「政令」等の略語については、次のとおり。

「政令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法施行令

「条例」は、大阪府福祉のまちづくり条例

「規則」は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則

「告示」は、国土交通省告示

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

工事監理報告書(詳細報告)

月/日	天気 最低気温	報告事項	報告事項詳細	資料 No.	写真 No.

様式1から様式9に記載できない事項について記載して下さい。

各種資料チェックリスト

項 目	チェック	備 考
地盤調査報告書		
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書		
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書		
骨材試験報告書		
コンクリート配合報告書		
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書		
コンクリート圧縮強度試験報告書		
コンクリートコア圧縮強度試験報告書		
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書		
コンクリート工事施工結果報告書		
コンクリート打込結果表		
鉄筋強度試験報告書		
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書		
鋼材強度試験報告書		
ボルト類強度試験報告書		
高力ボルト締め付け検査報告書		
溶接部非破壊試験報告書		
溶接部強度試験報告書		
圧接部強度試験報告書		
鉄骨工事施工状況報告書		
使用金物一覧表		
鋼材の品質証明書の写し		
鋼材の流通経路を示す書類		
工事写真		
工事写真(法7条の5適用)※		

※法第7条の5(建築物に関する検査の特例)の適用を受ける場合は、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真の提出が必要です。

使用建築材料表 (使用材料に制限がある場合)

参考様式1

階	室名 (床面積㎡)	内装の 仕上げ 部分	種別	幅 [P]	モジュ ール [m]	高さ [m]	面積 [㎡]	係数	使用 面積 [㎡]	使用 面積 合計 (判定結果) [㎡]	写真・ 納品 伝票 番号	
1階	LD (㎡)	フローリング								m ²		
		壁										
		天井										
		ドア										
	K (㎡)	フローリング										
		壁										
		天井										
キッチン ドア												
洋室1 (㎡)	フローリング											
	壁											
	天井											
	開戸 収納引戸											
和室1 (㎡)	床											
	壁											
	天井											
	引違戸 床の間											
1階 廊下・ホール (㎡)	フローリング											
	壁											
	天井											
	ドア 玄関収納											
階段 (㎡)	壁											
	天井											
	踏み板											
	蹴込											
2階 廊下 (㎡)	フローリング											
	壁											
	天井											
	ドア 玄関収納											
合 計 ㎡												
2階	洋室2 (㎡)	フローリング								m ²		
		壁										
		天井										
		開戸 収納引戸										
和室2 (㎡)	床								m ²			
	壁											
	天井											
	引違戸 床の間											

室名は例示であり実態の室名を記入し、欄の追加削除をすること。
 [種別]欄 : 等級の種別を記入すること。(例: F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外 等)

内装仕上げ表

参考様式2

階	室名	床			壁			天井			開口部建具・収納・設備機器・その他						
		仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	
1階	玄関																
	ホール・廊下																
	リビング																
	ダイニング																
	キッチン																
	洋室																
	和室																
	洗面・脱衣室																
	押入れ																
	物入																
	トイレ																
2階	階段																
	廊下																
	洋室																
	和室																
	洗面・脱衣室																
	押入れ																
	物入																
	トイレ																

室名は例示であり、実態の室名を記入すること。

[仕上]欄：内装仕上げの材料を記入すること。(例：フローリング・クロス等)

[下地]欄：下地の材料を記入すること。(例：構造用合板・石こうボード等)

[種別]欄：等級の種別を記入すること。(例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外等)

[番号]欄：仕上、下地、種別ごとに番号を付して整理した写真、納品伝票、品質証明書等と同一の番号を記載すること。

[名称]欄：床、壁及び天井以外に制限を受ける部分の名称を記入すること。(例：システムキッチン・引違建具・洗面化粧台等)

本様式は参考様式です。本様式を活用しない場合でも、写真、納品伝票、品質証明書等わかり易く整理し提出すること。

建築主事 様

報告者	工事監理者	住 所		氏 名		Ⓜ	
		会社名		電 話			
工事施工者		住 所		代表者		Ⓜ	
		会社名		電 話			
確認	確認年月日	年 月 日	確認番号	号			
計画変更確認	確認年月日	年 月 日	確認番号	号			
建築工事名称							
建築場所							
建築主		住 所					
設計者	会社名	住 所		電 話			
	氏 名	資 格		（ ）級建築士（ ）登録第 号			
建築物の概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	階 数	地上 階 地下 階	主要用途	構 造			
工事監理実務者		会 社 名		電 話			
研修登録番号（ ）		所 属					
工事施工者 管理実務者		会 社 名		電 話			
研修登録番号（ ）		所 属					
下請会社	下請工事者	会 社 名		電 話			
	下請工事者 施工実務者	会 社 名		電 話			
研修登録番号（ ）		所 属					
圧送従事者		会 社 名 及 住 所		電 話			
研修・検定機関（ ）		所 属					
研修登録番号（ ）		所 属					

※添付資料：ア.コンクリート打込（計画・結果）表
 イ.コンクリート配合報告書
 ウ.骨材試験報告書

コンクリート打込（ 計画 ・ 結果 ）表

上段(計画) 下段(結果)	計画調査 番号	打込箇所 (部位別)	打込 時期	コンクリート の種類	セメントの 種類(記号)	設計基準 強度(N/mm ²)	呼び強度	混和材料 (商品名)	スランブ(cm)		単位水量 (kg/m ³)	打込容積 (m ³)	試験 回数(回)	空気量(%)		温 度(℃)		塩化物量 測定結果 (kg/m ³)	使用 塩化物量 測定器	⁹⁾ 圧縮強度(N/mm ²)		養生方法 (A ・ B ・ D)	
									最大	最小				最大	最小	7日	28日						
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
計画	NO.																						
結果	NO.																						(□A ・ □B ・ □D)
コンクリート容積計		普通(m ³) ・ 軽量(0 m ³)						合計 (m ³)															

【コンクリート製造会社・工場名】

⁹⁾【 コンクリートの劣化対策 】

⁹⁾【 考 察 】

計画調査 NO.	○塩化物量の予測 ()0.30kg/m ³ 以下、()0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下、()0.60kg/m ³ を超える	○圧縮強度試験結果について	○塩化物量測定結果について
計画調査 NO.	○塩害の要因(□ 有 ・ □ 無) ()海砂、()混和剤、()練り混ぜ水、()その他()		
計画調査 NO.	○塩害対策 (□ 有 ・ □ 無) ()調合(w/c %、スランブ cm)、()防せい剤() ()床下端の鉄筋かぶり厚さ(cm)、()その他()	○アルカリ骨材反応対策について	○その他(骨材の品質、不具合の処置等)
計画調査 NO.	○アルカリ骨材反応対策 (□ 有 ・ □ 無) ()無害骨材の使用、()低アルカリ形セメントの使用() ()アルカリ総量(kg/m ³ 以下)、()混合セメントの使用		

- 1) コンクリート工事施工計画報告書はコンクリート工事着手前までに、コンクリート工事施工結果報告書は中間検査申請時又は、完了検査申請時に必ず提出すること。
- 2) 記載内容に変更が生じた場合は、コンクリート工事施工結果報告書により報告すること。
- 3) コンクリート工事施工計画報告書の提出時に、計画調査番号を明記したコンクリート配合報告書を提示すること。
- 4) 工事開始前並びに工事期間中（1回/月）、「登録試験所」で行った骨材試験報告書（絶対密度及び吸水率の測定、粒度の測定）を各提出時に提示すること。
- 5) 工事期間中に行った塩化物量測定は、(財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物測定器具により測定し、この欄には最大値を記入すること。
- 6) 工事期間中に「登録試験所」で行った圧縮強度試験（S56 建告第1102号）の試験報告書の原本を各検査時に提示し、この欄には最小値を記入すること。

- 7) 各種試験は「登録試験所」で実施すること。
- 8) コンクリート工事施工計画報告時は計画欄（上段）に、コンクリート工事施工結果報告時は結果欄（下段）に記入すること。
- 9) コンクリートの劣化対策はコンクリート工事施工計画報告時に、考察はコンクリート工事施工結果報告時にそれぞれ記入すること。
- 10) 計画欄、結果欄 内は、未記入とする。

- 11) 養生方法A：標準養生
養生方法B：現場封かん養生
養生方法D：現場水中養生

鉄骨工事施工状況報告書

建築主事 様

年 月 日

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので下記のとおり報告します。

建 築 主 住 所

氏 名

工事監理者 事務所名

()級建築士事務所

() 登録

号

住 所

TEL

資 格

()級建築士 (大臣・知事) 登録

号

氏 名

印

工事施工者 住 所

TEL

施工者名

印

建築物・鉄骨工事概要	工事名称			建築確認	年 月 日 号			
	建築場所							
	主要用途		建築面積		延べ床面積			
	階 数	地上 地下	軒の高さ		最大スパン			
	構造種別	S造 SRC造 ()		架構形式	ラーメン プレース ()			
	確認済証と設計図書の照合		訂正箇所 (有・無)		設計図書の訂正 (確認済・未確認)			
	建築確認後の変更事項							
	主要部材の使用部位及び鋼種	部位	鋼材種別	重量	高力ボルトの種類	JIS型	(F T,) 径 (M)	
						トルネア型	(S T,) 径 (M)	
					高力ボルトの接合	接合方法	摩擦面の処理方法	
					摩擦、引張	1.母材: 2.スプライスPL:		
溶接継目の部位、鋼材の種類及び品質条件	突合せ	使用部位	鋼種	溶接棒	作業場所	姿勢	検査方法	特記事
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
	すみ肉				(工場・現場)			
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
	その他				(工場・現場)			
					(工場・現場)			
					(工場・現場)			
工事関係者住所・氏名	設 計 者	事務所名 ()級建築士事務所 ()登録 号 TEL 住 所 資格・氏名 ()級建築士 (大臣・知事)登録 号						
	構造担当者	事務所名 ()級建築士事務所 ()登録 号 TEL 住 所 資格・氏名 ()級建築士 (大臣・知事)登録 号 印						
	検査機関 (検査員)	機 関 名 代表者氏名 TEL 住 所 検査員氏名 資 格						
	鉄骨加工工場	工 場 名 代表者氏名 住 所 T E L						
	溶接管理責任者	所 属	氏名	印	資 格			
	溶接検査責任者	所 属	氏名	印	資 格			
	添付図書	7. 鋼材強度試験報告書 イ.ボルト類強度試験報告書 ウ.溶接部の非破壊検査報告書 エ.溶接部の強度試験報告書 オ.高力ボルト締め付け検査報告書 カ.鋼材の流通経路を示す書類 キ.写真 (開先形状 建て方 溶接部の外観及び非破壊検査 柱・梁・筋かい・柱脚の寸法及び形状) ク. () ケ. () コ. ()						

鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果					
検査等の項目	実施した試験・検査等の方法 (実施した項目の記号に○印)	検査等の実施状況の可否を記入			
		工事施工者	工事監理者	検査機関	
鉄骨加工工場の決定	a 書類検査 b 工場実地検査	可 不可	可 不可	-----	
要領書、工作図の審査	a 設計図書との照合 b 図書審査承認	可 不可	可 不可	-----	
溶接方法の承認	a 要領書審査 b 承認試験	可 不可	可 不可	-----	
溶接工の承認	a 資格証の確認 b 技量確認試験	可 不可	可 不可	-----	
使用鋼材等の品質確認	a ミルトの承認 b 立ち合い検査	可 不可	可 不可	-----	
使用材料、製品の検査 (HTB・スタッドボルト等)	a ミルトの承認 b 材料試験 c 立ち合い検査 d ()	可 不可	可 不可	-----	
現寸検査等	a 立ち合い検査	可 不可	可 不可	-----	
切断後の鋼材材質確認	a 立ち合い検査 b 確認試験	可 不可	可 不可	-----	
組立検査	a 開先形状 b ルト間隔 c 目違い d 裏当て、エンドタブ e 仮付け溶接	可 不可	可 不可	-----	
製品の社内検査実施状況の確認	a 製品の社内検査報告書確認 b () c ()	可 不可	可 不可	-----	
鉄骨製品の受入検査	a 溶接部外観検査 (溶接部の精度、表面欠陥) b 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験) その他 () c 補正措置 d 部材表面検査 e 寸法検査 f 取合部検査 g () h ()	可 不可	可 不可	可 不可	
RC部との接合 (柱脚等)	a 設計図書との照合	可 不可	可 不可	-----	
アンボルトの埋込等	a 設計図書との照合	可 不可	可 不可	-----	
建て方、建て方精度	a 建て方精度 b 建て入れ直し c 倒壊防止措置 d 仮締めボルト	可 不可	可 不可	-----	
トルネア型HTB受入検査	a 検査成績書 b 現場軸力導入確認試験	可 不可	可 不可	-----	
摩擦接合面の確認	a 目視 b ()	可 不可	可 不可	-----	
食い違い、肌すき検査	a 目視 b ()	可 不可	可 不可	-----	
高力ボルト本締め検査	a 目視 b ()	可 不可	可 不可	-----	
共廻り、締め忘れ検査	a 目視 b ()	可 不可	可 不可	-----	
要領書、工作図の承認	a 設計図書との照合	可 不可	可 不可	-----	
溶接方法の承認	a 要領書 b 承認試験	可 不可	可 不可	-----	
溶接工の承認	a 資格証 b 技量確認試験	可 不可	可 不可	-----	
溶接作業条件の承認	a 要領書	可 不可	可 不可	-----	
開先形状、ルト間隔、目違い、隙間	a 目視 b 溶接ゲージ c () d ()	可 不可	可 不可	-----	
仮付け溶接、裏当て、エンドタブ	a 目視 b 溶接ゲージ c () d ()	可 不可	可 不可	-----	
溶接部の検査	a 外観検査 b 非破壊検査 (超音波探傷試験、浸透検査探傷試験) その他 ()	可 不可	可 不可	可 不可	
所 見	工場製作について		現場製作について (内部欠陥検査の方法及び検査率は必ず記入)		

(注) 検査等を実施した時に不合格部分が存在した場合は、(不可)とし再検査年月日及び可否を記入する。